

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年12月28日提出
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算 型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決 算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決 算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決 算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコー ス（毎月決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース （毎月決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース （毎月決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコー ス（毎月決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決 算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランド コース（毎月決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピア コース（毎月決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファ ンドX（年２回決算型）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券の金額】

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算
型）

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決
算型）

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決
算型）

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決
算型）

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコー
ス（毎月決算型）

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース
（毎月決算型）

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース
（毎月決算型）

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコー
ス（毎月決算型）

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決
算型）

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランド
コース（毎月決算型）

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピア
コース（毎月決算型）

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファ
ンドX（年2回決算型）

1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）
 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）
 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）
 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）
 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）
 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）
 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）
 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）
 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）
 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）
 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）
 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドX（年2回決算型）

以上を総称して「国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）（毎月決算型）」または「ファンド」といい、各々を「各ファンド」ということがあります。

各ファンドについては、以下の略称を用いることがあります。

ファンドの名称		略称	略称
国際・キャピタル日本株式オープン（通貨選択型）	円コース （毎月決算型）	円コース （毎月決算型）	円コース
	米ドルコース （毎月決算型）	米ドルコース （毎月決算型）	米ドルコース
	ユーロコース （毎月決算型）	ユーロコース （毎月決算型）	ユーロコース
	豪ドルコース （毎月決算型）	豪ドルコース （毎月決算型）	豪ドルコース
	ブラジル・リアルコース（毎月決算型）	ブラジル・リアルコース（毎月決算型）	ブラジル・リアルコース
	メキシコ・ペソコース （毎月決算型）	メキシコ・ペソコース （毎月決算型）	メキシコ・ペソコース
	トルコ・リラコース （毎月決算型）	トルコ・リラコース （毎月決算型）	トルコ・リラコース
	ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）	ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）	ロシア・ルーブルコース
	中国元コース （毎月決算型）	中国元コース （毎月決算型）	中国元コース
	南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）	南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）	南アフリカ・ランドコース

	インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	インドネシア・ルピアコース
	マネー・プール・ファンドX（年2回決算型）	マネー・プール・ファンドX（年2回決算型）	マネー・プール・ファンドX

「円コース」、「米ドルコース」、「ユーロコース」、「豪ドルコース」、「ブラジル・リアルコース」、「メキシコ・ペソコース」、「トルコ・リラコース」、「ロシア・ルーブルコース」、「中国元コース」、「南アフリカ・ランドコース」、「インドネシア・ルピアコース」、の各々を「各通貨コース」ということがあります。

以下、各ファンドの共通の内容はまとめて記載します。

なお、ファンドは、11の為替戦略と2つの決算頻度の組み合わせによる22の通貨コース、および決算頻度の異なる2つのマネー・プール・ファンドの、計24本の追加型証券投資信託から構成される「国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）」のうちの一部を構成します。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド 1兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

（5）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）

マネー・プール・ファンドXの申込手数料は、無手数料とします。（マネー・プール・ファンドXの取得申込みについては、各通貨コースからのスイッチングの場合に限ります。）

※ スwitchingとは、各ファンドを解約した受取金額をもって当該解約の請求日に別の各ファンドの取得申込みを行うことをいいます。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

（７）【申込期間】

2023年 1月14日から2023年10月10日まで

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

- ・各通貨コースとマネー・プール・ファンドXの12ファンド間でのみスイッチングが可能です。
- ・販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

<各通貨コース>

ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

<マネー・プール・ファンドX>

ファミリーファンド方式により、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

マネー・プール・ファンドXにおいては、マネー・プール マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）に投資を行います。

信託金の限度額は、以下の通りです。

<各通貨コース> 3,000億円です。

<マネー・プール・ファンドX> 2,000億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

<各通貨コース>

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

<マネー・プール・ファンドX>

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
-----------	--------	------------------------

単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産
追加型投信		資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国 内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株 式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債 券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

各通貨コース

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年 2 回	日本	
	年 4 回	北米	
	年 6 回（隔月）	欧州	
不動産投信	年12回（毎月）	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
	日々	オセアニア	
	その他	中南米	
		アフリカ	
その他資産(投資信託証券 (株式 一般))		中 近 東 （ 中 東）	
資産複合		エマージング	

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

上記ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<マネー・プール・ファンドX>

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル	
	年２回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年４回	北米	ファミリーファンド
	年６回（隔月）	欧州	
	年１２回（毎月）	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他	中南米	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ	
		中近東（中東）	
資産複合		エマージング	

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

上記ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

該当する属性区分の定義について

その他資産（投資信託証券 (株式 一般)）	投資信託証券を通じて、主として株式（一般 [※] ）に投資する。 ※一般とは、大型株 ^{※1} 、中小型株 ^{※2} 属性にあてはまらない全てのものをいう。
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般)）	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として債券（一般 [※] ）に投資する。 ※一般とは、公債 ^{※3} 、社債、その他債券 ^{※4} 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年２回	目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
年１２回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年１２回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則 ^{※5} 」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

※１ 大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

※２ 中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

※３ 公債・・・・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債

（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

※ 4 その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

※ 5 一般社団法人投資信託協会が定める規則です。

※ 商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

※当ファンドおよびマネー・プール、マザーファンドは三菱UFJ信託銀行が運用を行います。

各通貨コースの特色

1 わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を主要投資対象とします。

- ◆ キャピタル・インターナショナル株式会社が運用を行うジャパン・エクイティ・マスター・ファンド^{※1}（以下「JEMF」ということがあります。）への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式等に投資を行います。また、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。

※1 JEMFは、円建のケイマン籍投資信託証券です。

- ◆ 各通貨コース（円コースを除く）が投資を行うJEMFにおいては、円売り／各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行います。為替取引には、外国為替予約取引および直物為替先渡取引（NDF）^{※2}等を活用することがあります。

※2 直物為替先渡取引（NDF）の説明は、後記「直物為替先渡取引（NDF）について」をご参照ください。

2 わが国の株式の値上がり益および為替差益の獲得を目指します。

各通貨コースの収益の源泉

- ◆ 各通貨コースの収益の源泉には、3つの要素があります。

要素1 わが国の株式等への投資

わが国の株式等を実質的な主要投資対象とすることで、値上がり益の獲得を目指します。

要素2 円と各通貨コースの対象通貨の短期金利の差から得られる「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」（円コースを除きます。）

各通貨コースの対象通貨の短期金利が、円の短期金利と比較して高い場合には、「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」の獲得が期待できます。

※対象通貨の短期金利が、円の短期金利と比較して低い場合には、「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が生じます。

※ただし、為替市場の状況によっては、収益または費用が、金利差相当分から乖離する場合があります。

要素3 対象通貨の為替変動（円コースを除きます。）

原則として円売り／各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行いますので、選択した各通貨コースの対象通貨が対円で上昇（円安）した場合には、為替差益を得ることができます。

一方、対円で下落（円高）した場合には、為替差損が生じます。

要素1

わが国の株式等への投資

JEMFを通じて、わが国の株式等を実質的な主要投資対象とすることで、値上がり益の獲得を目指します。

◆ JEMFの主な運用方針

- わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。
- TOPIX®配当込み指数をベンチマークとし円ベースで超過収益の獲得を目指します。
- そのうえで、各クラス（JPYクラスを除く）では、円売り／各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行います。

TOPIX® 配当込み指数は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウはJPXが所有しています。なお、当ファンドは、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、JPXは、当ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

要素2

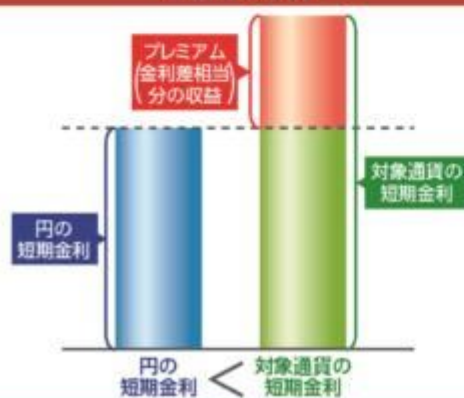
円と各通貨コースの対象通貨の短期金利の差から得られる「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」（円コースを除きます。）

各通貨コースの対象通貨の短期金利が、円の短期金利と比較して高い場合には、「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」の獲得が期待できます。

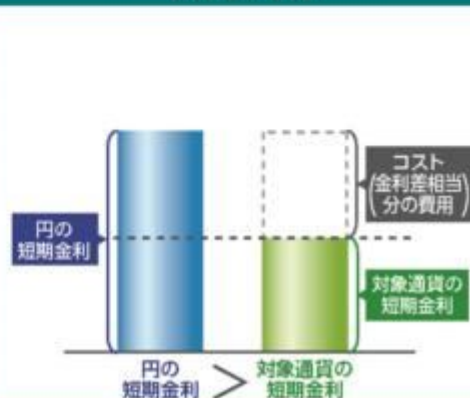
※対象通貨の短期金利が、円の短期金利と比較して低い場合には、「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が生じます。

※ただし、為替市場の状況によっては、収益または費用が、金利差相当分からカイ離する場合があります。

為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）を獲得する例



為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が発生する例



※上記の図は為替取引によるプレミアム／コストの概念を説明するイメージ図であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

要素3

対象通貨の為替変動（円コースを除きます。）

原則として円売り／各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行いますので、選択した各通貨コースの対象通貨が対円で上昇（円安）した場合には、為替差益を得ることができます。一方、対円で下落（円高）した場合には、為替差損が生じます。

◆各通貨コースの対象通貨の為替変動により以下のような影響を受けます。

各通貨コース	為替変動の影響	
	下落 ← 基準価額 → 上昇	
円コース	為替変動の影響はありません。	
米ドルコース	米ドル安 ← 円に対して	米ドル高 →
ユーロコース	ユーロ安 ← 円に対して	ユーロ高 →
豪ドルコース	豪ドル安 ← 円に対して	豪ドル高 →
ブラジル・レアルコース	ブラジル・レアル安 ← 円に対して	ブラジル・レアル高 →
メキシコ・ペソコース	メキシコ・ペソ安 ← 円に対して	メキシコ・ペソ高 →
トルコ・リラコース	トルコ・リラ安 ← 円に対して	トルコ・リラ高 →
ロシア・ルーブルコース	ロシア・ルーブル安 ← 円に対して	ロシア・ルーブル高 →
中国元コース	中国元安 ← 円に対して	中国元高 →
南アフリカ・ランドコース	南アフリカ・ランド安 ← 円に対して	南アフリカ・ランド高 →
インドネシア・ルピアコース	インドネシア・ルピア安 ← 円に対して	インドネシア・ルピア高 →

直物為替先渡取引（NDF）について

外国為替先渡取引の一種であり、対象通貨を用いた受渡しを行わずに、主に米ドルなど主要通貨による差金決済を相対で行う取引です。

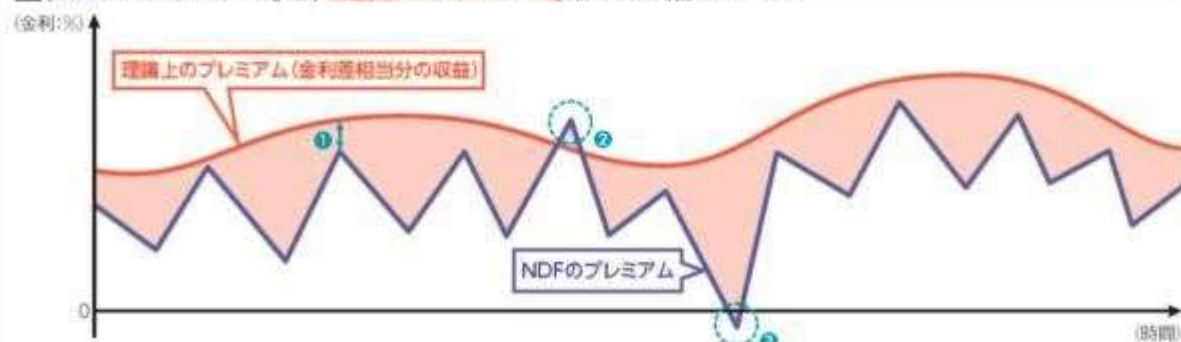
・為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、外国為替取引に関する規制などで機動的に為替予約取引を行えないことがあり、NDFを活用する場合があります。

・NDFは、通常の為替予約取引とは異なり、当局による規制などにより裁定が働かない場合があります。そのため、需給や当該通貨に対する期待等により、NDFのプレミアム^{*1}が、取引時点における理論上のプレミアム（金利差相当分の収益）^{*2}から大きく乖離する場合があります。その場合、理論上のプレミアムから減少^①（増加^②）することや、NDFのプレミアムがマイナス^③となることがあります（費用の発生）。

*1 NDFのプレミアム＝NDFを用いた為替取引によるプレミアム

*2 理論上のプレミアム＝為替取引による理論上のプレミアム

■「NDFのプレミアム」と「理論上のプレミアム」との乖離イメージ



※上記は、理論上のプレミアムがある場合のイメージであり、すべての事象があてはまるとは限りません。また、将来の水準を予測、または示唆するものではありません。

※上記の要因以外でも、円の短期金利が上昇した場合もしくは対象通貨の短期金利が低下した場合等には、NDFのプレミアムが減少したり、マイナスとなることがあります。

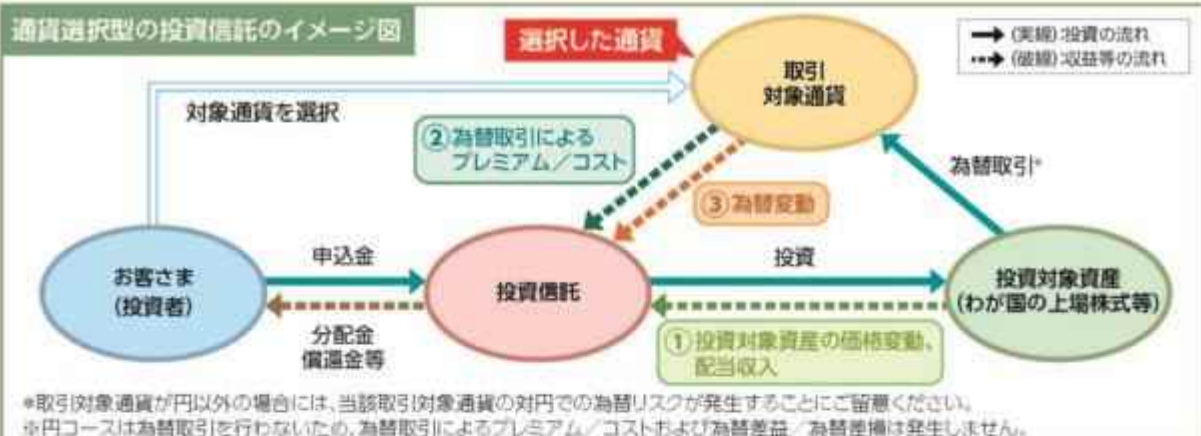
※上記は、直物為替先渡取引（NDF）や為替市場に関する説明の一部であり、直物為替先渡取引（NDF）や為替市場についてすべてを網羅したものではありません。

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2 のような運用ができない場合があります。

通貨選択型ファンドの収益／損失に関する説明

◆通貨選択型の投資信託は、投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



※上記イメージ図は、通貨選択型の投資信託の仕組みを分かりやすく表したものであり、実際には、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式については、前記「ファンドのしくみ（各通貨コース）」をご参照ください。

◆通貨選択型の投資信託の収益の源泉としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益の源泉に相応してリスクが内在していることにご留意ください。

1. 投資対象資産による収益（上図①部分）

- 投資対象資産が値上がりした場合等には、基準価額の上昇要因となります。
- 逆に、投資対象資産が値下がりした場合等には、基準価額の下落要因となります。

2. 為替取引によるプレミアム／コスト（上図②部分）（円コースを除きます。）

- 為替取引により、「選択した通貨」（コース）の短期金利が、円の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」が期待できます。
- 逆に、「選択した通貨」（コース）の短期金利のほうが低い場合には、「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が生じます。

※新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

3. 為替変動による収益（上図③部分）（円コースを除きます。）

- 投資対象資産が実質的に選択した通貨建となるように為替取引を行った結果、上図③の部分については、「選択した通貨」の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- 「選択した通貨」の対円レートが上昇（円安）した場合は、為替差益を得ることができます。
- 逆に、「選択した通貨」の対円レートが下落（円高）した場合は、為替差損が生じます。

◆これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。



（注）為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、為替取引に関する規制などで機動的に外国為替予約取引を行えないことがあり、直営為替先渡取引（NDF）を活用する場合があります。
為替取引を行う場合のプレミアム／コストは、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは異なる場合があります。

※上記は、主な収益源の要素の説明であり、全ての要素を網羅しているものではなく、将来における運用成果を予想あるいは保証するものではありません。市場動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。



毎月の決算時(14日(休業日の場合は翌営業日))に収益の分配を行います。

◆ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



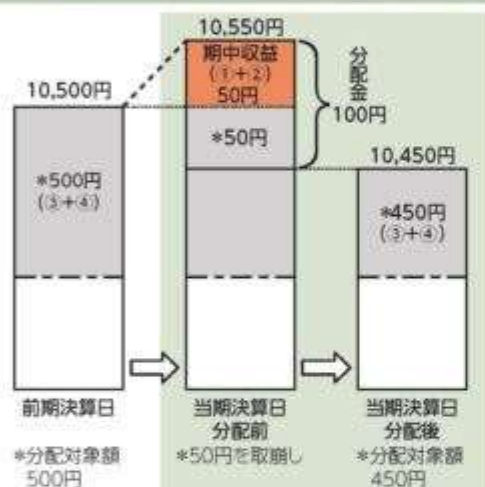
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

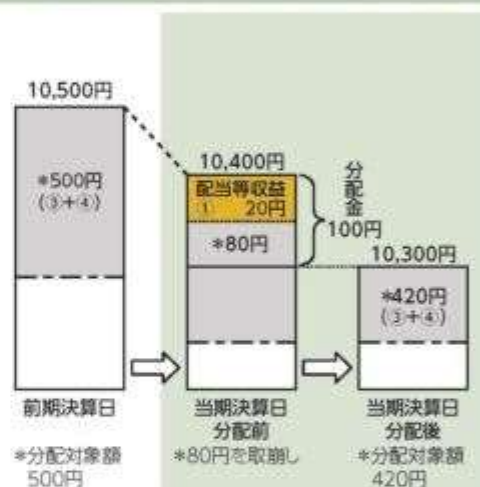
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ 主な投資制限

投資信託証券への投資

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への投資

株式への直接投資は行いません。

マネー・プール・ファンドXの特色

1 わが国の公社債へ投資を行います。

- ①わが国の公社債を中心に投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。
- ②投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとします。
- ③わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。
- (ア)A-2格相当以上の短期信用格付
- (イ)A格相当以上の長期信用格付
- (ウ)信用格付がない場合、委託会社が上記(ア)、(イ)と同等の信用力を有すると判断したもの
- なお、組入れにあたっては、次の範囲内とします。
- ・純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を上限とします。
 - ・2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社がこれらと同等の信用度を有すると判断した有価証券についてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を上限とします。

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1のような運用ができない場合があります。

2 年2回の決算時(4・10月の各14日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- ◆ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資は、行いません。

(2) 【ファンドの沿革】

2013年10月24日 各ファンドの証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2015年7月1日 各ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から
三菱UFJ国際投信株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

「各通貨コース（「マネー・プール・ファンドX」を除きます。）」

投資家（受益者）

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

販売会社

募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト 信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱UFJ国際投信株式会社
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。
投資↓↑損益	
投資対象ファンド	
投資↓↑損益	
有価証券等	

「マネー・プール・ファンドX」

投資家（受益者）	
お申込金↓↑収益分配金、解約代金等	
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
お申込金↓↑収益分配金、解約代金等	
受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト 信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱UFJ国際投信株式会社
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。
投資↓↑損益	
マザーファンド	
投資↓↑損益	
有価証券等	

※ただし、マネー・プール・ファンドXへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2022年10月末現在）

- 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- 設立年月日
1985年8月1日

- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
 - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
 - 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

各通貨コース	マネー・プール・ファンドX
ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。	ファミリーファンド方式により、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

② 投資態度

各通貨コース	マネー・プール・ファンドX
a. 円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（後記「※1」をご参照ください。）の受益証券を主要投資対象とします。 また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。 b. 円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンドへの投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を実質的な主要投資対象とします。なお、当該外国投資信託において、原則として為替取引を行います。 （為替取引の内容については後記「※2」をご参照ください。）	a. マネー・プール マザーファンドを通じて、わが国の公社債を中心に実質投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。 b. わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への実質投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。 （ア）A-2格相当以上の短期信用格付 （イ）A格相当以上の長期信用格付 （ウ）信用格付がない場合、委託会社が上記（ア）、（イ）と同等の信用力を有すると判断したもの

c. 資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。	c. 実質投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとします。 d. 実質投資するわが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券は、純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を組入れの上限とします。ただし、2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断した有価証券においてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を組入れの上限とします。 e. 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
--	---

※1 各通貨コースが投資する「ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド」は、以下の通りとなります。

各通貨コース	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド
円コース	J P Yクラス
米ドルコース	U S Dクラス
ユーロコース	E U Rクラス
豪ドルコース	A U Dクラス
ブラジル・レアルコース	B R Lクラス
メキシコ・ペソコース	M X Nクラス
トルコ・リラコース	T R Yクラス
ロシア・ルーブルコース	R U Bクラス
中国元コース	C N Yクラス
南アフリカ・ランドコース	Z A Rクラス
インドネシア・ルピアコース	I D Rクラス

※2 為替取引の内容は以下の通りとなります。

各通貨コース	為替取引の内容
円コース	為替取引は行いません。
米ドルコース	円の売り、米ドルの買い
ユーロコース	円の売り、ユーロの買い
豪ドルコース	円の売り、豪ドルの買い
ブラジル・レアルコース	円の売り、ブラジル・レアルの買い
メキシコ・ペソコース	円の売り、メキシコ・ペソの買い
トルコ・リラコース	円の売り、トルコ・リラの買い
ロシア・ルーブルコース	円の売り、ロシア・ルーブルの買い
中国元コース	円の売り、中国元の買い
南アフリカ・ランドコース	円の売り、南アフリカ・ランドの買い
インドネシア・ルピアコース	円の売り、インドネシア・ルピアの買い

※3 各通貨コースの運用方針の達成のため、投資先ファンドの具体的な投資先を重視

し、主要投資対象として「ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド」を選定し、また、余裕資金の運用のため、投資対象の流動性を重視し「マネー・プールマザーファンド」を選定しました。

③ 運用の形態等

各通貨コース	マネー・プール・ファンドX
ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。	ファミリーファンド方式により運用を行います。

(2) 【投資対象】

＜各通貨コース＞

円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（前記「※1」をご参照ください。）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

① 投資の対象とする資産の種類

各通貨コースにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. 約束手形
- c. 金銭債権

② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(前記(1)投資方針「※1」をご参照ください。)の受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- a. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- b. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. およびb. の証券または証書の性質を有するもの
- d. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- a. の証券およびc. の証券または証書のうちa. の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。なお、投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）および投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）を「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
 - b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - c. コール・ローン
 - d. 手形割引市場において売買される手形
- ④ 特別な場合の金融商品による運用
- 前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のa. からd. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)各通貨コースが投資対象とする投資先ファンドの概要

名称 <略称>	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(JPYクラス)	<JPYクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(USDクラス)	<USDクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(EURクラス)	<EURクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(AUDクラス)	<AUDクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(BRLクラス)	<BRLクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(MXNクラス)	<MXNクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(TRYクラス)	<TRYクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(RUBクラス)	<RUBクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(CNYクラス)	<CNYクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(ZARクラス)	<ZARクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(IDRクラス)	<IDRクラス>
形態等	ケイマン籍／外国投資信託受益証券／円建	

目的及び基本的性格	・わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。 ・TOPIX[®]配当込み指数をベンチマークとし円ベースで超過収益の獲得を目指します。 ・そのうえで、各クラス（JPYクラスを除きます。）では、原則として外国為替予約取引および直物為替先渡取引（NDF）等を活用した為替取引を行います。																				
運用方針	1. わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等に投資を行います。 ・企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄の選定を行います。 ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。 ・複数のポートフォリオ・マネージャーで構成する運用体制を通じて、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指します。 2. 各クラス（JPYクラスを除きます。）では、組入れる円建資産に対して、原則として以下の為替取引を行います。 <table border="1"> <tr> <td>USDクラス</td><td>原則として、円建資産を実質的に米ドル建となるように為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>EURクラス</td><td>原則として、円建資産を実質的にユーロ建となるように為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>AUDクラス</td><td>原則として、円建資産を実質的に豪ドル建となるように為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>BRLクラス</td><td>原則として、円建資産を実質的にブラジル・レアル建となるように為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>MXNクラス</td><td>原則として、円建資産を実質的にメキシコ・ペソ建となるように為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>TRYクラス</td><td>原則として、円建資産を実質的にトルコ・リラ建となるように為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>RUBクラス</td><td>原則として、円建資産を実質的にロシア・ルーブル建となるように為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>CNYクラス</td><td>原則として、円建資産を実質的に中国元建となるように為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>ZARクラス</td><td>原則として、円建資産を実質的に南アフリカ・ランド建となるように為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>IDRクラス</td><td>原則として、円建資産を実質的にインドネシア・ルピア建となるように為替取引を行います。</td></tr> </table> 3. 資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。	USDクラス	原則として、円建資産を実質的に米ドル建となるように為替取引を行います。	EURクラス	原則として、円建資産を実質的にユーロ建となるように為替取引を行います。	AUDクラス	原則として、円建資産を実質的に豪ドル建となるように為替取引を行います。	BRLクラス	原則として、円建資産を実質的にブラジル・レアル建となるように為替取引を行います。	MXNクラス	原則として、円建資産を実質的にメキシコ・ペソ建となるように為替取引を行います。	TRYクラス	原則として、円建資産を実質的にトルコ・リラ建となるように為替取引を行います。	RUBクラス	原則として、円建資産を実質的にロシア・ルーブル建となるように為替取引を行います。	CNYクラス	原則として、円建資産を実質的に中国元建となるように為替取引を行います。	ZARクラス	原則として、円建資産を実質的に南アフリカ・ランド建となるように為替取引を行います。	IDRクラス	原則として、円建資産を実質的にインドネシア・ルピア建となるように為替取引を行います。
USDクラス	原則として、円建資産を実質的に米ドル建となるように為替取引を行います。																				
EURクラス	原則として、円建資産を実質的にユーロ建となるように為替取引を行います。																				
AUDクラス	原則として、円建資産を実質的に豪ドル建となるように為替取引を行います。																				
BRLクラス	原則として、円建資産を実質的にブラジル・レアル建となるように為替取引を行います。																				
MXNクラス	原則として、円建資産を実質的にメキシコ・ペソ建となるように為替取引を行います。																				
TRYクラス	原則として、円建資産を実質的にトルコ・リラ建となるように為替取引を行います。																				
RUBクラス	原則として、円建資産を実質的にロシア・ルーブル建となるように為替取引を行います。																				
CNYクラス	原則として、円建資産を実質的に中国元建となるように為替取引を行います。																				
ZARクラス	原則として、円建資産を実質的に南アフリカ・ランド建となるように為替取引を行います。																				
IDRクラス	原則として、円建資産を実質的にインドネシア・ルピア建となるように為替取引を行います。																				
投資顧問会社	キャピタル・インターナショナル株式会社																				
信託期限	無期限																				
設定日	2013年10月24日																				
会計年度末	毎年9月末																				
収益分配	原則として、毎月分配を行います。																				
信託(管理)報酬	純資産総額に対して年率0.74%程度 (運用報酬:年率0.65%、管理費用:年率0.09%程度) ※上記の信託(管理)報酬の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、ファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等も投資先ファンドの信託財産から支弁されます。																				
申込手数料	ありません。																				

「キャピタル・インターナショナル株式会社」について

キャピタル・インターナショナル株式会社（以下、CIKK）は、1986年3月にわが国において設立された運用会社であり、世界有数の運用会社であるキャピタル・グループに所属しています。CIKKは、米国をはじめ世界各国で資産運用業務を展開するキャピタル・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

名称	マネー・プール マザーファンド
形態等	適格機関投資家私募
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度	① わが国の公社債に投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。 ② わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。 （ア）A-2格相当以上の短期信用格付 （イ）A格相当以上の長期信用格付 （ウ）信用格付がない場合、委託会社が上記（ア）、（イ）と同等の信用力を有すると判断したもの ③ 投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとします。 ④ 投資するわが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券は、純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を組入れの上限とします。ただし、2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断した有価証券においてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を組入れの上限とします。 ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・ 株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 外貨建資産への投資は行いません。
申込手数料	ありません。
信託報酬	かかりません。
信託期限	無期限
設定日	2009年9月29日
決算日	1月14日および7月14日（休業日の場合は翌営業日とします。）
主な関係法人	・ 委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 ・ 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

＜マネー・プール・ファンドX＞

マネー・プール マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の公社債を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

マネー・プール・ファンドXにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

a. 有価証券

b. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、（5）投資制限 ＜信託約款に定められた投資制限＞＜マネー・プール・ファンドX＞⑤および⑥に定めるものに限ります。）に係る権利

c. 約束手形

d. 金銭債権

② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資する

ことを指図します。

- a. 転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
 - b. 国債証券
 - c. 地方債証券
 - d. 特別の法律により法人の発行する債券
 - e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - f. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - h. コマーシャル・ペーパー
 - i. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. からh. の証券または証書の性質を有するもの
 - j. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - k. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - l. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - m. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - n. 外国の者に対する権利でm. の有価証券の性質を有するもの
- なお、a. および i. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および i. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利でe. の権利の性質を有するもの

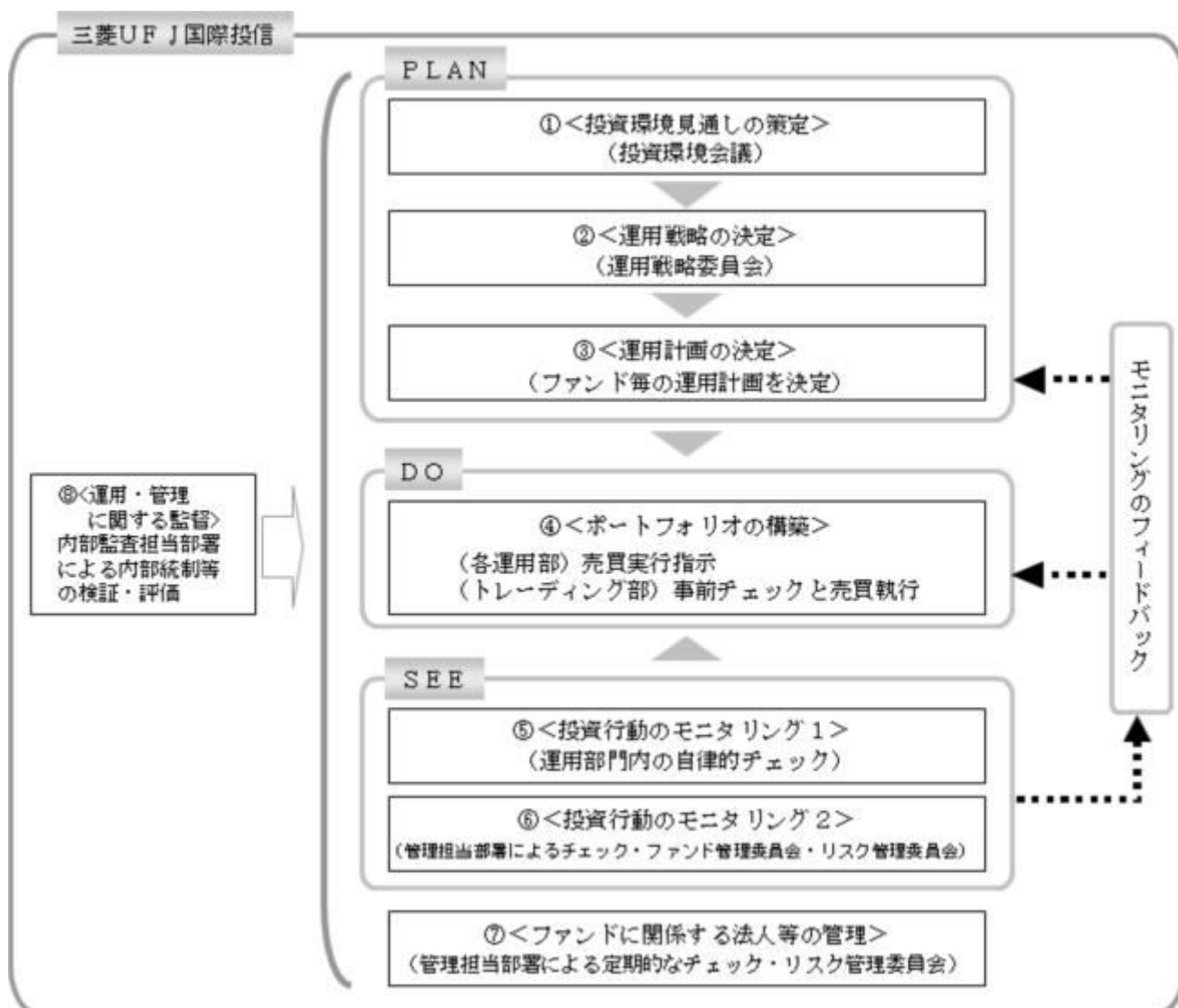
④ 特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のa. からf. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ その他の投資対象

- a. 先物取引等
- b. スワップ取引

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング 1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング 2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

各通貨コース	マネー・プール・ファンドX
毎月14日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。 ただし、第1期の決算日は2014年1月14日とします。	毎年4月14日および10月14日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。
a. 分配対象収益額の範囲 経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。	
b. 分配対象収益についての分配方針 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）	
c. 留保益の運用方針 留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。	

② 収益分配金の交付

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

＊ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

③ 収益の分配方式

各通貨コース	マネー・プール・ファンドX
a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。	
(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。	(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。	
b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。	

※当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。

(5) 【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

＜各通貨コース＞

① 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資

株式への直接投資は行いません。

③ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は行いません。

④ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

⑤ 公社債の借入れ

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑥ 資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑦ 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜マネー・プール・ファンドX＞

① マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への実質投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

③ 外貨建資産への投資

外貨建資産への投資は行いません。

④ 投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

⑤ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

a. 委託会社は、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

（a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

（c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション

取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

b. 委託会社は、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

（c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑥ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

a. 委託会社は、価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦ デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

⑧ 有価証券の貸付の指図および範囲

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の範囲内で貸付の指図をすることができます。

b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑨ 公社債の借入れ

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑩ 資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくはは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑪ 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

<マネー・プール・ファンドX>

- ・ 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

① 各通貨コースのリスク

a. 為替変動リスク

＜各通貨コース（円コースを除く）＞

主要投資対象とする外国投資信託は、円建資産へ投資し、原則として円売り／各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、各通貨コースの対象通貨が円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。

また、各通貨コースの対象通貨の金利が円の金利より低い場合、その金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

b. 株価変動リスク

実質的に投資している株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば基準価額の変動要因となります。

c. 信用リスク

実質的に投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

d. 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

e. カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、直物為替先渡取引（NDF）等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

f. その他の主な留意点

（a）各通貨コース（円コースを除きます。）では、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

（b）一般的に債券より株式の価格変動が大きいなど、資産によって価格変動リスクが異なることから、通貨選択型投資信託においても、投資対象資産により、基

準価額の変動の大きさが異なります。

（c）収益分配金に関する留意点

- ・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行います。委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- ・ 投資信託（ファンド）の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（d）各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、当該通貨コースは繰上償還されます。また、各通貨コースについて、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

（e）法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

（f）信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金には行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

（g）当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（h）当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

② マネー・プール・ファンドXのリスク

a. 金利変動リスク

主要投資対象である公社債の価格は、一般的に金利が上昇（低下）した場合には下落（上昇）し、基準価額の変動要因となります。

b. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

c. 市場リスク

投資対象国の景気、経済、社会情勢等により市況全体が下落した場合には、その影響を受けることがあります。

d. 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向

や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

e. 資金流出による基準価額変動リスク

ファンドからの資金流出の影響により、基準価額が変動することがあります。

f. ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

g. カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

h. その他の主な留意点

（a）投資環境によっては、マイナス利回りの公社債や金融商品等での運用となることがあり、この場合、基準価額の下落要因となりますのでご注意ください。

（b）各通貨コースが全て償還することとなる場合には、マネー・プール・ファンドXは繰上償還されます。

（c）収益分配金に関する留意点

- ・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行いますが、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- ・ 投資信託（ファンド）の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（d）法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

（e）信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

（f）当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（g）当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じ

て改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

各通貨コース(毎月決算型)、マネー・プール・ファンドX(年2回決算型)

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

円コース(毎月決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

米ドルコース(毎月決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

ユーロコース(毎月決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

豪ドルコース(毎月決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

ブラジル・リアルコース(毎月決算型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

メキシコ・ペソコース(毎月決算型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



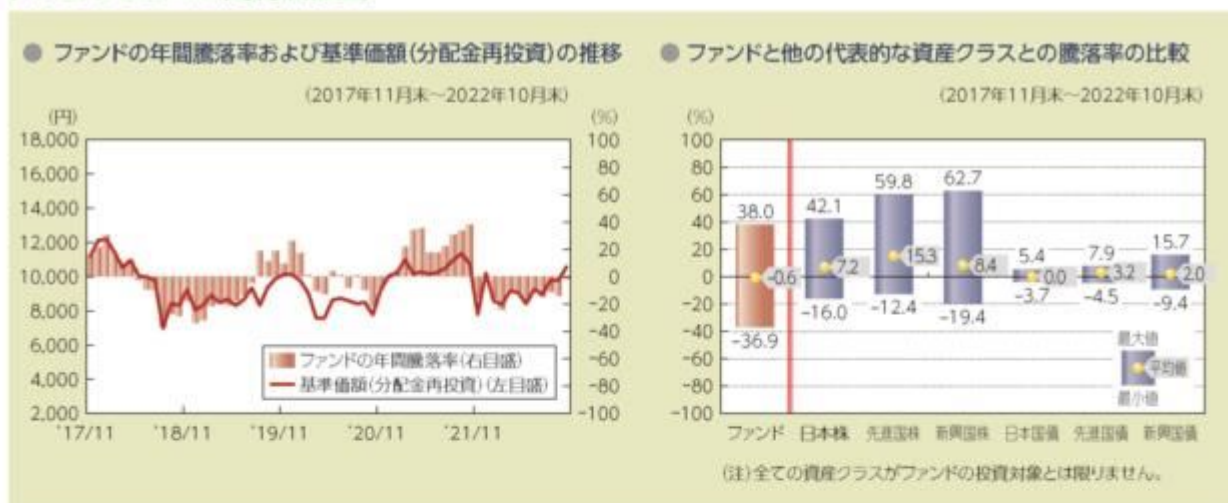
● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

トルコ・リラコース(毎月決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ロシア・ルーブルコース(毎月決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

中国元コース(毎月決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

南アフリカ・ランドコース(毎月決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

インドネシア・ルピアコース(毎月決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

マネー・プール・ファンドX(年2回決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。))の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

マネー・プール・ファンドXの申込手数料は、無手数料とします。（マネー・プール・ファンドXの取得申込みについては、各通貨コースからのスイッチングの場合に限ります。）

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

<各通貨コース>

① a. 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.1880%

（税抜1.0800％）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

② 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.3500％	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.7000％	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0300％	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

③ 前記のほかに各通貨コースが投資対象とする投資信託証券に関しても信託（管理）報酬等がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率[※]は、年率1.9280％程度（税込）です。

※ 前記の実質的な信託報酬率は、投資対象とする「ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド」における信託（管理）報酬率（運用報酬：年率0.65％、管理費用：年率0.09％程度）を含めた実質的な報酬率を算出したものです。ただし、管理費用には下限の金額が設定されており、投資信託証券の純資産総額等によっては、上記の実質的な信託報酬率を超える場合があります。

前記のほか、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等もファンドの信託財産から支弁されます。

なお、マネー・プール マザーファンドには、信託報酬はかかりません。

<マネー・プール・ファンドX>

① a. 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.770％（税抜0.700％）以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

計算日の信託報酬控除前の運用収益率 [*]	信託報酬率
年7％超の場合	年率0.770％（税抜0.700％）以内
年2％超7％以下の場合	運用収益率×11.0％（税抜10.0％）以内
年1％超2％以下の場合	年率0.220％（税抜0.200％）以内
年1％以下の場合	運用収益率×22.0％（税抜20.0％）以内

ただし、信託財産の純資産総額に、年率0.0110％（税抜0.0100％）を乗じて得た額を下限とします。

- ＊ 計算日の信託報酬控除前の運用収益率とは、計算日に発生する収益等の合計額から計算日に発生する経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した金額を、計算日における信託財産の純資産総額で除して得た率を年率換算したものをいいます。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

② 信託報酬の各支払先への配分は、以下の通りです。

支払先	配分	対価として提供する役務の内容
委託会社	信託報酬率に46.6%を乗じた率	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	信託報酬率に46.6%を乗じた率	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	信託報酬率に6.8%を乗じた率	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・ 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・ 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税

0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2022年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

（1）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	122,776,743	98.38
親投資信託受益証券	日本	99,970	0.08
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	－	1,924,187	1.54
純資産総額		124,800,900	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

令和 4年10月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（ＪＰＹクラス）	103,121,740	1.15	119,239,667	1.1906	122,776,743	98.38
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1.0038	99,970	1.0038	99,970	0.08

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.38
親投資信託受益証券	0.08
合計	98.46

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成26年 1月14日）	3,150,234,587	3,153,116,754	10,930	10,940
第2計算期間末日（平成26年 2月14日）	2,770,808,635	2,773,575,483	10,014	10,024
第3計算期間末日（平成26年 3月14日）	2,730,948,811	2,733,706,428	9,903	9,913
第4計算期間末日（平成26年 4月14日）	2,541,005,439	2,543,678,278	9,507	9,517
第5計算期間末日（平成26年 5月14日）	2,443,407,214	2,445,913,167	9,750	9,760
第6計算期間末日（平成26年 6月16日）	2,313,562,989	2,315,830,603	10,203	10,213
第7計算期間末日（平成26年 7月14日）	1,911,052,030	1,912,937,632	10,135	10,145
第8計算期間末日（平成26年 8月14日）	1,655,245,641	1,656,883,474	10,106	10,116
第9計算期間末日（平成26年 9月16日）	1,486,983,213	1,488,399,480	10,499	10,509
第10計算期間末日（平成26年10月14日）	1,202,290,998	1,203,497,152	9,968	9,978
第11計算期間末日（平成26年11月14日）	1,066,910,172	1,067,870,614	11,109	11,119
第12計算期間末日（平成26年12月15日）	768,065,320	768,752,756	11,173	11,183
第13計算期間末日（平成27年 1月14日）	670,901,701	671,522,467	10,808	10,818
第14計算期間末日（平成27年 2月16日）	815,071,489	815,796,418	11,243	11,253
第15計算期間末日（平成27年 3月16日）	812,076,335	812,738,191	12,270	12,280
第16計算期間末日（平成27年 4月14日）	813,316,775	813,962,562	12,594	12,604
第17計算期間末日（平成27年 5月14日）	851,646,660	852,314,662	12,749	12,759
第18計算期間末日（平成27年 6月15日）	798,277,125	798,885,671	13,118	13,128
第19計算期間末日（平成27年 7月14日）	740,132,684	740,717,697	12,652	12,662
第20計算期間末日（平成27年 8月14日）	665,442,890	665,965,482	12,734	12,744
第21計算期間末日（平成27年 9月14日）	576,145,436	576,658,894	11,221	11,231
第22計算期間末日（平成27年10月14日）	556,308,462	556,797,787	11,369	11,379
第23計算期間末日（平成27年11月16日）	596,678,949	597,172,397	12,092	12,102
第24計算期間末日（平成27年12月14日）	570,806,094	571,286,599	11,879	11,889
第25計算期間末日（平成28年 1月14日）	521,959,820	522,436,220	10,956	10,966
第26計算期間末日（平成28年 2月15日）	393,488,454	393,937,724	8,758	8,768
第27計算期間末日（平成28年 3月14日）	459,224,995	459,674,391	10,219	10,229
第28計算期間末日（平成28年 4月14日）	437,841,643	438,269,680	10,229	10,239
第29計算期間末日（平成28年 5月16日）	418,115,697	418,530,763	10,073	10,083
第30計算期間末日（平成28年 6月14日）	402,281,451	402,694,504	9,739	9,749
第31計算期間末日（平成28年 7月14日）	391,829,241	392,229,191	9,797	9,807
第32計算期間末日（平成28年 8月15日）	425,862,606	426,286,850	10,038	10,048
第33計算期間末日（平成28年 9月14日）	420,931,139	421,354,489	9,943	9,953
第34計算期間末日（平成28年10月14日）	427,123,149	427,543,664	10,157	10,167
第35計算期間末日（平成28年11月14日）	534,861,086	535,373,657	10,435	10,445
第36計算期間末日（平成28年12月14日）	588,728,520	589,245,311	11,392	11,402
第37計算期間末日（平成29年 1月16日）	596,614,294	597,136,808	11,418	11,428

第38計算期間末日	（平成29年 2月14日）	572,486,352	572,979,153	11,617	11,627
第39計算期間末日	（平成29年 3月14日）	576,860,345	577,352,903	11,712	11,722
第40計算期間末日	（平成29年 4月14日）	473,697,604	474,129,696	10,963	10,973
第41計算期間末日	（平成29年 5月15日）	525,559,894	526,005,051	11,806	11,816
第42計算期間末日	（平成29年 6月14日）	503,796,930	504,221,132	11,876	11,886
第43計算期間末日	（平成29年 7月14日）	489,888,489	490,294,550	12,064	12,074
第44計算期間末日	（平成29年 8月14日）	468,528,432	468,916,045	12,088	12,098
第45計算期間末日	（平成29年 9月14日）	430,517,804	430,866,572	12,344	12,354
第46計算期間末日	（平成29年10月16日）	404,242,640	404,555,629	12,916	12,926
第47計算期間末日	（平成29年11月14日）	349,194,243	349,452,578	13,517	13,527
第48計算期間末日	（平成29年12月14日）	407,454,150	407,755,033	13,542	13,552
第49計算期間末日	（平成30年 1月15日）	427,172,716	427,474,484	14,156	14,166
第50計算期間末日	（平成30年 2月14日）	420,372,780	420,697,126	12,961	12,971
第51計算期間末日	（平成30年 3月14日）	423,976,274	424,298,487	13,158	13,168
第52計算期間末日	（平成30年 4月16日）	407,427,438	407,741,770	12,962	12,972
第53計算期間末日	（平成30年 5月14日）	413,638,285	413,944,569	13,505	13,515
第54計算期間末日	（平成30年 6月14日）	426,136,363	426,451,177	13,536	13,546
第55計算期間末日	（平成30年 7月17日）	397,831,134	398,134,395	13,118	13,128
第56計算期間末日	（平成30年 8月14日）	371,202,423	371,495,998	12,644	12,654
第57計算期間末日	（平成30年 9月14日）	383,682,590	383,981,444	12,838	12,848
第58計算期間末日	（平成30年10月15日）	361,007,776	361,288,352	12,867	12,877
第59計算期間末日	（平成30年11月14日）	346,018,246	346,299,684	12,295	12,305
第60計算期間末日	（平成30年12月14日）	335,989,020	336,269,161	11,994	12,004
第61計算期間末日	（平成31年 1月15日）	259,836,187	260,071,319	11,051	11,061
第62計算期間末日	（平成31年 2月14日）	257,502,812	257,721,929	11,752	11,762
第63計算期間末日	（平成31年 3月14日）	248,668,358	248,882,064	11,636	11,646
第64計算期間末日	（平成31年 4月15日）	260,002,999	260,216,755	12,164	12,174
第65計算期間末日	（令和 1年 5月14日）	248,527,697	248,741,502	11,624	11,634
第66計算期間末日	（令和 1年 6月14日）	226,105,995	226,301,433	11,569	11,579
第67計算期間末日	（令和 1年 7月16日）	229,454,102	229,648,690	11,792	11,802
第68計算期間末日	（令和 1年 8月14日）	218,771,968	218,966,605	11,240	11,250
第69計算期間末日	（令和 1年 9月17日）	224,376,034	224,564,124	11,929	11,939
第70計算期間末日	（令和 1年10月15日）	217,010,444	217,193,933	11,827	11,837
第71計算期間末日	（令和 1年11月14日）	215,304,391	215,475,359	12,593	12,603
第72計算期間末日	（令和 1年12月16日）	215,328,487	215,495,373	12,903	12,913
第73計算期間末日	（令和 2年 1月14日）	212,085,922	212,248,743	13,026	13,036
第74計算期間末日	（令和 2年 2月14日）	201,823,303	201,981,311	12,773	12,783
第75計算期間末日	（令和 2年 3月16日）	149,561,882	149,719,932	9,463	9,473
第76計算期間末日	（令和 2年 4月14日）	169,998,390	170,155,685	10,808	10,818
第77計算期間末日	（令和 2年 5月14日）	182,647,227	182,804,567	11,608	11,618
第78計算期間末日	（令和 2年 6月15日）	173,960,880	174,101,484	12,372	12,382
第79計算期間末日	（令和 2年 7月14日）	177,673,178	177,812,576	12,746	12,756

第80計算期間末日	(令和 2年 8月14日)	175,861,023	175,994,941	13,132	13,142
第81計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	176,450,047	176,583,992	13,173	13,183
第82計算期間末日	(令和 2年10月14日)	181,698,609	181,831,765	13,646	13,656
第83計算期間末日	(令和 2年11月16日)	170,838,153	170,959,829	14,040	14,050
第84計算期間末日	(令和 2年12月14日)	169,543,861	169,660,016	14,596	14,606
第85計算期間末日	(令和 3年 1月14日)	177,934,138	178,050,322	15,315	15,325
第86計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	155,673,538	155,773,983	15,498	15,508
第87計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	154,988,466	155,088,056	15,563	15,573
第88計算期間末日	(令和 3年 4月14日)	128,305,675	128,387,503	15,680	15,690
第89計算期間末日	(令和 3年 5月14日)	121,630,143	121,711,996	14,859	14,869
第90計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	121,827,175	121,905,488	15,556	15,566
第91計算期間末日	(令和 3年 7月14日)	123,352,171	123,430,523	15,743	15,753
第92計算期間末日	(令和 3年 8月16日)	123,817,261	123,895,652	15,795	15,805
第93計算期間末日	(令和 3年 9月14日)	135,541,747	135,620,089	17,301	17,311
第94計算期間末日	(令和 3年10月14日)	143,326,814	143,416,148	16,044	16,054
第95計算期間末日	(令和 3年11月15日)	150,374,107	150,463,454	16,830	16,840
第96計算期間末日	(令和 3年12月14日)	145,805,432	145,894,469	16,376	16,386
第97計算期間末日	(令和 4年 1月14日)	139,873,647	139,961,912	15,847	15,857
第98計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	146,266,586	146,362,477	15,253	15,263
第99計算期間末日	(令和 4年 3月14日)	132,598,194	132,693,654	13,890	13,900
第100計算期間末日	(令和 4年 4月14日)	137,838,671	137,934,146	14,437	14,447
第101計算期間末日	(令和 4年 5月16日)	134,617,421	134,712,929	14,095	14,105
第102計算期間末日	(令和 4年 6月14日)	126,357,473	126,446,246	14,234	14,244
第103計算期間末日	(令和 4年 7月14日)	119,774,392	119,857,747	14,369	14,379
第104計算期間末日	(令和 4年 8月15日)	126,172,247	126,255,756	15,109	15,119
第105計算期間末日	(令和 4年 9月14日)	127,516,131	127,599,663	15,266	15,276
第106計算期間末日	(令和 4年10月14日)	121,311,489	121,395,177	14,496	14,506
令和 3年10月末日		146,727,572	—	16,423	—
11月末日		143,391,152	—	16,255	—
12月末日		144,652,872	—	16,390	—
令和 4年 1月末日		138,659,522	—	14,463	—
2月末日		146,021,035	—	14,714	—
3月末日		144,490,706	—	15,135	—
4月末日		135,875,934	—	14,228	—
5月末日		143,450,731	—	14,241	—
6月末日		122,645,092	—	14,257	—
7月末日		123,859,255	—	14,833	—
8月末日		126,311,321	—	15,123	—
9月末日		121,844,286	—	14,561	—
10月末日		124,800,900	—	14,910	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円
第10計算期間	10円
第11計算期間	10円
第12計算期間	10円
第13計算期間	10円
第14計算期間	10円
第15計算期間	10円
第16計算期間	10円
第17計算期間	10円
第18計算期間	10円
第19計算期間	10円
第20計算期間	10円
第21計算期間	10円
第22計算期間	10円
第23計算期間	10円
第24計算期間	10円
第25計算期間	10円
第26計算期間	10円
第27計算期間	10円
第28計算期間	10円
第29計算期間	10円
第30計算期間	10円
第31計算期間	10円
第32計算期間	10円
第33計算期間	10円
第34計算期間	10円
第35計算期間	10円
第36計算期間	10円
第37計算期間	10円
第38計算期間	10円
第39計算期間	10円
第40計算期間	10円

第41計算期間	10円
第42計算期間	10円
第43計算期間	10円
第44計算期間	10円
第45計算期間	10円
第46計算期間	10円
第47計算期間	10円
第48計算期間	10円
第49計算期間	10円
第50計算期間	10円
第51計算期間	10円
第52計算期間	10円
第53計算期間	10円
第54計算期間	10円
第55計算期間	10円
第56計算期間	10円
第57計算期間	10円
第58計算期間	10円
第59計算期間	10円
第60計算期間	10円
第61計算期間	10円
第62計算期間	10円
第63計算期間	10円
第64計算期間	10円
第65計算期間	10円
第66計算期間	10円
第67計算期間	10円
第68計算期間	10円
第69計算期間	10円
第70計算期間	10円
第71計算期間	10円
第72計算期間	10円
第73計算期間	10円
第74計算期間	10円
第75計算期間	10円
第76計算期間	10円
第77計算期間	10円
第78計算期間	10円
第79計算期間	10円
第80計算期間	10円
第81計算期間	10円
第82計算期間	10円

第83計算期間	10円
第84計算期間	10円
第85計算期間	10円
第86計算期間	10円
第87計算期間	10円
第88計算期間	10円
第89計算期間	10円
第90計算期間	10円
第91計算期間	10円
第92計算期間	10円
第93計算期間	10円
第94計算期間	10円
第95計算期間	10円
第96計算期間	10円
第97計算期間	10円
第98計算期間	10円
第99計算期間	10円
第100計算期間	10円
第101計算期間	10円
第102計算期間	10円
第103計算期間	10円
第104計算期間	10円
第105計算期間	10円
第106計算期間	10円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	9.40
第2計算期間	△8.28
第3計算期間	△1.00
第4計算期間	△3.89
第5計算期間	2.66
第6計算期間	4.74
第7計算期間	△0.56
第8計算期間	△0.18
第9計算期間	3.98
第10計算期間	△4.96
第11計算期間	11.54
第12計算期間	0.66
第13計算期間	△3.17

第14計算期間	4.11
第15計算期間	9.22
第16計算期間	2.72
第17計算期間	1.31
第18計算期間	2.97
第19計算期間	△3.47
第20計算期間	0.72
第21計算期間	△11.80
第22計算期間	1.40
第23計算期間	6.44
第24計算期間	△1.67
第25計算期間	△7.68
第26計算期間	△19.97
第27計算期間	16.79
第28計算期間	0.19
第29計算期間	△1.42
第30計算期間	△3.21
第31計算期間	0.69
第32計算期間	2.56
第33計算期間	△0.84
第34計算期間	2.25
第35計算期間	2.83
第36計算期間	9.26
第37計算期間	0.31
第38計算期間	1.83
第39計算期間	0.90
第40計算期間	△6.30
第41計算期間	7.78
第42計算期間	0.67
第43計算期間	1.66
第44計算期間	0.28
第45計算期間	2.20
第46計算期間	4.71
第47計算期間	4.73
第48計算期間	0.25
第49計算期間	4.60
第50計算期間	△8.37
第51計算期間	1.59
第52計算期間	△1.41
第53計算期間	4.26
第54計算期間	0.30
第55計算期間	△3.01

第56計算期間	△3.53
第57計算期間	1.61
第58計算期間	0.30
第59計算期間	△4.36
第60計算期間	△2.36
第61計算期間	△7.77
第62計算期間	6.43
第63計算期間	△0.90
第64計算期間	4.62
第65計算期間	△4.35
第66計算期間	△0.38
第67計算期間	2.01
第68計算期間	△4.59
第69計算期間	6.21
第70計算期間	△0.77
第71計算期間	6.56
第72計算期間	2.54
第73計算期間	1.03
第74計算期間	△1.86
第75計算期間	△25.83
第76計算期間	14.31
第77計算期間	7.49
第78計算期間	6.66
第79計算期間	3.10
第80計算期間	3.10
第81計算期間	0.38
第82計算期間	3.66
第83計算期間	2.96
第84計算期間	4.03
第85計算期間	4.99
第86計算期間	1.26
第87計算期間	0.48
第88計算期間	0.81
第89計算期間	△5.17
第90計算期間	4.75
第91計算期間	1.26
第92計算期間	0.39
第93計算期間	9.59
第94計算期間	△7.20
第95計算期間	4.96
第96計算期間	△2.63
第97計算期間	△3.16

第98計算期間	△3.68
第99計算期間	△8.87
第100計算期間	4.01
第101計算期間	△2.29
第102計算期間	1.05
第103計算期間	1.01
第104計算期間	5.21
第105計算期間	1.10
第106計算期間	△4.97

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	3,186,654,773	304,487,663	2,882,167,110
第2計算期間	274,441,448	389,760,356	2,766,848,202
第3計算期間	151,304,193	160,534,590	2,757,617,805
第4計算期間	22,444,440	107,222,976	2,672,839,269
第5計算期間	54,649,220	221,535,069	2,505,953,420
第6計算期間	43,261,046	281,600,150	2,267,614,316
第7計算期間	34,653,438	416,665,208	1,885,602,546
第8計算期間	18,218,529	265,987,276	1,637,833,799
第9計算期間	359,935	221,925,900	1,416,267,834
第10計算期間	4,882,250	214,995,835	1,206,154,249
第11計算期間	5,532,336	251,244,484	960,442,101
第12計算期間	12,006,248	285,012,275	687,436,074
第13計算期間	34,790,460	101,459,756	620,766,778
第14計算期間	140,091,731	35,929,447	724,929,062
第15計算期間	35,136,692	98,209,397	661,856,357
第16計算期間	58,468,996	74,538,092	645,787,261
第17計算期間	35,265,534	13,050,330	668,002,465
第18計算期間	41,697,491	101,153,728	608,546,228
第19計算期間	40,176,652	63,709,749	585,013,131
第20計算期間	424,956	62,845,819	522,592,268
第21計算期間	30,543,660	39,677,922	513,458,006
第22計算期間	21,513,891	45,646,286	489,325,611
第23計算期間	8,105,721	3,982,486	493,448,846
第24計算期間	1,582,907	14,526,389	480,505,364
第25計算期間	572,261	4,676,711	476,400,914
第26計算期間	96,694	27,226,771	449,270,837
第27計算期間	125,953	—	449,396,790

第28計算期間	103,537	21,462,607	428,037,720
第29計算期間	103,528	13,074,867	415,066,381
第30計算期間	26,662,283	28,675,636	413,053,028
第31計算期間	108,591	13,211,495	399,950,124
第32計算期間	29,054,132	4,760,080	424,244,176
第33計算期間	84,235	978,380	423,350,031
第34計算期間	87,903	2,922,441	420,515,493
第35計算期間	123,706,424	31,650,842	512,571,075
第36計算期間	47,222,027	43,001,528	516,791,574
第37計算期間	43,244,324	37,521,287	522,514,611
第38計算期間	8,120,426	37,833,808	492,801,229
第39計算期間	94,200,579	94,443,136	492,558,672
第40計算期間	36,195,059	96,661,169	432,092,562
第41計算期間	26,784,301	13,719,428	445,157,435
第42計算期間	8,192,807	29,147,684	424,202,558
第43計算期間	11,646,637	29,787,348	406,061,847
第44計算期間	15,946,934	34,395,451	387,613,330
第45計算期間	849,743	39,694,658	348,768,415
第46計算期間	49,033	35,827,563	312,989,885
第47計算期間	5,521,104	60,175,468	258,335,521
第48計算期間	49,367,862	6,819,503	300,883,880
第49計算期間	929,612	44,827	301,768,665
第50計算期間	29,236,226	6,658,297	324,346,594
第51計算期間	2,113,086	4,246,465	322,213,215
第52計算期間	75,672	7,956,305	314,332,582
第53計算期間	75,260	8,123,629	306,284,213
第54計算期間	10,201,018	1,670,667	314,814,564
第55計算期間	62,525	11,615,241	303,261,848
第56計算期間	73,562	9,760,359	293,575,051
第57計算期間	7,342,738	2,063,039	298,854,750
第58計算期間	2,413,770	20,691,964	280,576,556
第59計算期間	862,249	—	281,438,805
第60計算期間	2,092,520	3,389,417	280,141,908
第61計算期間	16,174,244	61,184,012	235,132,140
第62計算期間	68,353	16,082,738	219,117,755
第63計算期間	57,798	5,469,427	213,706,126
第64計算期間	50,491	—	213,756,617
第65計算期間	48,681	—	213,805,298
第66計算期間	50,708	18,417,040	195,438,966
第67計算期間	50,433	901,297	194,588,102
第68計算期間	49,298	—	194,637,400
第69計算期間	52,468	6,599,234	188,090,634

第70計算期間	46,653	4,647,971	183,489,316
第71計算期間	47,088	12,567,423	170,968,981
第72計算期間	36,080	4,118,290	166,886,771
第73計算期間	34,213	4,099,381	162,821,603
第74計算期間	41,313	4,854,161	158,008,755
第75計算期間	41,303	—	158,050,058
第76計算期間	52,013	806,913	157,295,158
第77計算期間	46,775	1,358	157,340,575
第78計算期間	59,840	16,795,853	140,604,562
第79計算期間	229,255	1,435,036	139,398,781
第80計算期間	33,530	5,514,268	133,918,043
第81計算期間	28,225	586	133,945,682
第82計算期間	32,556	822,205	133,156,033
第83計算期間	28,104	11,507,539	121,676,598
第84計算期間	29,747	5,551,120	116,155,225
第85計算期間	37,851	8,564	116,184,512
第86計算期間	28,501	15,767,440	100,445,573
第87計算期間	100,012	954,623	99,590,962
第88計算期間	24,486	17,786,596	81,828,852
第89計算期間	25,872	891	81,853,833
第90計算期間	29,241	3,569,481	78,313,593
第91計算期間	39,996	1,048	78,352,541
第92計算期間	38,697	167	78,391,071
第93計算期間	36,854	85,216	78,342,709
第94計算期間	11,047,453	55,343	89,334,819
第95計算期間	25,309	12,834	89,347,294
第96計算期間	975,589	1,285,567	89,037,316
第97計算期間	341,507	1,113,510	88,265,313
第98計算期間	7,633,246	7,376	95,891,183
第99計算期間	3,377,459	3,807,676	95,460,966
第100計算期間	30,498	15,582	95,475,882
第101計算期間	32,606	231	95,508,257
第102計算期間	6,883,575	13,618,521	88,773,311
第103計算期間	23,528	5,441,208	83,355,631
第104計算期間	156,555	2,901	83,509,285
第105計算期間	23,536	664	83,532,157
第106計算期間	157,601	1,028	83,688,730

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,891,692,451	98.12
親投資信託受益証券	日本	99,970	0.01
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	36,109,954	1.87
純資産総額		1,927,902,375	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（USDクラス）	1,409,291,851	1.29	1,831,233,831	1.3423	1,891,692,451	98.12
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1.0038	99,970	1.0038	99,970	0.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.12
親投資信託受益証券	0.01
合計	98.13

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成26年 1月14日）	17,198,356,923	17,228,062,518	11,579	11,599
第2計算期間末日（平成26年 2月14日）	19,842,409,578	19,880,561,561	10,402	10,422
第3計算期間末日（平成26年 3月14日）	21,206,767,005	21,248,056,533	10,272	10,292
第4計算期間末日（平成26年 4月14日）	20,137,597,308	20,178,729,551	9,792	9,812
第5計算期間末日（平成26年 5月14日）	20,776,979,531	20,818,170,792	10,088	10,108
第6計算期間末日（平成26年 6月16日）	20,205,374,354	20,243,743,459	10,532	10,552
第7計算期間末日（平成26年 7月14日）	17,659,045,104	17,693,075,060	10,379	10,399
第8計算期間末日（平成26年 8月14日）	15,187,853,850	15,216,939,961	10,443	10,463
第9計算期間末日（平成26年 9月16日）	13,302,919,547	13,326,354,288	11,353	11,373
第10計算期間末日（平成26年10月14日）	8,968,909,846	8,985,451,633	10,844	10,864
第11計算期間末日（平成26年11月14日）	8,048,915,261	8,061,415,210	12,878	12,898
第12計算期間末日（平成26年12月15日）	5,872,205,774	5,881,081,731	13,232	13,252
第13計算期間末日（平成27年 1月14日）	6,350,426,299	6,360,372,563	12,769	12,789
第14計算期間末日（平成27年 2月16日）	7,059,190,554	7,069,817,133	13,286	13,306
第15計算期間末日（平成27年 3月16日）	6,563,230,019	6,589,934,789	14,746	14,806
第16計算期間末日（平成27年 4月14日）	5,539,590,654	5,561,773,564	14,983	15,043
第17計算期間末日（平成27年 5月14日）	4,998,597,051	5,018,637,501	14,966	15,026
第18計算期間末日（平成27年 6月15日）	4,830,241,334	4,848,500,785	15,872	15,932
第19計算期間末日（平成27年 7月14日）	4,373,840,223	4,390,970,159	15,320	15,380
第20計算期間末日（平成27年 8月14日）	4,066,437,826	4,082,191,712	15,487	15,547
第21計算期間末日（平成27年 9月14日）	3,304,505,744	3,319,608,793	13,128	13,188
第22計算期間末日（平成27年10月14日）	3,402,691,663	3,418,145,525	13,211	13,271
第23計算期間末日（平成27年11月16日）	3,530,969,914	3,545,742,202	14,342	14,402
第24計算期間末日（平成27年12月14日）	3,187,924,722	3,201,754,410	13,831	13,891
第25計算期間末日（平成28年 1月14日）	2,809,575,573	2,823,144,355	12,424	12,484
第26計算期間末日（平成28年 2月15日）	2,218,517,472	2,232,677,776	9,400	9,460
第27計算期間末日（平成28年 3月14日）	2,574,546,820	2,588,610,376	10,984	11,044
第28計算期間末日（平成28年 4月14日）	2,332,462,605	2,345,747,934	10,534	10,594
第29計算期間末日（平成28年 5月16日）	2,203,092,263	2,215,919,760	10,305	10,365
第30計算期間末日（平成28年 6月14日）	2,019,368,211	2,031,903,350	9,666	9,726
第31計算期間末日（平成28年 7月14日）	1,896,407,501	1,908,436,463	9,459	9,519
第32計算期間末日（平成28年 8月15日）	1,987,352,584	2,000,118,649	9,340	9,400
第33計算期間末日（平成28年 9月14日）	2,018,540,263	2,031,513,887	9,335	9,395
第34計算期間末日（平成28年10月14日）	2,073,977,394	2,086,920,792	9,614	9,674
第35計算期間末日（平成28年11月14日）	2,171,168,529	2,184,020,478	10,136	10,196

第36計算期間末日	（平成28年12月14日）	2,457,165,681	2,469,579,198	11,877	11,937
第37計算期間末日	（平成29年 1月16日）	2,495,415,669	2,508,053,514	11,847	11,907
第38計算期間末日	（平成29年 2月14日）	3,280,582,658	3,297,160,701	11,873	11,933
第39計算期間末日	（平成29年 3月14日）	3,533,279,489	3,550,940,578	12,004	12,064
第40計算期間末日	（平成29年 4月14日）	3,011,999,564	3,028,906,130	10,689	10,749
第41計算期間末日	（平成29年 5月15日）	3,526,121,001	3,543,942,291	11,872	11,932
第42計算期間末日	（平成29年 6月14日）	3,531,423,669	3,549,743,347	11,566	11,626
第43計算期間末日	（平成29年 7月14日）	3,428,282,649	3,445,325,325	12,070	12,130
第44計算期間末日	（平成29年 8月14日）	3,239,846,876	3,256,556,535	11,633	11,693
第45計算期間末日	（平成29年 9月14日）	3,322,017,810	3,338,677,609	11,964	12,024
第46計算期間末日	（平成29年10月16日）	3,255,237,871	3,270,715,531	12,619	12,679
第47計算期間末日	（平成29年11月14日）	3,238,880,829	3,253,404,926	13,380	13,440
第48計算期間末日	（平成29年12月14日）	3,810,634,032	3,827,808,056	13,313	13,373
第49計算期間末日	（平成30年 1月15日）	4,011,267,794	4,028,842,900	13,694	13,754
第50計算期間末日	（平成30年 2月14日）	4,057,428,553	4,077,570,926	12,086	12,146
第51計算期間末日	（平成30年 3月14日）	4,583,629,034	4,606,311,535	12,125	12,185
第52計算期間末日	（平成30年 4月16日）	4,939,906,058	4,964,608,810	11,998	12,058
第53計算期間末日	（平成30年 5月14日）	4,188,146,705	4,207,962,481	12,681	12,741
第54計算期間末日	（平成30年 6月14日）	4,310,621,505	4,330,830,771	12,798	12,858
第55計算期間末日	（平成30年 7月17日）	4,131,325,558	4,151,012,483	12,591	12,651
第56計算期間末日	（平成30年 8月14日）	3,832,680,257	3,851,947,006	11,936	11,996
第57計算期間末日	（平成30年 9月14日）	3,970,220,904	3,989,744,884	12,201	12,261
第58計算期間末日	（平成30年10月15日）	3,924,010,315	3,943,277,559	12,220	12,280
第59計算期間末日	（平成30年11月14日）	4,073,839,712	4,094,498,132	11,832	11,892
第60計算期間末日	（平成30年12月14日）	4,169,289,908	4,191,057,580	11,492	11,552
第61計算期間末日	（平成31年 1月15日）	3,715,639,410	3,737,776,363	10,071	10,131
第62計算期間末日	（平成31年 2月14日）	4,102,921,164	4,125,463,959	10,920	10,980
第63計算期間末日	（平成31年 3月14日）	4,041,814,753	4,064,234,804	10,817	10,877
第64計算期間末日	（平成31年 4月15日）	4,129,899,849	4,151,716,666	11,358	11,418
第65計算期間末日	（令和 1年 5月14日）	3,823,072,761	3,844,807,133	10,554	10,614
第66計算期間末日	（令和 1年 6月14日）	3,768,633,433	3,790,336,137	10,419	10,479
第67計算期間末日	（令和 1年 7月16日）	3,804,814,108	3,826,462,934	10,545	10,605
第68計算期間末日	（令和 1年 8月14日）	3,488,242,627	3,509,398,871	9,893	9,953
第69計算期間末日	（令和 1年 9月17日）	3,709,956,232	3,730,937,439	10,609	10,669
第70計算期間末日	（令和 1年10月15日）	3,544,307,870	3,564,483,754	10,540	10,600
第71計算期間末日	（令和 1年11月14日）	3,643,078,686	3,662,585,647	11,205	11,265
第72計算期間末日	（令和 1年12月16日）	3,577,489,452	3,596,152,646	11,501	11,561
第73計算期間末日	（令和 2年 1月14日）	3,449,283,271	3,467,106,912	11,611	11,671
第74計算期間末日	（令和 2年 2月14日）	3,200,791,212	3,212,016,439	11,406	11,446
第75計算期間末日	（令和 2年 3月16日）	2,231,935,444	2,242,808,053	8,211	8,251
第76計算期間末日	（令和 2年 4月14日）	2,569,742,466	2,580,572,778	9,491	9,531
第77計算期間末日	（令和 2年 5月14日）	2,707,824,996	2,718,613,517	10,040	10,080

第78計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	2,751,626,772	2,761,928,627	10,684	10,724
第79計算期間末日	(令和 2年 7月14日)	2,753,787,645	2,763,824,343	10,975	11,015
第80計算期間末日	(令和 2年 8月14日)	2,714,615,434	2,724,275,603	11,240	11,280
第81計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	2,599,430,241	2,608,734,467	11,175	11,215
第82計算期間末日	(令和 2年10月14日)	2,577,901,469	2,586,884,900	11,478	11,518
第83計算期間末日	(令和 2年11月16日)	2,419,523,884	2,427,805,686	11,686	11,726
第84計算期間末日	(令和 2年12月14日)	2,393,330,646	2,401,282,151	12,040	12,080
第85計算期間末日	(令和 3年 1月14日)	2,458,877,583	2,466,682,160	12,602	12,642
第86計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	2,471,789,472	2,476,590,721	12,871	12,896
第87計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	2,516,612,384	2,521,306,299	13,404	13,429
第88計算期間末日	(令和 3年 4月14日)	2,492,415,150	2,497,023,326	13,522	13,547
第89計算期間末日	(令和 3年 5月14日)	2,236,431,907	2,240,780,949	12,856	12,881
第90計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	2,255,844,500	2,260,033,755	13,462	13,487
第91計算期間末日	(令和 3年 7月14日)	2,240,095,596	2,244,192,889	13,668	13,693
第92計算期間末日	(令和 3年 8月16日)	2,156,904,575	2,160,854,642	13,651	13,676
第93計算期間末日	(令和 3年 9月14日)	2,267,168,509	2,270,961,059	14,945	14,970
第94計算期間末日	(令和 3年10月14日)	2,057,046,384	2,060,649,770	14,272	14,297
第95計算期間末日	(令和 3年11月15日)	2,090,145,736	2,093,621,398	15,034	15,059
第96計算期間末日	(令和 3年12月14日)	1,939,978,589	1,943,312,699	14,546	14,571
第97計算期間末日	(令和 4年 1月14日)	1,891,181,017	1,894,527,125	14,130	14,155
第98計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	1,841,746,719	1,845,081,909	13,805	13,830
第99計算期間末日	(令和 4年 3月14日)	1,676,880,926	1,680,192,543	12,659	12,684
第100計算期間末日	(令和 4年 4月14日)	1,832,710,720	1,835,959,501	14,103	14,128
第101計算期間末日	(令和 4年 5月16日)	1,784,954,662	1,788,110,819	14,139	14,164
第102計算期間末日	(令和 4年 6月14日)	1,812,521,728	1,815,596,808	14,736	14,761
第103計算期間末日	(令和 4年 7月14日)	1,870,704,430	1,873,774,944	15,231	15,256
第104計算期間末日	(令和 4年 8月15日)	1,869,622,810	1,872,612,829	15,632	15,657
第105計算期間末日	(令和 4年 9月14日)	2,008,337,580	2,011,282,883	17,047	17,072
第106計算期間末日	(令和 4年10月14日)	1,868,700,198	1,871,522,658	16,552	16,577
	令和 3年10月末日	2,068,541,717	—	14,614	—
	11月末日	1,957,082,120	—	14,462	—
	12月末日	1,977,375,043	—	14,738	—
	令和 4年 1月末日	1,735,868,968	—	13,012	—
	2月末日	1,770,652,605	—	13,269	—
	3月末日	1,868,678,311	—	14,354	—
	4月末日	1,798,428,813	—	14,172	—
	5月末日	1,741,248,901	—	14,047	—
	6月末日	1,852,573,999	—	15,084	—
	7月末日	1,872,988,667	—	15,442	—
	8月末日	1,937,562,328	—	16,254	—
	9月末日	1,852,066,012	—	16,307	—
	10月末日	1,927,902,375	—	17,078	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	20円
第2計算期間	20円
第3計算期間	20円
第4計算期間	20円
第5計算期間	20円
第6計算期間	20円
第7計算期間	20円
第8計算期間	20円
第9計算期間	20円
第10計算期間	20円
第11計算期間	20円
第12計算期間	20円
第13計算期間	20円
第14計算期間	20円
第15計算期間	60円
第16計算期間	60円
第17計算期間	60円
第18計算期間	60円
第19計算期間	60円
第20計算期間	60円
第21計算期間	60円
第22計算期間	60円
第23計算期間	60円
第24計算期間	60円
第25計算期間	60円
第26計算期間	60円
第27計算期間	60円
第28計算期間	60円
第29計算期間	60円
第30計算期間	60円
第31計算期間	60円
第32計算期間	60円
第33計算期間	60円
第34計算期間	60円
第35計算期間	60円
第36計算期間	60円
第37計算期間	60円
第38計算期間	60円

第39計算期間	60円
第40計算期間	60円
第41計算期間	60円
第42計算期間	60円
第43計算期間	60円
第44計算期間	60円
第45計算期間	60円
第46計算期間	60円
第47計算期間	60円
第48計算期間	60円
第49計算期間	60円
第50計算期間	60円
第51計算期間	60円
第52計算期間	60円
第53計算期間	60円
第54計算期間	60円
第55計算期間	60円
第56計算期間	60円
第57計算期間	60円
第58計算期間	60円
第59計算期間	60円
第60計算期間	60円
第61計算期間	60円
第62計算期間	60円
第63計算期間	60円
第64計算期間	60円
第65計算期間	60円
第66計算期間	60円
第67計算期間	60円
第68計算期間	60円
第69計算期間	60円
第70計算期間	60円
第71計算期間	60円
第72計算期間	60円
第73計算期間	60円
第74計算期間	40円
第75計算期間	40円
第76計算期間	40円
第77計算期間	40円
第78計算期間	40円
第79計算期間	40円
第80計算期間	40円

第81計算期間	40円
第82計算期間	40円
第83計算期間	40円
第84計算期間	40円
第85計算期間	40円
第86計算期間	25円
第87計算期間	25円
第88計算期間	25円
第89計算期間	25円
第90計算期間	25円
第91計算期間	25円
第92計算期間	25円
第93計算期間	25円
第94計算期間	25円
第95計算期間	25円
第96計算期間	25円
第97計算期間	25円
第98計算期間	25円
第99計算期間	25円
第100計算期間	25円
第101計算期間	25円
第102計算期間	25円
第103計算期間	25円
第104計算期間	25円
第105計算期間	25円
第106計算期間	25円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	15.99
第2計算期間	△9.99
第3計算期間	△1.05
第4計算期間	△4.47
第5計算期間	3.22
第6計算期間	4.59
第7計算期間	△1.26
第8計算期間	0.80
第9計算期間	8.90
第10計算期間	△4.30
第11計算期間	18.94

第12計算期間	2.90
第13計算期間	△3.34
第14計算期間	4.20
第15計算期間	11.44
第16計算期間	2.01
第17計算期間	0.28
第18計算期間	6.45
第19計算期間	△3.09
第20計算期間	1.48
第21計算期間	△14.84
第22計算期間	1.08
第23計算期間	9.01
第24計算期間	△3.14
第25計算期間	△9.73
第26計算期間	△23.85
第27計算期間	17.48
第28計算期間	△3.55
第29計算期間	△1.60
第30計算期間	△5.61
第31計算期間	△1.52
第32計算期間	△0.62
第33計算期間	0.58
第34計算期間	3.63
第35計算期間	6.05
第36計算期間	17.76
第37計算期間	0.25
第38計算期間	0.72
第39計算期間	1.60
第40計算期間	△10.45
第41計算期間	11.62
第42計算期間	△2.07
第43計算期間	4.87
第44計算期間	△3.12
第45計算期間	3.36
第46計算期間	5.97
第47計算期間	6.50
第48計算期間	△0.05
第49計算期間	3.31
第50計算期間	△11.30
第51計算期間	0.81
第52計算期間	△0.55
第53計算期間	6.19

第54計算期間	1.39
第55計算期間	△1.14
第56計算期間	△4.72
第57計算期間	2.72
第58計算期間	0.64
第59計算期間	△2.68
第60計算期間	△2.36
第61計算期間	△11.84
第62計算期間	9.02
第63計算期間	△0.39
第64計算期間	5.55
第65計算期間	△6.55
第66計算期間	△0.71
第67計算期間	1.78
第68計算期間	△5.61
第69計算期間	7.84
第70計算期間	△0.08
第71計算期間	6.87
第72計算期間	3.17
第73計算期間	1.47
第74計算期間	△1.42
第75計算期間	△27.66
第76計算期間	16.07
第77計算期間	6.20
第78計算期間	6.81
第79計算期間	3.09
第80計算期間	2.77
第81計算期間	△0.22
第82計算期間	3.06
第83計算期間	2.16
第84計算期間	3.37
第85計算期間	5.00
第86計算期間	2.33
第87計算期間	4.33
第88計算期間	1.06
第89計算期間	△4.74
第90計算期間	4.90
第91計算期間	1.71
第92計算期間	0.05
第93計算期間	9.66
第94計算期間	△4.33
第95計算期間	5.51

第96計算期間	△3.07
第97計算期間	△2.68
第98計算期間	△2.12
第99計算期間	△8.12
第100計算期間	11.60
第101計算期間	0.43
第102計算期間	4.39
第103計算期間	3.52
第104計算期間	2.79
第105計算期間	9.21
第106計算期間	△2.75

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	17,755,529,325	2,902,731,743	14,852,797,582
第2計算期間	4,951,786,599	728,592,582	19,075,991,599
第3計算期間	2,059,899,525	491,127,003	20,644,764,121
第4計算期間	678,279,591	756,922,079	20,566,121,633
第5計算期間	674,420,701	644,911,623	20,595,630,711
第6計算期間	365,485,660	1,776,563,701	19,184,552,670
第7計算期間	170,823,881	2,340,398,303	17,014,978,248
第8計算期間	154,548,916	2,626,471,565	14,543,055,599
第9計算期間	76,715,290	2,902,400,339	11,717,370,550
第10計算期間	107,638,934	3,554,115,889	8,270,893,595
第11計算期間	761,275,910	2,782,194,918	6,249,974,587
第12計算期間	448,932,077	2,260,927,730	4,437,978,934
第13計算期間	906,286,472	371,133,335	4,973,132,071
第14計算期間	826,777,579	486,620,145	5,313,289,505
第15計算期間	37,431,468	899,925,869	4,450,795,104
第16計算期間	92,180,756	845,824,147	3,697,151,713
第17計算期間	96,874,242	453,950,852	3,340,075,103
第18計算期間	91,484,068	388,317,224	3,043,241,947
第19計算期間	139,067,628	327,320,149	2,854,989,426
第20計算期間	80,942,052	310,283,731	2,625,647,747
第21計算期間	86,693,705	195,166,597	2,517,174,855
第22計算期間	109,974,995	51,506,114	2,575,643,736
第23計算期間	50,041,125	163,636,803	2,462,048,058
第24計算期間	21,287,106	178,387,110	2,304,948,054
第25計算期間	7,988,912	51,473,263	2,261,463,703

第26計算期間	114,867,667	16,280,697	2,360,050,673
第27計算期間	34,259,283	50,383,880	2,343,926,076
第28計算期間	16,612,042	146,316,601	2,214,221,517
第29計算期間	21,659,036	97,964,286	2,137,916,267
第30計算期間	14,722,338	63,448,696	2,089,189,909
第31計算期間	7,992,375	92,355,123	2,004,827,161
第32計算期間	144,205,417	21,354,955	2,127,677,623
第33計算期間	87,994,639	53,401,535	2,162,270,727
第34計算期間	10,124,936	15,162,555	2,157,233,108
第35計算期間	95,648,921	110,890,454	2,141,991,575
第36計算期間	218,894,177	291,966,206	2,068,919,546
第37計算期間	215,479,917	178,091,919	2,106,307,544
第38計算期間	691,573,409	34,873,722	2,763,007,231
第39計算期間	234,549,669	54,042,061	2,943,514,839
第40計算期間	377,220,353	502,974,048	2,817,761,144
第41計算期間	215,745,616	63,291,624	2,970,215,136
第42計算期間	218,450,832	135,386,247	3,053,279,721
第43計算期間	17,074,519	229,908,217	2,840,446,023
第44計算期間	28,595,140	84,097,830	2,784,943,333
第45計算期間	64,320,614	72,630,779	2,776,633,168
第46計算期間	114,714,826	311,737,830	2,579,610,164
第47計算期間	206,647,239	365,574,564	2,420,682,839
第48計算期間	577,341,976	135,687,445	2,862,337,370
第49計算期間	149,449,909	82,602,799	2,929,184,480
第50計算期間	505,876,388	77,998,580	3,357,062,288
第51計算期間	428,613,637	5,259,023	3,780,416,902
第52計算期間	403,738,863	67,030,415	4,117,125,350
第53計算期間	52,450,597	866,946,557	3,302,629,390
第54計算期間	151,673,216	86,091,603	3,368,211,003
第55計算期間	36,313,943	123,370,654	3,281,154,292
第56計算期間	123,626,382	193,655,743	3,211,124,931
第57計算期間	161,850,996	118,979,208	3,253,996,719
第58計算期間	122,254,057	165,043,341	3,211,207,435
第59計算期間	284,314,820	52,452,196	3,443,070,059
第60計算期間	238,335,633	53,460,249	3,627,945,443
第61計算期間	131,190,195	69,643,381	3,689,492,257
第62計算期間	126,844,198	59,203,928	3,757,132,527
第63計算期間	60,494,366	80,951,619	3,736,675,274
第64計算期間	77,816,446	178,355,451	3,636,136,269
第65計算期間	20,157,590	33,898,521	3,622,395,338
第66計算期間	23,567,329	28,845,178	3,617,117,489
第67計算期間	8,535,250	17,514,927	3,608,137,812

第68計算期間	6,555,689	88,652,815	3,526,040,686
第69計算期間	10,433,868	39,606,717	3,496,867,837
第70計算期間	2,689,369	136,909,855	3,362,647,351
第71計算期間	2,463,140	113,950,172	3,251,160,319
第72計算期間	9,491,512	150,119,365	3,110,532,466
第73計算期間	2,033,726	141,959,272	2,970,606,920
第74計算期間	2,088,729	166,388,844	2,806,306,805
第75計算期間	14,162,290	102,316,646	2,718,152,449
第76計算期間	5,137,596	15,711,833	2,707,578,212
第77計算期間	2,006,948	12,454,734	2,697,130,426
第78計算期間	1,919,179	123,585,741	2,575,463,864
第79計算期間	11,977,557	78,266,860	2,509,174,561
第80計算期間	1,373,179	95,505,481	2,415,042,259
第81計算期間	3,816,440	92,802,034	2,326,056,665
第82計算期間	1,471,453	81,670,337	2,245,857,781
第83計算期間	1,125,343	176,532,497	2,070,450,627
第84計算期間	975,105	83,549,464	1,987,876,268
第85計算期間	8,766,916	45,498,762	1,951,144,422
第86計算期間	733,697	31,378,267	1,920,499,852
第87計算期間	565,622	43,499,382	1,877,566,092
第88計算期間	486,821	34,782,325	1,843,270,588
第89計算期間	1,866,825	105,520,534	1,739,616,879
第90計算期間	464,588	64,379,103	1,675,702,364
第91計算期間	451,547	37,236,388	1,638,917,523
第92計算期間	436,943	59,327,471	1,580,026,995
第93計算期間	8,041,098	71,048,051	1,517,020,042
第94計算期間	855,364	76,520,779	1,441,354,627
第95計算期間	409,790	51,499,281	1,390,265,136
第96計算期間	417,891	57,038,927	1,333,644,100
第97計算期間	12,639,299	7,840,156	1,338,443,243
第98計算期間	365,525	4,732,514	1,334,076,254
第99計算期間	1,239,127	10,668,302	1,324,647,079
第100計算期間	401,198	25,535,640	1,299,512,637
第101計算期間	348,013	37,397,675	1,262,462,975
第102計算期間	347,879	32,778,846	1,230,032,008
第103計算期間	2,320,809	4,147,116	1,228,205,701
第104計算期間	3,629,240	35,827,282	1,196,007,659
第105計算期間	351,368	18,237,472	1,178,121,555
第106計算期間	13,467,291	62,604,738	1,128,984,108

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	11,679,217	98.74
親投資信託受益証券	日本	9,996	0.08
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	138,817	1.18
純資産総額		11,828,030	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（EURクラス）	8,447,897	1.3	11,059,986	1.3825	11,679,217	98.74
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	9,959	1.0038	9,996	1.0038	9,996	0.08

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.74
親投資信託受益証券	0.08
合計	98.83

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成26年 1月14日）	267,966,797	268,433,850	11,475	11,495
第2計算期間末日（平成26年 2月14日）	218,345,682	218,772,872	10,222	10,242
第3計算期間末日（平成26年 3月14日）	231,267,239	231,715,356	10,322	10,342
第4計算期間末日（平成26年 4月14日）	281,800,903	282,375,803	9,803	9,823
第5計算期間末日（平成26年 5月14日）	282,024,202	282,589,927	9,970	9,990
第6計算期間末日（平成26年 6月16日）	271,098,897	271,626,137	10,284	10,304
第7計算期間末日（平成26年 7月14日）	216,072,653	216,497,471	10,172	10,192
第8計算期間末日（平成26年 8月14日）	207,092,176	207,503,368	10,073	10,093
第9計算期間末日（平成26年 9月16日）	199,615,947	199,993,452	10,576	10,596
第10計算期間末日（平成26年10月14日）	115,573,172	115,808,443	9,825	9,845
第11計算期間末日（平成26年11月14日）	135,813,742	136,049,246	11,534	11,554
第12計算期間末日（平成26年12月15日）	52,967,151	53,055,659	11,969	11,989
第13計算期間末日（平成27年 1月14日）	43,942,026	44,022,313	10,946	10,966
第14計算期間末日（平成27年 2月16日）	39,378,696	39,450,143	11,023	11,043
第15計算期間末日（平成27年 3月16日）	37,855,133	37,955,366	11,330	11,360
第16計算期間末日（平成27年 4月14日）	37,629,805	37,727,424	11,564	11,594
第17計算期間末日（平成27年 5月14日）	151,464,545	151,833,938	12,301	12,331
第18計算期間末日（平成27年 6月15日）	187,088,245	187,521,457	12,956	12,986
第19計算期間末日（平成27年 7月14日）	171,756,572	172,176,959	12,257	12,287
第20計算期間末日（平成27年 8月14日）	176,432,485	176,854,850	12,532	12,562
第21計算期間末日（平成27年 9月14日）	144,907,218	145,309,047	10,819	10,849
第22計算期間末日（平成27年10月14日）	146,612,392	147,014,362	10,942	10,972
第23計算期間末日（平成27年11月16日）	150,648,092	151,050,087	11,243	11,273
第24計算期間末日（平成27年12月14日）	139,108,365	139,483,783	11,116	11,146
第25計算期間末日（平成28年 1月14日）	123,504,594	123,880,037	9,869	9,899
第26計算期間末日（平成28年 2月15日）	96,950,318	97,325,796	7,746	7,776
第27計算期間末日（平成28年 3月14日）	112,544,634	112,920,156	8,991	9,021
第28計算期間末日（平成28年 4月14日）	107,577,796	107,947,365	8,733	8,763
第29計算期間末日（平成28年 5月16日）	105,608,983	105,978,588	8,572	8,602
第30計算期間末日（平成28年 6月14日）	99,287,653	99,657,295	8,058	8,088
第31計算期間末日（平成28年 7月14日）	95,235,372	95,605,054	7,728	7,758
第32計算期間末日（平成28年 8月15日）	95,759,963	96,134,090	7,679	7,709
第33計算期間末日（平成28年 9月14日）	96,276,482	96,650,622	7,720	7,750

第34計算期間末日	（平成28年10月14日）	97,414,613	97,788,795	7,810	7,840
第35計算期間末日	（平成28年11月14日）	101,421,594	101,795,818	8,131	8,161
第36計算期間末日	（平成28年12月14日）	116,604,938	116,979,205	9,347	9,377
第37計算期間末日	（平成29年 1月16日）	116,107,669	116,481,981	9,306	9,336
第38計算期間末日	（平成29年 2月14日）	115,096,723	115,466,651	9,334	9,364
第39計算期間末日	（平成29年 3月14日）	117,218,276	117,588,287	9,504	9,534
第40計算期間末日	（平成29年 4月14日）	103,929,505	104,299,601	8,425	8,455
第41計算期間末日	（平成29年 5月15日）	118,764,850	119,134,681	9,634	9,664
第42計算期間末日	（平成29年 6月14日）	118,713,219	119,083,071	9,629	9,659
第43計算期間末日	（平成29年 7月14日）	115,791,965	116,131,895	10,219	10,249
第44計算期間末日	（平成29年 8月14日）	114,946,548	115,286,470	10,145	10,175
第45計算期間末日	（平成29年 9月14日）	167,692,548	168,168,955	10,560	10,590
第46計算期間末日	（平成29年10月16日）	175,747,916	176,224,367	11,066	11,096
第47計算期間末日	（平成29年11月14日）	183,845,020	184,321,842	11,567	11,597
第48計算期間末日	（平成29年12月14日）	184,537,349	185,013,948	11,616	11,646
第49計算期間末日	（平成30年 1月15日）	174,563,384	174,988,950	12,306	12,336
第50計算期間末日	（平成30年 2月14日）	156,174,852	156,600,442	11,009	11,039
第51計算期間末日	（平成30年 3月14日）	157,291,673	157,717,222	11,089	11,119
第52計算期間末日	（平成30年 4月16日）	159,351,333	159,788,394	10,938	10,968
第53計算期間末日	（平成30年 5月14日）	163,418,271	163,855,485	11,213	11,243
第54計算期間末日	（平成30年 6月14日）	162,406,725	162,844,185	11,137	11,167
第55計算期間末日	（平成30年 7月17日）	158,490,717	158,928,298	10,866	10,896
第56計算期間末日	（平成30年 8月14日）	147,179,217	147,617,064	10,084	10,114
第57計算期間末日	（平成30年 9月14日）	153,989,508	154,427,572	10,546	10,576
第58計算期間末日	（平成30年10月15日）	136,017,870	136,407,884	10,463	10,493
第59計算期間末日	（平成30年11月14日）	128,522,683	128,912,899	9,881	9,911
第60計算期間末日	（平成30年12月14日）	125,488,724	125,879,119	9,643	9,673
第61計算期間末日	（平成31年 1月15日）	111,261,445	111,652,090	8,544	8,574
第62計算期間末日	（平成31年 2月14日）	118,940,394	119,201,059	9,126	9,146
第63計算期間末日	（平成31年 3月14日）	118,188,646	118,449,444	9,064	9,084
第64計算期間末日	（平成31年 4月15日）	113,724,565	113,963,135	9,534	9,554
第65計算期間末日	（令和 1年 5月14日）	105,198,960	105,437,623	8,816	8,836
第66計算期間末日	（令和 1年 6月14日）	104,195,485	104,434,288	8,726	8,746
第67計算期間末日	（令和 1年 7月16日）	105,472,977	105,711,920	8,828	8,848
第68計算期間末日	（令和 1年 8月14日）	98,601,940	98,841,045	8,248	8,268
第69計算期間末日	（令和 1年 9月17日）	104,912,768	105,152,012	8,770	8,790
第70計算期間末日	（令和 1年10月15日）	103,991,298	104,230,657	8,689	8,709
第71計算期間末日	（令和 1年11月14日）	110,553,190	110,792,690	9,232	9,252
第72計算期間末日	（令和 1年12月16日）	114,927,910	115,167,531	9,592	9,612
第73計算期間末日	（令和 2年 1月14日）	115,931,002	116,170,634	9,676	9,696
第74計算期間末日	（令和 2年 2月14日）	111,179,700	111,299,522	9,279	9,289
第75計算期間末日	（令和 2年 3月16日）	81,444,845	81,564,621	6,800	6,810

第76計算期間末日	(令和 2年 4月14日)	92,974,370	93,094,152	7,762	7,772
第77計算期間末日	(令和 2年 5月14日)	97,656,082	97,775,879	8,152	8,162
第78計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	82,335,367	82,426,897	8,995	9,005
第79計算期間末日	(令和 2年 7月14日)	85,639,271	85,730,807	9,356	9,366
第80計算期間末日	(令和 2年 8月14日)	91,427,614	91,519,261	9,976	9,986
第81計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	91,096,836	91,188,551	9,933	9,943
第82計算期間末日	(令和 2年10月14日)	93,233,581	93,325,383	10,156	10,166
第83計算期間末日	(令和 2年11月16日)	95,653,293	95,745,141	10,414	10,424
第84計算期間末日	(令和 2年12月14日)	101,188,309	101,280,239	11,007	11,017
第85計算期間末日	(令和 3年 1月14日)	106,640,151	106,732,139	11,593	11,603
第86計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	108,619,861	108,711,908	11,800	11,810
第87計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	103,872,175	103,957,977	12,106	12,116
第88計算期間末日	(令和 3年 4月14日)	3,045,788	3,048,311	12,071	12,081
第89計算期間末日	(令和 3年 5月14日)	10,725,411	10,734,658	11,598	11,608
第90計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	11,262,247	11,271,488	12,187	12,197
第91計算期間末日	(令和 3年 7月14日)	11,185,701	11,194,944	12,101	12,111
第92計算期間末日	(令和 3年 8月16日)	11,146,082	11,155,329	12,053	12,063
第93計算期間末日	(令和 3年 9月14日)	12,213,098	12,222,338	13,218	13,228
第94計算期間末日	(令和 3年10月14日)	11,446,764	11,456,007	12,383	12,393
第95計算期間末日	(令和 3年11月15日)	11,936,530	11,945,778	12,907	12,917
第96計算期間末日	(令和 3年12月14日)	11,397,051	11,406,301	12,320	12,330
第97計算期間末日	(令和 4年 1月14日)	11,251,731	11,260,985	12,158	12,168
第98計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	10,976,825	10,986,079	11,861	11,871
第99計算期間末日	(令和 4年 3月14日)	9,663,781	9,673,047	10,428	10,438
第100計算期間末日	(令和 4年 4月14日)	10,643,602	10,652,869	11,485	11,495
第101計算期間末日	(令和 4年 5月16日)	10,246,762	10,256,034	11,051	11,061
第102計算期間末日	(令和 4年 6月14日)	10,727,390	10,736,666	11,564	11,574
第103計算期間末日	(令和 4年 7月14日)	10,758,073	10,767,348	11,598	11,608
第104計算期間末日	(令和 4年 8月15日)	11,167,000	11,176,278	12,035	12,045
第105計算期間末日	(令和 4年 9月14日)	11,909,714	11,918,999	12,826	12,836
第106計算期間末日	(令和 4年10月14日)	11,213,255	11,222,542	12,074	12,084
	令和 3年10月末日	11,817,830	—	12,782	—
	11月末日	11,320,203	—	12,238	—
	12月末日	11,618,548	—	12,556	—
	令和 4年 1月末日	10,080,611	—	10,895	—
	2月末日	10,356,604	—	11,178	—
	3月末日	11,150,252	—	12,030	—
	4月末日	10,394,060	—	11,213	—
	5月末日	10,476,653	—	11,297	—
	6月末日	11,031,390	—	11,890	—
	7月末日	10,938,251	—	11,790	—
	8月末日	11,334,468	—	12,209	—

9月末日	11,106,524	—	11,960	—
10月末日	11,828,030	—	12,733	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	20円
第2計算期間	20円
第3計算期間	20円
第4計算期間	20円
第5計算期間	20円
第6計算期間	20円
第7計算期間	20円
第8計算期間	20円
第9計算期間	20円
第10計算期間	20円
第11計算期間	20円
第12計算期間	20円
第13計算期間	20円
第14計算期間	20円
第15計算期間	30円
第16計算期間	30円
第17計算期間	30円
第18計算期間	30円
第19計算期間	30円
第20計算期間	30円
第21計算期間	30円
第22計算期間	30円
第23計算期間	30円
第24計算期間	30円
第25計算期間	30円
第26計算期間	30円
第27計算期間	30円
第28計算期間	30円
第29計算期間	30円
第30計算期間	30円
第31計算期間	30円
第32計算期間	30円
第33計算期間	30円
第34計算期間	30円
第35計算期間	30円

第36計算期間	30円
第37計算期間	30円
第38計算期間	30円
第39計算期間	30円
第40計算期間	30円
第41計算期間	30円
第42計算期間	30円
第43計算期間	30円
第44計算期間	30円
第45計算期間	30円
第46計算期間	30円
第47計算期間	30円
第48計算期間	30円
第49計算期間	30円
第50計算期間	30円
第51計算期間	30円
第52計算期間	30円
第53計算期間	30円
第54計算期間	30円
第55計算期間	30円
第56計算期間	30円
第57計算期間	30円
第58計算期間	30円
第59計算期間	30円
第60計算期間	30円
第61計算期間	30円
第62計算期間	20円
第63計算期間	20円
第64計算期間	20円
第65計算期間	20円
第66計算期間	20円
第67計算期間	20円
第68計算期間	20円
第69計算期間	20円
第70計算期間	20円
第71計算期間	20円
第72計算期間	20円
第73計算期間	20円
第74計算期間	10円
第75計算期間	10円
第76計算期間	10円
第77計算期間	10円

第78計算期間	10円
第79計算期間	10円
第80計算期間	10円
第81計算期間	10円
第82計算期間	10円
第83計算期間	10円
第84計算期間	10円
第85計算期間	10円
第86計算期間	10円
第87計算期間	10円
第88計算期間	10円
第89計算期間	10円
第90計算期間	10円
第91計算期間	10円
第92計算期間	10円
第93計算期間	10円
第94計算期間	10円
第95計算期間	10円
第96計算期間	10円
第97計算期間	10円
第98計算期間	10円
第99計算期間	10円
第100計算期間	10円
第101計算期間	10円
第102計算期間	10円
第103計算期間	10円
第104計算期間	10円
第105計算期間	10円
第106計算期間	10円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	14.95
第2計算期間	△10.74
第3計算期間	1.17
第4計算期間	△4.83
第5計算期間	1.90
第6計算期間	3.35
第7計算期間	△0.89
第8計算期間	△0.77

第9計算期間	5.19
第10計算期間	△6.91
第11計算期間	17.59
第12計算期間	3.94
第13計算期間	△8.37
第14計算期間	0.88
第15計算期間	3.05
第16計算期間	2.33
第17計算期間	6.63
第18計算期間	5.56
第19計算期間	△5.16
第20計算期間	2.48
第21計算期間	△13.42
第22計算期間	1.41
第23計算期間	3.02
第24計算期間	△0.86
第25計算期間	△10.94
第26計算期間	△21.20
第27計算期間	16.46
第28計算期間	△2.53
第29計算期間	△1.50
第30計算期間	△5.64
第31計算期間	△3.72
第32計算期間	△0.24
第33計算期間	0.92
第34計算期間	1.55
第35計算期間	4.49
第36計算期間	15.32
第37計算期間	△0.11
第38計算期間	0.62
第39計算期間	2.14
第40計算期間	△11.03
第41計算期間	14.70
第42計算期間	0.25
第43計算期間	6.43
第44計算期間	△0.43
第45計算期間	4.38
第46計算期間	5.07
第47計算期間	4.79
第48計算期間	0.68
第49計算期間	6.19
第50計算期間	△10.29

第51計算期間	0.99
第52計算期間	△1.09
第53計算期間	2.78
第54計算期間	△0.41
第55計算期間	△2.16
第56計算期間	△6.92
第57計算期間	4.87
第58計算期間	△0.50
第59計算期間	△5.27
第60計算期間	△2.10
第61計算期間	△11.08
第62計算期間	7.04
第63計算期間	△0.46
第64計算期間	5.40
第65計算期間	△7.32
第66計算期間	△0.79
第67計算期間	1.39
第68計算期間	△6.34
第69計算期間	6.57
第70計算期間	△0.69
第71計算期間	6.47
第72計算期間	4.11
第73計算期間	1.08
第74計算期間	△3.99
第75計算期間	△26.60
第76計算期間	14.29
第77計算期間	5.15
第78計算期間	10.46
第79計算期間	4.12
第80計算期間	6.73
第81計算期間	△0.33
第82計算期間	2.34
第83計算期間	2.63
第84計算期間	5.79
第85計算期間	5.41
第86計算期間	1.87
第87計算期間	2.67
第88計算期間	△0.20
第89計算期間	△3.83
第90計算期間	5.16
第91計算期間	△0.62
第92計算期間	△0.31

第93計算期間	9.74
第94計算期間	△6.24
第95計算期間	4.31
第96計算期間	△4.47
第97計算期間	△1.23
第98計算期間	△2.36
第99計算期間	△11.99
第100計算期間	10.23
第101計算期間	△3.69
第102計算期間	4.73
第103計算期間	0.38
第104計算期間	3.85
第105計算期間	6.65
第106計算期間	△5.78

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	289,068,627	55,541,942	233,526,685
第2計算期間	57,049,034	76,980,667	213,595,052
第3計算期間	30,679,351	20,215,754	224,058,649
第4計算期間	64,768,046	1,376,399	287,450,296
第5計算期間	259,688	4,847,311	282,862,673
第6計算期間	329,943	19,572,429	263,620,187
第7計算期間	314,280	51,525,308	212,409,159
第8計算期間	223,054	7,035,796	205,596,417
第9計算期間	14,529,634	31,373,087	188,752,964
第10計算期間	175,436	71,292,649	117,635,751
第11計算期間	116,656	—	117,752,407
第12計算期間	567,157	74,065,185	44,254,379
第13計算期間	113,850	4,224,236	40,143,993
第14計算期間	19,356	4,439,769	35,723,580
第15計算期間	18,361	2,330,922	33,411,019
第16計算期間	30,732	902,078	32,539,673
第17計算期間	90,591,451	—	123,131,124
第18計算期間	26,975,083	5,701,916	144,404,291
第19計算期間	26,895	4,302,177	140,129,009
第20計算期間	676,243	16,753	140,788,499
第21計算期間	28,372	6,873,579	133,943,292
第22計算期間	46,718	—	133,990,010

第23計算期間	8,481	—	133,998,491
第24計算期間	8,274	8,867,367	125,139,398
第25計算期間	8,386	—	125,147,784
第26計算期間	11,622	—	125,159,406
第27計算期間	14,853	—	125,174,259
第28計算期間	12,846	1,997,310	123,189,795
第29計算期間	12,128	—	123,201,923
第30計算期間	12,400	—	123,214,323
第31計算期間	13,236	—	123,227,559
第32計算期間	1,481,455	—	124,709,014
第33計算期間	13,994	9,370	124,713,638
第34計算期間	13,975	—	124,727,613
第35計算期間	13,868	—	124,741,481
第36計算期間	14,441	—	124,755,922
第37計算期間	14,760	—	124,770,682
第38計算期間	11,777	1,473,118	123,309,341
第39計算期間	27,981	—	123,337,322
第40計算期間	28,151	—	123,365,473
第41計算期間	8,198	96,653	123,277,018
第42計算期間	6,992	—	123,284,010
第43計算期間	26,110	10,000,000	113,310,120
第44計算期間	16,602	19,220	113,307,502
第45計算期間	45,527,854	32,867	158,802,489
第46計算期間	14,622	—	158,817,111
第47計算期間	123,780	—	158,940,891
第48計算期間	8,692	82,918	158,866,665
第49計算期間	15,523	17,026,615	141,855,573
第50計算期間	8,026	—	141,863,599
第51計算期間	7,228	21,016	141,849,811
第52計算期間	3,837,446	—	145,687,257
第53計算期間	50,828	—	145,738,085
第54計算期間	82,119	183	145,820,021
第55計算期間	92,065	51,636	145,860,450
第56計算期間	92,700	4,142	145,949,008
第57計算期間	90,547	18,045	146,021,510
第58計算期間	145,089	16,161,928	130,004,671
第59計算期間	84,751	17,355	130,072,067
第60計算期間	152,334	92,654	130,131,747
第61計算期間	93,230	9,850	130,215,127
第62計算期間	117,599	—	130,332,726
第63計算期間	66,989	575	130,399,140
第64計算期間	118,573	11,232,511	119,285,202

第65計算期間	63,907	17,130	119,331,979
第66計算期間	69,820	—	119,401,799
第67計算期間	69,894	86	119,471,607
第68計算期間	81,010	—	119,552,617
第69計算期間	74,620	4,870	119,622,367
第70計算期間	69,839	12,466	119,679,740
第71計算期間	70,865	111	119,750,494
第72計算期間	66,831	6,342	119,810,983
第73計算期間	5,373	167	119,816,189
第74計算期間	6,648	—	119,822,837
第75計算期間	5,550	51,694	119,776,693
第76計算期間	5,677	6	119,782,364
第77計算期間	14,666	18	119,797,012
第78計算期間	35,456	28,302,215	91,530,253
第79計算期間	6,395	11	91,536,637
第80計算期間	111,869	598	91,647,908
第81計算期間	86,200	18,973	91,715,135
第82計算期間	87,137	116	91,802,156
第83計算期間	84,950	38,633	91,848,473
第84計算期間	329,618	247,382	91,930,709
第85計算期間	69,444	11,792	91,988,361
第86計算期間	64,097	5,186	92,047,272
第87計算期間	190,643	6,435,370	85,802,545
第88計算期間	62,470	83,341,867	2,523,148
第89計算期間	6,724,399	228	9,247,319
第90計算期間	4,425	10,318	9,241,426
第91計算期間	4,415	1,854	9,243,987
第92計算期間	4,156	368	9,247,775
第93計算期間	18,602	26,298	9,240,079
第94計算期間	3,700	12	9,243,767
第95計算期間	4,768	465	9,248,070
第96計算期間	3,720	847	9,250,943
第97計算期間	3,628	18	9,254,553
第98計算期間	4,369	4,710	9,254,212
第99計算期間	12,529	—	9,266,741
第100計算期間	3,606	2,903	9,267,444
第101計算期間	4,734	162	9,272,016
第102計算期間	4,353	221	9,276,148
第103計算期間	3,389	4,058	9,275,479
第104計算期間	3,755	348	9,278,886
第105計算期間	7,248	577	9,285,557
第106計算期間	3,069	1,364	9,287,262

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	175,597,756	98.14
親投資信託受益証券	日本	99,970	0.06
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	3,219,959	1.80
純資産総額		178,917,685	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（AUDクラス）	140,669,516	1.17	165,174,145	1.2483	175,597,756	98.14
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1.0038	99,970	1.0038	99,970	0.06

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.14
親投資信託受益証券	0.06
合計	98.20

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成26年 1月14日）	2,038,533,871	2,042,262,044	10,936	10,956
第2計算期間末日（平成26年 2月14日）	1,577,284,910	1,580,484,645	9,859	9,879
第3計算期間末日（平成26年 3月14日）	1,570,610,474	1,573,805,990	9,830	9,850
第4計算期間末日（平成26年 4月14日）	1,417,027,011	1,419,936,106	9,742	9,762
第5計算期間末日（平成26年 5月14日）	1,233,164,008	1,235,626,904	10,014	10,034
第6計算期間末日（平成26年 6月16日）	995,304,179	997,201,868	10,490	10,510
第7計算期間末日（平成26年 7月14日）	558,423,400	559,504,621	10,329	10,349
第8計算期間末日（平成26年 8月14日）	399,103,021	399,874,875	10,341	10,361
第9計算期間末日（平成26年 9月16日）	332,800,064	333,407,515	10,957	10,977
第10計算期間末日（平成26年10月14日）	231,319,703	231,777,698	10,101	10,121
第11計算期間末日（平成26年11月14日）	196,402,392	196,727,662	12,076	12,096
第12計算期間末日（平成26年12月15日）	177,924,104	178,226,301	11,775	11,795
第13計算期間末日（平成27年 1月14日）	141,572,649	141,823,657	11,280	11,300
第14計算期間末日（平成27年 2月16日）	146,497,542	146,759,051	11,204	11,224
第15計算期間末日（平成27年 3月16日）	161,874,899	162,405,918	12,194	12,234
第16計算期間末日（平成27年 4月14日）	162,362,885	162,890,081	12,319	12,359
第17計算期間末日（平成27年 5月14日）	160,806,539	161,294,448	13,183	13,223
第18計算期間末日（平成27年 6月15日）	152,415,379	152,869,530	13,424	13,464
第19計算期間末日（平成27年 7月14日）	136,533,475	136,973,712	12,405	12,445
第20計算期間末日（平成27年 8月14日）	153,996,615	154,489,086	12,508	12,548
第21計算期間末日（平成27年 9月14日）	129,081,579	129,589,731	10,161	10,201
第22計算期間末日（平成27年10月14日）	134,181,687	134,690,291	10,553	10,593
第23計算期間末日（平成27年11月16日）	129,602,477	130,066,870	11,163	11,203
第24計算期間末日（平成27年12月14日）	130,174,951	130,651,748	10,921	10,961
第25計算期間末日（平成28年 1月14日）	118,515,535	119,012,482	9,539	9,579
第26計算期間末日（平成28年 2月15日）	90,959,701	91,455,296	7,341	7,381
第27計算期間末日（平成28年 3月14日）	113,240,808	113,736,756	9,133	9,173
第28計算期間末日（平成28年 4月14日）	109,747,406	110,242,376	8,869	8,909
第29計算期間末日（平成28年 5月16日）	194,399,531	195,324,125	8,410	8,450
第30計算期間末日（平成28年 6月14日）	189,151,261	190,091,771	8,045	8,085
第31計算期間末日（平成28年 7月14日）	190,871,073	191,811,893	8,115	8,155

第32計算期間末日	（平成28年 8月15日）	122,437,762	123,047,882	8,027	8,067
第33計算期間末日	（平成28年 9月14日）	140,695,406	141,415,760	7,813	7,853
第34計算期間末日	（平成28年10月14日）	157,375,019	158,149,720	8,126	8,166
第35計算期間末日	（平成28年11月14日）	186,011,784	186,878,159	8,588	8,628
第36計算期間末日	（平成28年12月14日）	234,683,355	235,625,030	9,969	10,009
第37計算期間末日	（平成29年 1月16日）	265,324,951	266,390,703	9,958	9,998
第38計算期間末日	（平成29年 2月14日）	287,705,026	288,831,805	10,213	10,253
第39計算期間末日	（平成29年 3月14日）	307,224,020	308,421,758	10,260	10,300
第40計算期間末日	（平成29年 4月14日）	262,795,218	263,944,924	9,143	9,183
第41計算期間末日	（平成29年 5月15日）	269,684,592	270,770,155	9,937	9,977
第42計算期間末日	（平成29年 6月14日）	269,894,258	270,986,781	9,882	9,922
第43計算期間末日	（平成29年 7月14日）	263,992,704	264,993,815	10,548	10,588
第44計算期間末日	（平成29年 8月14日）	281,985,706	283,072,394	10,380	10,420
第45計算期間末日	（平成29年 9月14日）	299,643,501	300,749,365	10,838	10,878
第46計算期間末日	（平成29年10月16日）	253,460,943	254,359,648	11,281	11,321
第47計算期間末日	（平成29年11月14日）	265,324,377	266,239,103	11,602	11,642
第48計算期間末日	（平成29年12月14日）	263,768,695	264,684,765	11,517	11,557
第49計算期間末日	（平成30年 1月15日）	312,399,115	313,416,550	12,282	12,322
第50計算期間末日	（平成30年 2月14日）	299,579,324	300,690,676	10,783	10,823
第51計算期間末日	（平成30年 3月14日）	301,505,714	302,617,530	10,847	10,887
第52計算期間末日	（平成30年 4月16日）	286,762,750	287,840,684	10,641	10,681
第53計算期間末日	（平成30年 5月14日）	270,559,996	271,549,831	10,934	10,974
第54計算期間末日	（平成30年 6月14日）	276,984,712	277,981,537	11,115	11,155
第55計算期間末日	（平成30年 7月17日）	250,873,303	251,812,211	10,688	10,728
第56計算期間末日	（平成30年 8月14日）	234,240,024	235,179,472	9,974	10,014
第57計算期間末日	（平成30年 9月14日）	246,755,370	247,736,164	10,063	10,103
第58計算期間末日	（平成30年10月15日）	232,234,270	233,162,840	10,004	10,044
第59計算期間末日	（平成30年11月14日）	230,157,072	231,094,597	9,820	9,860
第60計算期間末日	（平成30年12月14日）	220,018,646	220,940,732	9,544	9,584
第61計算期間末日	（平成31年 1月15日）	192,269,027	193,191,863	8,334	8,374
第62計算期間末日	（平成31年 2月14日）	211,154,446	212,099,209	8,940	8,980
第63計算期間末日	（平成31年 3月14日）	202,308,277	203,225,326	8,824	8,864
第64計算期間末日	（平成31年 4月15日）	215,413,795	216,331,754	9,387	9,427
第65計算期間末日	（令和 1年 5月14日）	193,549,950	194,464,362	8,467	8,507
第66計算期間末日	（令和 1年 6月14日）	200,218,753	201,182,943	8,306	8,346
第67計算期間末日	（令和 1年 7月16日）	205,603,576	206,568,529	8,523	8,563
第68計算期間末日	（令和 1年 8月14日）	184,009,845	184,957,994	7,763	7,803
第69計算期間末日	（令和 1年 9月17日）	187,255,789	188,144,997	8,423	8,463
第70計算期間末日	（令和 1年10月15日）	183,828,397	184,718,110	8,265	8,305
第71計算期間末日	（令和 1年11月14日）	193,425,888	194,301,831	8,833	8,873
第72計算期間末日	（令和 1年12月16日）	199,728,617	200,604,867	9,117	9,157
第73計算期間末日	（令和 2年 1月14日）	202,682,834	203,559,554	9,247	9,287

第74計算期間末日	(令和 2年 2月14日)	194,374,699	194,813,300	8,863	8,883
第75計算期間末日	(令和 2年 3月16日)	125,387,313	125,820,208	5,793	5,813
第76計算期間末日	(令和 2年 4月14日)	147,833,232	148,266,318	6,827	6,847
第77計算期間末日	(令和 2年 5月14日)	160,512,210	160,945,464	7,410	7,430
第78計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	179,849,220	180,282,616	8,300	8,320
第79計算期間末日	(令和 2年 7月14日)	188,930,156	189,363,686	8,716	8,736
第80計算期間末日	(令和 2年 8月14日)	195,987,942	196,415,750	9,162	9,182
第81計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	189,965,282	190,375,962	9,251	9,271
第82計算期間末日	(令和 2年10月14日)	192,612,297	193,023,096	9,377	9,397
第83計算期間末日	(令和 2年11月16日)	191,250,507	191,646,501	9,659	9,679
第84計算期間末日	(令和 2年12月14日)	204,944,541	205,340,625	10,349	10,369
第85計算期間末日	(令和 3年 1月14日)	220,246,203	220,641,946	11,131	11,151
第86計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	216,613,245	216,994,082	11,376	11,396
第87計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	225,329,560	225,710,514	11,830	11,850
第88計算期間末日	(令和 3年 4月14日)	222,630,907	223,010,027	11,745	11,765
第89計算期間末日	(令和 3年 5月14日)	192,953,261	193,294,675	11,303	11,323
第90計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	201,400,609	201,742,110	11,795	11,815
第91計算期間末日	(令和 3年 7月14日)	198,549,670	198,891,253	11,625	11,645
第92計算期間末日	(令和 3年 8月16日)	195,834,628	196,176,296	11,463	11,483
第93計算期間末日	(令和 3年 9月14日)	214,152,388	214,494,118	12,533	12,553
第94計算期間末日	(令和 3年10月14日)	204,787,902	205,129,716	11,982	12,002
第95計算期間末日	(令和 3年11月15日)	214,274,280	214,616,179	12,534	12,554
第96計算期間末日	(令和 3年12月14日)	201,460,711	201,802,691	11,782	11,802
第97計算期間末日	(令和 4年 1月14日)	200,782,087	201,124,150	11,739	11,759
第98計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	182,457,403	182,779,150	11,342	11,362
第99計算期間末日	(令和 4年 3月14日)	169,245,583	169,567,418	10,518	10,538
第100計算期間末日	(令和 4年 4月14日)	190,412,986	190,735,101	11,823	11,843
第101計算期間末日	(令和 4年 5月16日)	172,229,279	172,540,897	11,054	11,074
第102計算期間末日	(令和 4年 6月14日)	180,185,836	180,497,547	11,561	11,581
第103計算期間末日	(令和 4年 7月14日)	182,695,090	183,006,888	11,719	11,739
第104計算期間末日	(令和 4年 8月15日)	195,875,493	196,187,395	12,560	12,580
第105計算期間末日	(令和 4年 9月14日)	204,036,850	204,348,835	13,080	13,100
第106計算期間末日	(令和 4年10月14日)	168,541,991	168,831,048	11,661	11,681
	令和 3年10月末日	214,567,630	—	12,552	—
	11月末日	200,364,889	—	11,718	—
	12月末日	208,315,569	—	12,180	—
	令和 4年 1月末日	177,174,493	—	10,357	—
	2月末日	175,153,999	—	10,885	—
	3月末日	196,969,134	—	12,230	—
	4月末日	177,655,409	—	11,402	—
	5月末日	176,993,915	—	11,356	—
	6月末日	183,207,706	—	11,752	—

7月末日	190,003,550	—	12,184	—
8月末日	197,296,055	—	12,648	—
9月末日	172,857,494	—	11,960	—
10月末日	178,917,685	—	12,376	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	20円
第2計算期間	20円
第3計算期間	20円
第4計算期間	20円
第5計算期間	20円
第6計算期間	20円
第7計算期間	20円
第8計算期間	20円
第9計算期間	20円
第10計算期間	20円
第11計算期間	20円
第12計算期間	20円
第13計算期間	20円
第14計算期間	20円
第15計算期間	40円
第16計算期間	40円
第17計算期間	40円
第18計算期間	40円
第19計算期間	40円
第20計算期間	40円
第21計算期間	40円
第22計算期間	40円
第23計算期間	40円
第24計算期間	40円
第25計算期間	40円
第26計算期間	40円
第27計算期間	40円
第28計算期間	40円
第29計算期間	40円
第30計算期間	40円
第31計算期間	40円
第32計算期間	40円
第33計算期間	40円

第34計算期間	40円
第35計算期間	40円
第36計算期間	40円
第37計算期間	40円
第38計算期間	40円
第39計算期間	40円
第40計算期間	40円
第41計算期間	40円
第42計算期間	40円
第43計算期間	40円
第44計算期間	40円
第45計算期間	40円
第46計算期間	40円
第47計算期間	40円
第48計算期間	40円
第49計算期間	40円
第50計算期間	40円
第51計算期間	40円
第52計算期間	40円
第53計算期間	40円
第54計算期間	40円
第55計算期間	40円
第56計算期間	40円
第57計算期間	40円
第58計算期間	40円
第59計算期間	40円
第60計算期間	40円
第61計算期間	40円
第62計算期間	40円
第63計算期間	40円
第64計算期間	40円
第65計算期間	40円
第66計算期間	40円
第67計算期間	40円
第68計算期間	40円
第69計算期間	40円
第70計算期間	40円
第71計算期間	40円
第72計算期間	40円
第73計算期間	40円
第74計算期間	20円
第75計算期間	20円

第76計算期間	20円
第77計算期間	20円
第78計算期間	20円
第79計算期間	20円
第80計算期間	20円
第81計算期間	20円
第82計算期間	20円
第83計算期間	20円
第84計算期間	20円
第85計算期間	20円
第86計算期間	20円
第87計算期間	20円
第88計算期間	20円
第89計算期間	20円
第90計算期間	20円
第91計算期間	20円
第92計算期間	20円
第93計算期間	20円
第94計算期間	20円
第95計算期間	20円
第96計算期間	20円
第97計算期間	20円
第98計算期間	20円
第99計算期間	20円
第100計算期間	20円
第101計算期間	20円
第102計算期間	20円
第103計算期間	20円
第104計算期間	20円
第105計算期間	20円
第106計算期間	20円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	9.56
第2計算期間	△9.66
第3計算期間	△0.09
第4計算期間	△0.69
第5計算期間	2.99
第6計算期間	4.95

第7計算期間	△1.34
第8計算期間	0.30
第9計算期間	6.15
第10計算期間	△7.62
第11計算期間	19.75
第12計算期間	△2.32
第13計算期間	△4.03
第14計算期間	△0.49
第15計算期間	9.19
第16計算期間	1.35
第17計算期間	7.33
第18計算期間	2.13
第19計算期間	△7.29
第20計算期間	1.15
第21計算期間	△18.44
第22計算期間	4.25
第23計算期間	6.15
第24計算期間	△1.80
第25計算期間	△12.28
第26計算期間	△22.62
第27計算期間	24.95
第28計算期間	△2.45
第29計算期間	△4.72
第30計算期間	△3.86
第31計算期間	1.36
第32計算期間	△0.59
第33計算期間	△2.16
第34計算期間	4.51
第35計算期間	6.17
第36計算期間	16.54
第37計算期間	0.29
第38計算期間	2.96
第39計算期間	0.85
第40計算期間	△10.49
第41計算期間	9.12
第42計算期間	△0.15
第43計算期間	7.14
第44計算期間	△1.21
第45計算期間	4.79
第46計算期間	4.45
第47計算期間	3.20
第48計算期間	△0.38

第49計算期間	6.98
第50計算期間	△11.87
第51計算期間	0.96
第52計算期間	△1.53
第53計算期間	3.12
第54計算期間	2.02
第55計算期間	△3.48
第56計算期間	△6.30
第57計算期間	1.29
第58計算期間	△0.18
第59計算期間	△1.43
第60計算期間	△2.40
第61計算期間	△12.25
第62計算期間	7.75
第63計算期間	△0.85
第64計算期間	6.83
第65計算期間	△9.37
第66計算期間	△1.42
第67計算期間	3.09
第68計算期間	△8.44
第69計算期間	9.01
第70計算期間	△1.40
第71計算期間	7.35
第72計算期間	3.66
第73計算期間	1.86
第74計算期間	△3.93
第75計算期間	△34.41
第76計算期間	18.19
第77計算期間	8.83
第78計算期間	12.28
第79計算期間	5.25
第80計算期間	5.34
第81計算期間	1.18
第82計算期間	1.57
第83計算期間	3.22
第84計算期間	7.35
第85計算期間	7.74
第86計算期間	2.38
第87計算期間	4.16
第88計算期間	△0.54
第89計算期間	△3.59
第90計算期間	4.52

第91計算期間	△1.27
第92計算期間	△1.22
第93計算期間	9.50
第94計算期間	△4.23
第95計算期間	4.77
第96計算期間	△5.84
第97計算期間	△0.19
第98計算期間	△3.21
第99計算期間	△7.08
第100計算期間	12.59
第101計算期間	△6.33
第102計算期間	4.76
第103計算期間	1.53
第104計算期間	7.34
第105計算期間	4.29
第106計算期間	△10.69

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	2,035,838,650	171,752,127	1,864,086,523
第2計算期間	38,572,250	302,790,894	1,599,867,879
第3計算期間	70,395,034	72,504,527	1,597,758,386
第4計算期間	31,770,228	174,980,836	1,454,547,778
第5計算期間	10,380,711	233,480,069	1,231,448,420
第6計算期間	972,318	283,576,231	948,844,507
第7計算期間	4,643,129	412,876,961	540,610,675
第8計算期間	78,499	154,762,127	385,927,047
第9計算期間	65,953	82,267,145	303,725,855
第10計算期間	54,528	74,782,517	228,997,866
第11計算期間	52,641	66,415,150	162,635,357
第12計算期間	35,843	11,572,567	151,098,633
第13計算期間	36,809	25,631,083	125,504,359
第14計算期間	12,106,560	6,856,014	130,754,905
第15計算期間	8,323,526	6,323,467	132,754,964
第16計算期間	3,899,294	4,855,099	131,799,159
第17計算期間	857,110	10,679,012	121,977,257
第18計算期間	68,264	8,507,528	113,537,993
第19計算期間	127,225	3,605,870	110,059,348
第20計算期間	15,129,519	2,070,924	123,117,943

第21計算期間	3,920,136	—	127,038,079
第22計算期間	113,069	—	127,151,148
第23計算期間	6,879,230	17,932,021	116,098,357
第24計算期間	3,101,124	—	119,199,481
第25計算期間	5,037,510	—	124,236,991
第26計算期間	90,107	428,212	123,898,886
第27計算期間	89,224	1,027	123,987,083
第28計算期間	72,105	316,594	123,742,594
第29計算期間	109,976,101	2,570,168	231,148,527
第30計算期間	11,469,455	7,490,475	235,127,507
第31計算期間	77,631	—	235,205,138
第32計算期間	23,842,664	106,517,771	152,530,031
第33計算期間	27,568,622	9,985	180,088,668
第34計算期間	13,586,691	—	193,675,359
第35計算期間	22,918,467	—	216,593,826
第36計算期間	31,302,324	12,477,353	235,418,797
第37計算期間	68,375,045	37,355,718	266,438,124
第38計算期間	15,257,854	979	281,694,999
第39計算期間	17,910,432	170,895	299,434,536
第40計算期間	13,012,259	25,020,193	287,426,602
第41計算期間	190,962	16,226,793	271,390,771
第42計算期間	7,251,548	5,511,526	273,130,793
第43計算期間	7,547,449	30,400,491	250,277,751
第44計算期間	30,898,728	9,504,330	271,672,149
第45計算期間	4,836,073	42,066	276,466,156
第46計算期間	2,860,185	54,649,990	224,676,351
第47計算期間	4,048,921	43,648	228,681,624
第48計算期間	12,357,278	12,021,293	229,017,609
第49計算期間	27,070,809	1,729,600	254,358,818
第50計算期間	23,479,366	—	277,838,184
第51計算期間	167,995	52,172	277,954,007
第52計算期間	177,069	8,647,507	269,483,569
第53計算期間	232,845	22,257,478	247,458,936
第54計算期間	12,487,680	10,740,151	249,206,465
第55計算期間	124,918	14,604,180	234,727,203
第56計算期間	139,144	4,203	234,862,144
第57計算期間	13,483,289	3,146,724	245,198,709
第58計算期間	207,888	13,263,861	232,142,736
第59計算期間	4,573,355	2,334,765	234,381,326
第60計算期間	203,041	4,062,650	230,521,717
第61計算期間	197,252	9,921	230,709,048
第62計算期間	5,481,732	—	236,190,780

第63計算期間	223,344	7,151,706	229,262,418
第64計算期間	227,401	—	229,489,819
第65計算期間	204,419	1,091,232	228,603,006
第66計算期間	12,444,657	105	241,047,558
第67計算期間	190,962	89	241,238,431
第68計算期間	185,364	4,386,502	237,037,293
第69計算期間	204,738	14,939,844	222,302,187
第70計算期間	126,352	120	222,428,419
第71計算期間	129,378	3,572,031	218,985,766
第72計算期間	121,868	44,889	219,062,745
第73計算期間	118,473	1,108	219,180,110
第74計算期間	120,635	—	219,300,745
第75計算期間	63,366	2,916,350	216,447,761
第76計算期間	95,299	—	216,543,060
第77計算期間	84,436	13	216,627,483
第78計算期間	74,917	4,162	216,698,238
第79計算期間	67,436	600	216,765,074
第80計算期間	63,271	2,924,057	213,904,288
第81計算期間	2,510,939	11,075,017	205,340,210
第82計算期間	62,120	2,349	205,399,981
第83計算期間	57,121	7,459,814	197,997,288
第84計算期間	54,263	9,171	198,042,380
第85計算期間	61,074	231,667	197,871,787
第86計算期間	90,073	7,542,911	190,418,949
第87計算期間	170,920	112,437	190,477,432
第88計算期間	52,294	969,673	189,560,053
第89計算期間	45,760	18,898,406	170,707,407
第90計算期間	44,636	1,205	170,750,838
第91計算期間	42,631	1,713	170,791,756
第92計算期間	42,989	367	170,834,378
第93計算期間	44,608	13,768	170,865,218
第94計算期間	199,978	157,836	170,907,360
第95計算期間	50,560	7,986	170,949,934
第96計算期間	40,217	—	170,990,151
第97計算期間	42,262	846	171,031,567
第98計算期間	42,597	10,200,243	160,873,921
第99計算期間	44,001	—	160,917,922
第100計算期間	139,706	27	161,057,601
第101計算期間	44,442	5,293,038	155,809,005
第102計算期間	46,752	208	155,855,549
第103計算期間	44,516	575	155,899,490
第104計算期間	52,109	408	155,951,191

第105計算期間	41,963	524	155,992,630
第106計算期間	43,932	11,507,805	144,528,757

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・レアルコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	298,710,888	97.98
親投資信託受益証券	日本	99,970	0.03
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	6,056,570	1.99
純資産総額		304,867,428	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（BRLクラス）	399,239,359	0.72	287,452,338	0.7482	298,710,888	97.98
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1.0038	99,970	1.0038	99,970	0.03

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.98
親投資信託受益証券	0.03
合計	98.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年 1月14日)	5,067,822,081	5,095,558,400	10,963	11,023
第2計算期間末日 (平成26年 2月14日)	4,186,090,797	4,211,927,716	9,721	9,781
第3計算期間末日 (平成26年 3月14日)	4,173,278,447	4,198,765,617	9,824	9,884
第4計算期間末日 (平成26年 4月14日)	3,699,952,555	3,722,163,036	9,995	10,055
第5計算期間末日 (平成26年 5月14日)	3,382,460,804	3,402,183,488	10,290	10,350
第6計算期間末日 (平成26年 6月16日)	2,551,407,201	2,565,771,177	10,658	10,718
第7計算期間末日 (平成26年 7月14日)	1,783,437,664	1,793,558,659	10,573	10,633
第8計算期間末日 (平成26年 8月14日)	1,439,356,492	1,447,625,530	10,444	10,504
第9計算期間末日 (平成26年 9月16日)	1,337,647,237	1,344,874,827	11,105	11,165
第10計算期間末日 (平成26年10月14日)	1,049,568,220	1,055,690,268	10,286	10,346
第11計算期間末日 (平成26年11月14日)	894,535,270	899,193,302	11,522	11,582
第12計算期間末日 (平成26年12月15日)	730,295,317	734,127,234	11,435	11,495
第13計算期間末日 (平成27年 1月14日)	714,041,027	717,856,444	11,229	11,289
第14計算期間末日 (平成27年 2月16日)	706,382,688	710,221,002	11,042	11,102
第15計算期間末日 (平成27年 3月16日)	568,188,091	572,434,469	10,704	10,784
第16計算期間末日 (平成27年 4月14日)	667,017,897	671,699,055	11,399	11,479
第17計算期間末日 (平成27年 5月14日)	736,043,466	741,041,279	11,782	11,862
第18計算期間末日 (平成27年 6月15日)	855,990,166	861,619,642	12,164	12,244
第19計算期間末日 (平成27年 7月14日)	821,342,380	826,983,891	11,647	11,727
第20計算期間末日 (平成27年 8月14日)	774,722,585	780,552,273	10,631	10,711
第21計算期間末日 (平成27年 9月14日)	598,007,647	603,908,621	8,107	8,187
第22計算期間末日 (平成27年10月14日)	631,104,124	637,220,439	8,255	8,335
第23計算期間末日 (平成27年11月16日)	787,563,109	794,546,185	9,023	9,103
第24計算期間末日 (平成27年12月14日)	731,280,479	738,078,609	8,606	8,686
第25計算期間末日 (平成28年 1月14日)	623,359,829	629,967,089	7,548	7,628
第26計算期間末日 (平成28年 2月15日)	481,122,202	487,834,080	5,735	5,815
第27計算期間末日 (平成28年 3月14日)	616,770,821	623,492,103	7,341	7,421
第28計算期間末日 (平成28年 4月14日)	595,899,801	602,555,684	7,162	7,242

第29計算期間末日	（平成28年 5月16日）	561,738,618	568,102,501	7,062	7,142
第30計算期間末日	（平成28年 6月14日）	542,406,227	548,815,245	6,771	6,851
第31計算期間末日	（平成28年 7月14日）	524,043,787	530,080,726	6,944	7,024
第32計算期間末日	（平成28年 8月15日）	550,936,899	557,077,988	7,177	7,257
第33計算期間末日	（平成28年 9月14日）	542,155,589	548,441,493	6,900	6,980
第34計算期間末日	（平成28年10月14日）	569,300,617	575,535,131	7,305	7,385
第35計算期間末日	（平成28年11月14日）	652,994,433	660,092,922	7,359	7,439
第36計算期間末日	（平成28年12月14日）	921,501,882	929,940,151	8,736	8,816
第37計算期間末日	（平成29年 1月16日）	788,136,618	795,126,999	9,020	9,100
第38計算期間末日	（平成29年 2月14日）	862,719,282	870,080,947	9,375	9,455
第39計算期間末日	（平成29年 3月14日）	955,385,244	963,529,126	9,385	9,465
第40計算期間末日	（平成29年 4月14日）	896,251,130	904,721,273	8,465	8,545
第41計算期間末日	（平成29年 5月15日）	1,187,716,079	1,197,832,397	9,392	9,472
第42計算期間末日	（平成29年 6月14日）	1,203,978,152	1,215,077,091	8,678	8,758
第43計算期間末日	（平成29年 7月14日）	1,198,727,810	1,208,949,807	9,382	9,462
第44計算期間末日	（平成29年 8月14日）	1,181,299,094	1,191,558,683	9,211	9,291
第45計算期間末日	（平成29年 9月14日）	1,422,069,554	1,433,968,772	9,561	9,641
第46計算期間末日	（平成29年10月16日）	1,483,836,528	1,495,679,410	10,023	10,103
第47計算期間末日	（平成29年11月14日）	1,596,174,587	1,608,662,312	10,226	10,306
第48計算期間末日	（平成29年12月14日）	1,556,341,510	1,568,634,374	10,128	10,208
第49計算期間末日	（平成30年 1月15日）	1,638,658,695	1,650,930,819	10,682	10,762
第50計算期間末日	（平成30年 2月14日）	1,403,797,694	1,416,079,462	9,144	9,224
第51計算期間末日	（平成30年 3月14日）	1,436,194,318	1,448,536,247	9,309	9,389
第52計算期間末日	（平成30年 4月16日）	1,416,058,539	1,428,978,760	8,768	8,848
第53計算期間末日	（平成30年 5月14日）	2,357,541,398	2,378,915,894	8,824	8,904
第54計算期間末日	（平成30年 6月14日）	2,255,898,334	2,276,956,144	8,570	8,650
第55計算期間末日	（平成30年 7月17日）	1,210,182,480	1,222,295,147	7,993	8,073
第56計算期間末日	（平成30年 8月14日）	1,117,271,665	1,129,182,890	7,504	7,584
第57計算期間末日	（平成30年 9月14日）	995,579,005	1,006,771,853	7,116	7,196
第58計算期間末日	（平成30年10月15日）	1,056,863,272	1,067,668,136	7,825	7,905
第59計算期間末日	（平成30年11月14日）	1,270,743,029	1,284,266,055	7,518	7,598
第60計算期間末日	（平成30年12月14日）	1,128,060,869	1,140,738,907	7,118	7,198
第61計算期間末日	（平成31年 1月15日）	1,031,486,151	1,044,204,223	6,488	6,568
第62計算期間末日	（平成31年 2月14日）	1,110,891,949	1,120,459,821	6,966	7,026
第63計算期間末日	（平成31年 3月14日）	1,063,647,846	1,073,100,061	6,752	6,812
第64計算期間末日	（平成31年 4月15日）	902,219,485	909,947,671	7,005	7,065
第65計算期間末日	（令和 1年 5月14日）	826,315,267	834,200,824	6,287	6,347
第66計算期間末日	（令和 1年 6月14日）	840,080,690	847,906,877	6,441	6,501
第67計算期間末日	（令和 1年 7月16日）	856,978,768	864,672,614	6,683	6,743
第68計算期間末日	（令和 1年 8月14日）	732,562,314	739,968,057	5,935	5,995
第69計算期間末日	（令和 1年 9月17日）	702,225,622	709,044,937	6,179	6,239
第70計算期間末日	（令和 1年10月15日）	670,244,877	676,888,481	6,053	6,113

第71計算期間末日	(令和 1年11月14日)	648,952,183	655,119,645	6,313	6,373
第72計算期間末日	(令和 1年12月16日)	668,496,442	674,595,434	6,576	6,636
第73計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	676,226,746	682,309,511	6,670	6,730
第74計算期間末日	(令和 2年 2月14日)	608,370,114	612,323,912	6,155	6,195
第75計算期間末日	(令和 2年 3月16日)	343,867,633	347,323,237	3,980	4,020
第76計算期間末日	(令和 2年 4月14日)	364,353,792	367,784,998	4,248	4,288
第77計算期間末日	(令和 2年 5月14日)	327,675,544	331,114,891	3,811	3,851
第78計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	411,485,747	414,976,059	4,716	4,756
第79計算期間末日	(令和 2年 7月14日)	399,122,362	402,608,995	4,579	4,619
第80計算期間末日	(令和 2年 8月14日)	404,878,568	408,368,635	4,640	4,680
第81計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	398,810,248	402,228,162	4,667	4,707
第82計算期間末日	(令和 2年10月14日)	379,675,089	383,025,732	4,533	4,573
第83計算期間末日	(令和 2年11月16日)	362,272,867	365,396,888	4,639	4,679
第84計算期間末日	(令和 2年12月14日)	379,720,803	382,657,531	5,172	5,212
第85計算期間末日	(令和 3年 1月14日)	357,707,020	360,476,551	5,166	5,206
第86計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	359,582,288	360,968,589	5,188	5,208
第87計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	355,644,914	357,012,850	5,200	5,220
第88計算期間末日	(令和 3年 4月14日)	330,994,898	332,292,475	5,102	5,122
第89計算期間末日	(令和 3年 5月14日)	330,604,246	331,865,771	5,241	5,261
第90計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	354,406,615	355,665,231	5,632	5,652
第91計算期間末日	(令和 3年 7月14日)	354,479,453	355,726,214	5,686	5,706
第92計算期間末日	(令和 3年 8月16日)	345,758,625	346,994,421	5,596	5,616
第93計算期間末日	(令和 3年 9月14日)	353,701,381	354,843,745	6,192	6,212
第94計算期間末日	(令和 3年10月14日)	304,849,269	305,943,457	5,572	5,592
第95計算期間末日	(令和 3年11月15日)	329,483,884	330,578,132	6,022	6,042
第96計算期間末日	(令和 3年12月14日)	304,898,082	305,988,110	5,594	5,614
第97計算期間末日	(令和 4年 1月14日)	294,153,146	295,200,067	5,619	5,639
第98計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	304,812,714	305,853,469	5,858	5,878
第99計算期間末日	(令和 4年 3月14日)	286,665,900	287,696,013	5,566	5,586
第100計算期間末日	(令和 4年 4月14日)	336,699,066	337,708,771	6,669	6,689
第101計算期間末日	(令和 4年 5月16日)	313,462,355	314,472,813	6,204	6,224
第102計算期間末日	(令和 4年 6月14日)	292,638,158	293,541,999	6,475	6,495
第103計算期間末日	(令和 4年 7月14日)	290,965,803	291,870,121	6,435	6,455
第104計算期間末日	(令和 4年 8月15日)	299,185,308	300,037,083	7,025	7,045
第105計算期間末日	(令和 4年 9月14日)	316,527,837	317,359,773	7,609	7,629
第106計算期間末日	(令和 4年10月14日)	300,370,708	301,199,288	7,250	7,270
	令和 3年10月末日	309,075,606	—	5,649	—
	11月末日	305,308,107	—	5,602	—
	12月末日	305,795,467	—	5,682	—
	令和 4年 1月末日	276,306,145	—	5,310	—
	2月末日	296,174,164	—	5,686	—
	3月末日	337,479,008	—	6,672	—

4月末日	316,766,528	—	6,270	—
5月末日	337,107,236	—	6,661	—
6月末日	295,377,017	—	6,532	—
7月末日	286,380,692	—	6,750	—
8月末日	312,175,373	—	7,382	—
9月末日	289,310,659	—	6,993	—
10月末日	304,867,428	—	7,469	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	60円
第2計算期間	60円
第3計算期間	60円
第4計算期間	60円
第5計算期間	60円
第6計算期間	60円
第7計算期間	60円
第8計算期間	60円
第9計算期間	60円
第10計算期間	60円
第11計算期間	60円
第12計算期間	60円
第13計算期間	60円
第14計算期間	60円
第15計算期間	80円
第16計算期間	80円
第17計算期間	80円
第18計算期間	80円
第19計算期間	80円
第20計算期間	80円
第21計算期間	80円
第22計算期間	80円
第23計算期間	80円
第24計算期間	80円
第25計算期間	80円
第26計算期間	80円
第27計算期間	80円
第28計算期間	80円
第29計算期間	80円
第30計算期間	80円

第31計算期間	80円
第32計算期間	80円
第33計算期間	80円
第34計算期間	80円
第35計算期間	80円
第36計算期間	80円
第37計算期間	80円
第38計算期間	80円
第39計算期間	80円
第40計算期間	80円
第41計算期間	80円
第42計算期間	80円
第43計算期間	80円
第44計算期間	80円
第45計算期間	80円
第46計算期間	80円
第47計算期間	80円
第48計算期間	80円
第49計算期間	80円
第50計算期間	80円
第51計算期間	80円
第52計算期間	80円
第53計算期間	80円
第54計算期間	80円
第55計算期間	80円
第56計算期間	80円
第57計算期間	80円
第58計算期間	80円
第59計算期間	80円
第60計算期間	80円
第61計算期間	80円
第62計算期間	60円
第63計算期間	60円
第64計算期間	60円
第65計算期間	60円
第66計算期間	60円
第67計算期間	60円
第68計算期間	60円
第69計算期間	60円
第70計算期間	60円
第71計算期間	60円
第72計算期間	60円

第73計算期間	60円
第74計算期間	40円
第75計算期間	40円
第76計算期間	40円
第77計算期間	40円
第78計算期間	40円
第79計算期間	40円
第80計算期間	40円
第81計算期間	40円
第82計算期間	40円
第83計算期間	40円
第84計算期間	40円
第85計算期間	40円
第86計算期間	20円
第87計算期間	20円
第88計算期間	20円
第89計算期間	20円
第90計算期間	20円
第91計算期間	20円
第92計算期間	20円
第93計算期間	20円
第94計算期間	20円
第95計算期間	20円
第96計算期間	20円
第97計算期間	20円
第98計算期間	20円
第99計算期間	20円
第100計算期間	20円
第101計算期間	20円
第102計算期間	20円
第103計算期間	20円
第104計算期間	20円
第105計算期間	20円
第106計算期間	20円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	10.23
第2計算期間	△10.78
第3計算期間	1.67

第4計算期間	2.35
第5計算期間	3.55
第6計算期間	4.15
第7計算期間	△0.23
第8計算期間	△0.65
第9計算期間	6.90
第10計算期間	△6.83
第11計算期間	12.59
第12計算期間	△0.23
第13計算期間	△1.27
第14計算期間	△1.13
第15計算期間	△2.33
第16計算期間	7.24
第17計算期間	4.06
第18計算期間	3.92
第19計算期間	△3.59
第20計算期間	△8.03
第21計算期間	△22.98
第22計算期間	2.81
第23計算期間	10.27
第24計算期間	△3.73
第25計算期間	△11.36
第26計算期間	△22.95
第27計算期間	29.39
第28計算期間	△1.34
第29計算期間	△0.27
第30計算期間	△2.98
第31計算期間	3.73
第32計算期間	4.50
第33計算期間	△2.74
第34計算期間	7.02
第35計算期間	1.83
第36計算期間	19.79
第37計算期間	4.16
第38計算期間	4.82
第39計算期間	0.96
第40計算期間	△8.95
第41計算期間	11.89
第42計算期間	△6.75
第43計算期間	9.03
第44計算期間	△0.96
第45計算期間	4.66

第46計算期間	5.66
第47計算期間	2.82
第48計算期間	△0.17
第49計算期間	6.25
第50計算期間	△13.64
第51計算期間	2.67
第52計算期間	△4.95
第53計算期間	1.55
第54計算期間	△1.97
第55計算期間	△5.79
第56計算期間	△5.11
第57計算期間	△4.10
第58計算期間	11.08
第59計算期間	△2.90
第60計算期間	△4.25
第61計算期間	△7.72
第62計算期間	8.29
第63計算期間	△2.21
第64計算期間	4.63
第65計算期間	△9.39
第66計算期間	3.40
第67計算期間	4.68
第68計算期間	△10.29
第69計算期間	5.12
第70計算期間	△1.06
第71計算期間	5.28
第72計算期間	5.11
第73計算期間	2.34
第74計算期間	△7.12
第75計算期間	△34.68
第76計算期間	7.73
第77計算期間	△9.34
第78計算期間	24.79
第79計算期間	△2.05
第80計算期間	2.20
第81計算期間	1.44
第82計算期間	△2.01
第83計算期間	3.22
第84計算期間	12.35
第85計算期間	0.65
第86計算期間	0.81
第87計算期間	0.61

第88計算期間	△1.50
第89計算期間	3.11
第90計算期間	7.84
第91計算期間	1.31
第92計算期間	△1.23
第93計算期間	11.00
第94計算期間	△9.68
第95計算期間	8.43
第96計算期間	△6.77
第97計算期間	0.80
第98計算期間	4.60
第99計算期間	△4.64
第100計算期間	20.17
第101計算期間	△6.67
第102計算期間	4.69
第103計算期間	△0.30
第104計算期間	9.47
第105計算期間	8.59
第106計算期間	△4.45

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	6,300,585,614	1,677,865,750	4,622,719,864
第2計算期間	413,413,085	729,979,703	4,306,153,246
第3計算期間	42,380,227	100,671,684	4,247,861,789
第4計算期間	143,593,352	689,708,245	3,701,746,896
第5計算期間	137,681,794	552,314,595	3,287,114,095
第6計算期間	95,980,678	989,098,612	2,393,996,161
第7計算期間	54,290,530	761,454,108	1,686,832,583
第8計算期間	23,092,742	331,752,255	1,378,173,070
第9計算期間	47,915,688	221,490,410	1,204,598,348
第10計算期間	5,982,632	190,239,643	1,020,341,337
第11計算期間	64,586,576	308,589,234	776,338,679
第12計算期間	31,041,891	168,727,665	638,652,905
第13計算期間	24,398,992	27,149,048	635,902,849
第14計算期間	43,527,243	39,710,969	639,719,123
第15計算期間	8,435,651	117,357,489	530,797,285
第16計算期間	93,305,268	38,957,728	585,144,825
第17計算期間	52,073,079	12,491,210	624,726,694

第18計算期間	138,824,231	59,866,329	703,684,596
第19計算期間	38,318,793	36,814,410	705,188,979
第20計算期間	65,981,614	42,459,498	728,711,095
第21計算期間	67,921,635	59,010,939	737,621,791
第22計算期間	40,520,508	13,602,922	764,539,377
第23計算期間	118,598,862	10,253,622	872,884,617
第24計算期間	21,394,852	44,513,100	849,766,369
第25計算期間	10,324,672	34,183,491	825,907,550
第26計算期間	26,391,488	13,314,223	838,984,815
第27計算期間	2,333,869	1,158,423	840,160,261
第28計算期間	8,713,820	16,888,626	831,985,455
第29計算期間	18,069,888	54,569,963	795,485,380
第30計算期間	26,574,714	20,932,758	801,127,336
第31計算期間	2,146,168	48,656,077	754,617,427
第32計算期間	19,946,123	6,927,418	767,636,132
第33計算期間	25,495,081	7,393,199	785,738,014
第34計算期間	12,443,678	18,867,364	779,314,328
第35計算期間	147,663,844	39,666,959	887,311,213
第36計算期間	322,042,999	154,570,466	1,054,783,746
第37計算期間	120,845,369	301,831,372	873,797,743
第38計算期間	94,556,130	48,145,748	920,208,125
第39計算期間	244,392,605	146,615,357	1,017,985,373
第40計算期間	104,184,207	63,401,689	1,058,767,891
第41計算期間	219,484,690	13,712,789	1,264,539,792
第42計算期間	160,133,067	37,305,432	1,387,367,427
第43計算期間	52,560,273	162,178,041	1,277,749,659
第44計算期間	144,144,830	139,445,857	1,282,448,632
第45計算期間	276,824,787	71,871,164	1,487,402,255
第46計算期間	164,089,633	171,131,521	1,480,360,367
第47計算期間	162,721,393	82,116,034	1,560,965,726
第48計算期間	71,317,920	95,675,620	1,536,608,026
第49計算期間	162,580,645	165,173,068	1,534,015,603
第50計算期間	64,724,564	63,519,074	1,535,221,093
第51計算期間	52,776,155	45,256,067	1,542,741,181
第52計算期間	90,082,604	17,796,151	1,615,027,634
第53計算期間	1,083,554,471	26,770,020	2,671,812,085
第54計算期間	43,643,171	83,228,968	2,632,226,288
第55計算期間	2,337,491	1,120,480,362	1,514,083,417
第56計算期間	11,229,213	36,409,494	1,488,903,136
第57計算期間	2,663,007	92,460,143	1,399,106,000
第58計算期間	3,023,476	51,521,361	1,350,608,115
第59計算期間	382,147,495	42,377,332	1,690,378,278

第60計算期間	57,379,428	163,002,945	1,584,754,761
第61計算期間	16,503,899	11,499,634	1,589,759,026
第62計算期間	30,634,117	25,747,798	1,594,645,345
第63計算期間	27,173,872	46,449,915	1,575,369,302
第64計算期間	2,068,145	289,406,379	1,288,031,068
第65計算期間	31,100,199	4,871,612	1,314,259,655
第66計算期間	2,267,222	12,162,290	1,304,364,587
第67計算期間	2,238,179	24,295,048	1,282,307,718
第68計算期間	1,982,501	49,999,575	1,234,290,644
第69計算期間	2,241,211	99,979,261	1,136,552,594
第70計算期間	2,260,837	31,546,069	1,107,267,362
第71計算期間	2,339,197	81,696,199	1,027,910,360
第72計算期間	2,265,536	13,677,222	1,016,498,674
第73計算期間	2,226,098	4,930,581	1,013,794,191
第74計算期間	11,427,928	36,772,550	988,449,569
第75計算期間	5,664,326	130,212,794	863,901,101
第76計算期間	2,265,116	8,364,679	857,801,538
第77計算期間	2,037,898	2,484	859,836,952
第78計算期間	12,749,253	8,050	872,578,155
第79計算期間	1,909,868	2,829,712	871,658,311
第80計算期間	1,965,461	1,106,847	872,516,925
第81計算期間	1,999,852	20,038,183	854,478,594
第82計算期間	2,043,043	18,860,645	837,660,992
第83計算期間	1,943,443	58,599,120	781,005,315
第84計算期間	1,495,422	48,318,704	734,182,033
第85計算期間	2,339,064	44,138,180	692,382,917
第86計算期間	1,253,503	485,666	693,150,754
第87計算期間	699,901	9,882,427	683,968,228
第88計算期間	613,213	35,792,506	648,788,935
第89計算期間	606,092	18,632,235	630,762,792
第90計算期間	4,164,111	5,618,768	629,308,135
第91計算期間	728,224	6,655,641	623,380,718
第92計算期間	549,839	6,032,092	617,898,465
第93計算期間	607,648	47,323,824	571,182,289
第94計算期間	487,859	24,575,987	547,094,161
第95計算期間	586,924	557,072	547,124,013
第96計算期間	529,420	2,639,246	545,014,187
第97計算期間	592,399	22,145,837	523,460,749
第98計算期間	560,933	3,643,686	520,377,996
第99計算期間	530,672	5,851,890	515,056,778
第100計算期間	1,179,700	11,383,481	504,852,997
第101計算期間	434,165	57,846	505,229,316

第102計算期間	869,786	54,178,196	451,920,906
第103計算期間	301,176	62,680	452,159,402
第104計算期間	1,888,787	28,160,270	425,887,919
第105計算期間	1,539,519	11,459,325	415,968,113
第106計算期間	762,142	2,440,196	414,290,059

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	259,707,414	98.23
親投資信託受益証券	日本	99,970	0.04
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	4,592,063	1.73
純資産総額		264,399,447	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（MXNクラス）	262,198,298	0.94	247,751,171	0.9905	259,707,414	98.23
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1.0038	99,970	1.0038	99,970	0.04

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.23
親投資信託受益証券	0.04
合計	98.26

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年 1月14日)	1,589,977,535	1,594,073,548	11,645	11,675
第2計算期間末日 (平成26年 2月14日)	1,492,649,582	1,497,023,295	10,238	10,268
第3計算期間末日 (平成26年 3月14日)	1,425,295,892	1,429,492,586	10,189	10,219
第4計算期間末日 (平成26年 4月14日)	1,343,804,396	1,347,899,841	9,844	9,874
第5計算期間末日 (平成26年 5月14日)	1,306,531,294	1,310,351,524	10,260	10,290
第6計算期間末日 (平成26年 6月16日)	1,268,634,120	1,272,205,608	10,656	10,686
第7計算期間末日 (平成26年 7月14日)	971,225,338	973,994,344	10,522	10,552
第8計算期間末日 (平成26年 8月14日)	896,020,038	898,578,686	10,506	10,536
第9計算期間末日 (平成26年 9月16日)	889,814,458	892,179,880	11,285	11,315
第10計算期間末日 (平成26年10月14日)	767,330,524	769,494,875	10,636	10,666
第11計算期間末日 (平成26年11月14日)	672,366,150	673,973,020	12,553	12,583
第12計算期間末日 (平成26年12月15日)	559,026,491	560,431,914	11,933	11,963
第13計算期間末日 (平成27年 1月14日)	515,930,383	517,251,293	11,718	11,748
第14計算期間末日 (平成27年 2月16日)	434,357,237	435,446,640	11,961	11,991
第15計算期間末日 (平成27年 3月16日)	396,802,272	398,360,838	12,730	12,780
第16計算期間末日 (平成27年 4月14日)	351,687,739	353,026,583	13,134	13,184
第17計算期間末日 (平成27年 5月14日)	315,793,583	316,990,650	13,190	13,240
第18計算期間末日 (平成27年 6月15日)	292,456,803	293,511,924	13,859	13,909
第19計算期間末日 (平成27年 7月14日)	270,536,130	271,566,577	13,127	13,177
第20計算期間末日 (平成27年 8月14日)	215,369,957	216,211,360	12,798	12,848
第21計算期間末日 (平成27年 9月14日)	169,294,323	170,097,301	10,542	10,592
第22計算期間末日 (平成27年10月14日)	156,437,772	157,163,421	10,779	10,829
第23計算期間末日 (平成27年11月16日)	189,595,092	190,418,984	11,506	11,556
第24計算期間末日 (平成27年12月14日)	166,756,996	167,536,539	10,696	10,746
第25計算期間末日 (平成28年 1月14日)	154,997,624	155,826,518	9,350	9,400

第26計算期間末日	（平成28年 2月15日）	110,294,387	111,124,772	6,641	6,691
第27計算期間末日	（平成28年 3月14日）	138,348,777	139,178,761	8,334	8,384
第28計算期間末日	（平成28年 4月14日）	134,899,189	135,730,757	8,111	8,161
第29計算期間末日	（平成28年 5月16日）	126,477,331	127,304,223	7,648	7,698
第30計算期間末日	（平成28年 6月14日）	115,007,033	115,835,463	6,941	6,991
第31計算期間末日	（平成28年 7月14日）	114,688,499	115,518,865	6,906	6,956
第32計算期間末日	（平成28年 8月15日）	98,949,364	99,669,909	6,866	6,916
第33計算期間末日	（平成28年 9月14日）	93,623,864	94,340,732	6,530	6,580
第34計算期間末日	（平成28年10月14日）	147,131,046	148,213,994	6,793	6,843
第35計算期間末日	（平成28年11月14日）	293,021,299	295,267,856	6,522	6,572
第36計算期間末日	（平成28年12月14日）	314,179,822	316,189,991	7,815	7,865
第37計算期間末日	（平成29年 1月16日）	285,566,795	287,513,240	7,336	7,386
第38計算期間末日	（平成29年 2月14日）	308,408,052	310,369,700	7,861	7,911
第39計算期間末日	（平成29年 3月14日）	385,469,911	387,813,046	8,226	8,276
第40計算期間末日	（平成29年 4月14日）	444,661,011	447,527,104	7,757	7,807
第41計算期間末日	（平成29年 5月15日）	574,227,028	577,592,855	8,530	8,580
第42計算期間末日	（平成29年 6月14日）	637,971,090	641,668,949	8,626	8,676
第43計算期間末日	（平成29年 7月14日）	709,135,494	713,000,310	9,174	9,224
第44計算期間末日	（平成29年 8月14日）	581,230,125	584,543,318	8,771	8,821
第45計算期間末日	（平成29年 9月14日）	456,236,383	458,729,056	9,152	9,202
第46計算期間末日	（平成29年10月16日）	354,001,696	355,938,513	9,139	9,189
第47計算期間末日	（平成29年11月14日）	316,152,649	317,799,798	9,597	9,647
第48計算期間末日	（平成29年12月14日）	310,800,525	312,416,616	9,616	9,666
第49計算期間末日	（平成30年 1月15日）	317,354,962	318,946,888	9,968	10,018
第50計算期間末日	（平成30年 2月14日）	289,583,915	291,194,285	8,991	9,041
第51計算期間末日	（平成30年 3月14日）	275,468,706	276,982,890	9,096	9,146
第52計算期間末日	（平成30年 4月16日）	271,399,716	272,858,958	9,299	9,349
第53計算期間末日	（平成30年 5月14日）	257,038,574	258,428,153	9,249	9,299
第54計算期間末日	（平成30年 6月14日）	243,311,487	244,698,945	8,768	8,818
第55計算期間末日	（平成30年 7月17日）	244,484,450	245,777,726	9,452	9,502
第56計算期間末日	（平成30年 8月14日）	217,686,405	218,916,888	8,846	8,896
第57計算期間末日	（平成30年 9月14日）	212,925,221	214,079,906	9,220	9,270
第58計算期間末日	（平成30年10月15日）	190,575,651	191,604,357	9,263	9,313
第59計算期間末日	（平成30年11月14日）	171,073,581	172,104,920	8,294	8,344
第60計算期間末日	（平成30年12月14日）	169,209,417	170,244,362	8,175	8,225
第61計算期間末日	（平成31年 1月15日）	158,383,991	159,422,635	7,625	7,675
第62計算期間末日	（平成31年 2月14日）	166,802,814	167,823,414	8,172	8,222
第63計算期間末日	（平成31年 3月14日）	167,057,824	168,082,164	8,154	8,204
第64計算期間末日	（平成31年 4月15日）	181,944,350	182,972,432	8,849	8,899
第65計算期間末日	（令和 1年 5月14日）	166,881,811	167,913,206	8,090	8,140
第66計算期間末日	（令和 1年 6月14日）	170,938,645	172,005,127	8,014	8,064
第67計算期間末日	（令和 1年 7月16日）	175,274,222	176,344,665	8,187	8,237

第68計算期間末日	(令和 1年 8月14日)	162,079,998	163,154,272	7,544	7,594
第69計算期間末日	(令和 1年 9月17日)	175,937,089	177,015,649	8,156	8,206
第70計算期間末日	(令和 1年10月15日)	176,486,184	177,568,502	8,153	8,203
第71計算期間末日	(令和 1年11月14日)	187,810,032	188,896,244	8,645	8,695
第72計算期間末日	(令和 1年12月16日)	198,231,587	199,321,381	9,095	9,145
第73計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	203,971,137	205,063,183	9,339	9,389
第74計算期間末日	(令和 2年 2月14日)	203,227,501	204,324,682	9,261	9,311
第75計算期間末日	(令和 2年 3月16日)	123,537,487	124,628,176	5,663	5,713
第76計算期間末日	(令和 2年 4月14日)	129,030,623	130,100,975	6,027	6,077
第77計算期間末日	(令和 2年 5月14日)	130,902,174	131,963,755	6,165	6,215
第78計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	149,491,453	150,548,934	7,068	7,118
第79計算期間末日	(令和 2年 7月14日)	154,299,155	155,361,357	7,263	7,313
第80計算期間末日	(令和 2年 8月14日)	156,806,376	157,853,657	7,486	7,536
第81計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	163,549,136	164,599,261	7,787	7,837
第82計算期間末日	(令和 2年10月14日)	168,128,317	169,182,690	7,973	8,023
第83計算期間末日	(令和 2年11月16日)	178,583,117	179,639,844	8,450	8,500
第84計算期間末日	(令和 2年12月14日)	188,206,018	189,266,080	8,877	8,927
第85計算期間末日	(令和 3年 1月14日)	201,383,262	202,447,000	9,466	9,516
第86計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	204,016,016	205,082,945	9,561	9,611
第87計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	197,394,818	198,424,275	9,587	9,637
第88計算期間末日	(令和 3年 4月14日)	205,749,368	206,781,357	9,969	10,019
第89計算期間末日	(令和 3年 5月14日)	196,190,532	197,225,387	9,479	9,529
第90計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	208,224,355	209,262,365	10,030	10,080
第91計算期間末日	(令和 3年 7月14日)	210,987,557	212,028,605	10,133	10,183
第92計算期間末日	(令和 3年 8月16日)	212,581,510	213,625,671	10,180	10,230
第93計算期間末日	(令和 3年 9月14日)	221,126,945	222,118,668	11,149	11,199
第94計算期間末日	(令和 3年10月14日)	203,166,117	204,160,682	10,214	10,264
第95計算期間末日	(令和 3年11月15日)	217,085,558	218,083,224	10,880	10,930
第96計算期間末日	(令和 3年12月14日)	206,680,887	207,681,458	10,328	10,378
第97計算期間末日	(令和 4年 1月14日)	200,786,259	201,758,180	10,329	10,379
第98計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	182,012,060	182,916,197	10,066	10,116
第99計算期間末日	(令和 4年 3月14日)	163,825,365	164,732,686	9,028	9,078
第100計算期間末日	(令和 4年 4月14日)	193,843,860	194,754,396	10,644	10,694
第101計算期間末日	(令和 4年 5月16日)	191,701,624	192,613,902	10,507	10,557
第102計算期間末日	(令和 4年 6月14日)	211,683,322	212,662,334	10,811	10,861
第103計算期間末日	(令和 4年 7月14日)	217,700,889	218,683,063	11,083	11,133
第104計算期間末日	(令和 4年 8月15日)	233,883,806	234,868,400	11,877	11,927
第105計算期間末日	(令和 4年 9月14日)	258,305,359	259,307,443	12,888	12,938
第106計算期間末日	(令和 4年10月14日)	253,940,073	254,951,040	12,559	12,609
	令和 3年10月末日	212,785,441	—	10,665	—
	11月末日	197,640,372	—	9,872	—
	12月末日	207,610,532	—	10,678	—

令和 4年 1月末日	168,042,852	—	9,295	—
2月末日	175,538,281	—	9,675	—
3月末日	196,922,257	—	10,813	—
4月末日	189,343,968	—	10,378	—
5月末日	197,173,228	—	10,773	—
6月末日	221,862,533	—	11,290	—
7月末日	225,788,939	—	11,467	—
8月末日	242,286,345	—	12,251	—
9月末日	248,002,386	—	12,279	—
10月末日	264,399,447	—	13,145	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	30円
第2計算期間	30円
第3計算期間	30円
第4計算期間	30円
第5計算期間	30円
第6計算期間	30円
第7計算期間	30円
第8計算期間	30円
第9計算期間	30円
第10計算期間	30円
第11計算期間	30円
第12計算期間	30円
第13計算期間	30円
第14計算期間	30円
第15計算期間	50円
第16計算期間	50円
第17計算期間	50円
第18計算期間	50円
第19計算期間	50円
第20計算期間	50円
第21計算期間	50円
第22計算期間	50円
第23計算期間	50円
第24計算期間	50円
第25計算期間	50円
第26計算期間	50円
第27計算期間	50円

第28計算期間	50円
第29計算期間	50円
第30計算期間	50円
第31計算期間	50円
第32計算期間	50円
第33計算期間	50円
第34計算期間	50円
第35計算期間	50円
第36計算期間	50円
第37計算期間	50円
第38計算期間	50円
第39計算期間	50円
第40計算期間	50円
第41計算期間	50円
第42計算期間	50円
第43計算期間	50円
第44計算期間	50円
第45計算期間	50円
第46計算期間	50円
第47計算期間	50円
第48計算期間	50円
第49計算期間	50円
第50計算期間	50円
第51計算期間	50円
第52計算期間	50円
第53計算期間	50円
第54計算期間	50円
第55計算期間	50円
第56計算期間	50円
第57計算期間	50円
第58計算期間	50円
第59計算期間	50円
第60計算期間	50円
第61計算期間	50円
第62計算期間	50円
第63計算期間	50円
第64計算期間	50円
第65計算期間	50円
第66計算期間	50円
第67計算期間	50円
第68計算期間	50円
第69計算期間	50円

第70計算期間	50円
第71計算期間	50円
第72計算期間	50円
第73計算期間	50円
第74計算期間	50円
第75計算期間	50円
第76計算期間	50円
第77計算期間	50円
第78計算期間	50円
第79計算期間	50円
第80計算期間	50円
第81計算期間	50円
第82計算期間	50円
第83計算期間	50円
第84計算期間	50円
第85計算期間	50円
第86計算期間	50円
第87計算期間	50円
第88計算期間	50円
第89計算期間	50円
第90計算期間	50円
第91計算期間	50円
第92計算期間	50円
第93計算期間	50円
第94計算期間	50円
第95計算期間	50円
第96計算期間	50円
第97計算期間	50円
第98計算期間	50円
第99計算期間	50円
第100計算期間	50円
第101計算期間	50円
第102計算期間	50円
第103計算期間	50円
第104計算期間	50円
第105計算期間	50円
第106計算期間	50円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
--	--------

第1計算期間	16.75
第2計算期間	△11.82
第3計算期間	△0.18
第4計算期間	△3.09
第5計算期間	4.53
第6計算期間	4.15
第7計算期間	△0.97
第8計算期間	0.13
第9計算期間	7.70
第10計算期間	△5.48
第11計算期間	18.30
第12計算期間	△4.70
第13計算期間	△1.55
第14計算期間	2.32
第15計算期間	6.84
第16計算期間	3.56
第17計算期間	0.80
第18計算期間	5.45
第19計算期間	△4.92
第20計算期間	△2.12
第21計算期間	△17.23
第22計算期間	2.72
第23計算期間	7.20
第24計算期間	△6.60
第25計算期間	△12.11
第26計算期間	△28.43
第27計算期間	26.24
第28計算期間	△2.07
第29計算期間	△5.09
第30計算期間	△8.59
第31計算期間	0.21
第32計算期間	0.14
第33計算期間	△4.16
第34計算期間	4.79
第35計算期間	△3.25
第36計算期間	20.59
第37計算期間	△5.48
第38計算期間	7.83
第39計算期間	5.27
第40計算期間	△5.09
第41計算期間	10.60
第42計算期間	1.71

第43計算期間	6.93
第44計算期間	△3.84
第45計算期間	4.91
第46計算期間	0.40
第47計算期間	5.55
第48計算期間	0.71
第49計算期間	4.18
第50計算期間	△9.29
第51計算期間	1.72
第52計算期間	2.78
第53計算期間	0.00
第54計算期間	△4.65
第55計算期間	8.37
第56計算期間	△5.88
第57計算期間	4.79
第58計算期間	1.00
第59計算期間	△9.92
第60計算期間	△0.83
第61計算期間	△6.11
第62計算期間	7.82
第63計算期間	0.39
第64計算期間	9.13
第65計算期間	△8.01
第66計算期間	△0.32
第67計算期間	2.78
第68計算期間	△7.24
第69計算期間	8.77
第70計算期間	0.57
第71計算期間	6.64
第72計算期間	5.78
第73計算期間	3.23
第74計算期間	△0.29
第75計算期間	△38.31
第76計算期間	7.31
第77計算期間	3.11
第78計算期間	15.45
第79計算期間	3.46
第80計算期間	3.75
第81計算期間	4.68
第82計算期間	3.03
第83計算期間	6.60
第84計算期間	5.64

第85計算期間	7.19
第86計算期間	1.53
第87計算期間	0.79
第88計算期間	4.50
第89計算期間	△4.41
第90計算期間	6.34
第91計算期間	1.52
第92計算期間	0.95
第93計算期間	10.00
第94計算期間	△7.93
第95計算期間	7.00
第96計算期間	△4.61
第97計算期間	0.49
第98計算期間	△2.06
第99計算期間	△9.81
第100計算期間	18.45
第101計算期間	△0.81
第102計算期間	3.36
第103計算期間	2.97
第104計算期間	7.61
第105計算期間	8.93
第106計算期間	△2.16

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,603,777,417	238,439,610	1,365,337,807
第2計算期間	169,577,619	77,010,855	1,457,904,571
第3計算期間	22,993,355	81,999,764	1,398,898,162
第4計算期間	30,083,008	63,832,693	1,365,148,477
第5計算期間	10,742,700	102,481,138	1,273,410,039
第6計算期間	46,830,650	129,744,434	1,190,496,255
第7計算期間	44,421,017	311,915,088	923,002,184
第8計算期間	25,847,485	95,966,756	852,882,913
第9計算期間	19,130,882	83,539,600	788,474,195
第10計算期間	2,954,804	69,978,524	721,450,475
第11計算期間	423,700	186,250,526	535,623,649
第12計算期間	3,954,269	71,103,253	468,474,665
第13計算期間	179,786	28,350,821	440,303,630
第14計算期間	179,784	77,348,854	363,134,560

第15計算期間	176,493	51,597,738	311,713,315
第16計算期間	7,616,717	51,561,181	267,768,851
第17計算期間	176,363	28,531,784	239,413,430
第18計算期間	129,412	28,518,603	211,024,239
第19計算期間	182,337	5,117,018	206,089,558
第20計算期間	927,903	38,736,844	168,280,617
第21計算期間	168,878	7,853,733	160,595,762
第22計算期間	219,685	15,685,527	145,129,920
第23計算期間	19,648,488	—	164,778,408
第24計算期間	136,155	9,005,813	155,908,750
第25計算期間	18,313,473	8,443,329	165,778,894
第26計算期間	298,287	—	166,077,181
第27計算期間	394,478	474,732	165,996,927
第28計算期間	316,709	—	166,313,636
第29計算期間	327,369	1,262,493	165,378,512
第30計算期間	349,325	41,712	165,686,125
第31計算期間	387,124	—	166,073,249
第32計算期間	625,250	22,589,470	144,109,029
第33計算期間	253,701	989,086	143,373,644
第34計算期間	74,042,647	826,623	216,589,668
第35計算期間	232,721,910	—	449,311,578
第36計算期間	120,947,833	168,225,558	402,033,853
第37計算期間	7,384,859	20,129,624	389,289,088
第38計算期間	12,310,777	9,270,152	392,329,713
第39計算期間	121,139,162	44,841,800	468,627,075
第40計算期間	124,893,818	20,302,154	573,218,739
第41計算期間	134,930,528	34,983,715	673,165,552
第42計算期間	199,133,789	132,727,508	739,571,833
第43計算期間	162,913,114	129,521,628	772,963,319
第44計算期間	12,678,726	123,003,265	662,638,780
第45計算期間	28,772,980	192,877,088	498,534,672
第46計算期間	11,362,744	122,533,984	387,363,432
第47計算期間	613,448	58,546,955	329,429,925
第48計算期間	2,547,014	8,758,692	323,218,247
第49計算期間	7,998,634	12,831,484	318,385,397
第50計算期間	3,688,744	115	322,074,026
第51計算期間	4,903,165	24,140,225	302,836,966
第52計算期間	610,707	11,599,218	291,848,455
第53計算期間	586,287	14,518,883	277,915,859
第54計算期間	664,501	1,088,729	277,491,631
第55計算期間	647,510	19,483,783	258,655,358
第56計算期間	622,531	13,181,248	246,096,641

第57計算期間	649,533	15,808,984	230,937,190
第58計算期間	685,376	25,881,228	205,741,338
第59計算期間	615,709	89,113	206,267,934
第60計算期間	749,202	28,050	206,989,086
第61計算期間	740,980	1,091	207,728,975
第62計算期間	782,664	4,391,581	204,120,058
第63計算期間	748,048	—	204,868,106
第64計算期間	752,908	4,550	205,616,464
第65計算期間	663,097	406	206,279,155
第66計算期間	7,072,796	55,498	213,296,453
第67計算期間	794,984	2,678	214,088,759
第68計算期間	766,230	60	214,854,929
第69計算期間	857,721	485	215,712,165
第70計算期間	773,682	22,237	216,463,610
第71計算期間	784,800	5,975	217,242,435
第72計算期間	717,381	1,000	217,958,816
第73計算期間	795,904	345,453	218,409,267
第74計算期間	1,029,865	2,755	219,436,377
第75計算期間	710,979	2,009,385	218,137,971
第76計算期間	1,275,797	5,343,221	214,070,547
第77計算期間	1,110,333	2,864,656	212,316,224
第78計算期間	1,564,659	2,384,598	211,496,285
第79計算期間	949,191	4,993	212,440,483
第80計算期間	932,576	3,916,688	209,456,371
第81計算期間	867,480	298,780	210,025,071
第82計算期間	902,526	52,902	210,874,695
第83計算期間	785,308	314,534	211,345,469
第84計算期間	738,077	71,062	212,012,484
第85計算期間	739,751	4,563	212,747,672
第86計算期間	678,194	40,008	213,385,858
第87計算期間	725,121	8,219,390	205,891,589
第88計算期間	649,004	142,628	206,397,965
第89計算期間	640,060	67,019	206,971,006
第90計算期間	677,117	46,052	207,602,071
第91計算期間	673,692	66,130	208,209,633
第92計算期間	702,710	79,948	208,832,395
第93計算期間	673,687	11,161,467	198,344,615
第94計算期間	583,050	14,516	198,913,149
第95計算期間	629,397	9,256	199,533,290
第96計算期間	722,226	141,197	200,114,319
第97計算期間	652,600	6,382,679	194,384,240
第98計算期間	656,504	14,213,182	180,827,562

第99計算期間	639,270	2,552	181,464,280
第100計算期間	708,356	65,253	182,107,383
第101計算期間	645,121	296,888	182,455,616
第102計算期間	13,416,756	69,841	195,802,531
第103計算期間	744,925	112,603	196,434,853
第104計算期間	699,085	214,960	196,918,978
第105計算期間	4,113,721	615,761	200,416,938
第106計算期間	3,782,434	2,005,852	202,193,520

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	197,014,233	98.12
親投資信託受益証券	日本	9,997	0.00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	3,774,442	1.88
純資産総額		200,798,672	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（TRYクラス）	1,085,477,869	0.17	189,774,693	0.1815	197,014,233	98.12
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	1.0038	9,997	1.0038	9,997	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.12
親投資信託受益証券	0.00

合計	98.12
----	-------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成26年 1月14日）	147,916,424	148,608,866	10,681	10,731
第2計算期間末日（平成26年 2月14日）	246,930,344	248,208,771	9,658	9,708
第3計算期間末日（平成26年 3月14日）	241,609,176	242,890,494	9,428	9,478
第4計算期間末日（平成26年 4月14日）	215,086,786	216,214,821	9,534	9,584
第5計算期間末日（平成26年 5月14日）	205,833,623	206,857,048	10,056	10,106
第6計算期間末日（平成26年 6月16日）	149,493,566	150,220,790	10,278	10,328
第7計算期間末日（平成26年 7月14日）	118,303,233	118,884,731	10,172	10,222
第8計算期間末日（平成26年 8月14日）	107,437,068	107,967,450	10,128	10,178
第9計算期間末日（平成26年 9月16日）	100,605,998	101,072,834	10,775	10,825
第10計算期間末日（平成26年10月14日）	85,425,805	85,852,894	10,001	10,051
第11計算期間末日（平成26年11月14日）	83,598,471	83,943,346	12,120	12,170
第12計算期間末日（平成26年12月15日）	54,796,494	55,021,457	12,179	12,229
第13計算期間末日（平成27年 1月14日）	54,810,810	55,042,029	11,853	11,903
第14計算期間末日（平成27年 2月16日）	53,027,628	53,258,988	11,460	11,510
第15計算期間末日（平成27年 3月16日）	52,658,655	52,922,738	11,964	12,024
第16計算期間末日（平成27年 4月14日）	40,345,431	40,545,335	12,109	12,169
第17計算期間末日（平成27年 5月14日）	45,999,436	46,222,863	12,353	12,413
第18計算期間末日（平成27年 6月15日）	52,395,497	52,642,479	12,729	12,789
第19計算期間末日（平成27年 7月14日）	36,524,416	36,696,125	12,763	12,823
第20計算期間末日（平成27年 8月14日）	35,053,435	35,225,355	12,234	12,294
第21計算期間末日（平成27年 9月14日）	27,722,470	27,894,891	9,647	9,707
第22計算期間末日（平成27年10月14日）	29,071,326	29,244,253	10,087	10,147
第23計算期間末日（平成27年11月16日）	32,692,783	32,865,893	11,331	11,391

第24計算期間末日	（平成27年12月14日）	28,547,268	28,708,821	10,602	10,662
第25計算期間末日	（平成28年 1月14日）	25,473,403	25,635,144	9,450	9,510
第26計算期間末日	（平成28年 2月15日）	14,990,745	15,114,137	7,289	7,349
第27計算期間末日	（平成28年 3月14日）	15,354,295	15,460,289	8,692	8,752
第28計算期間末日	（平成28年 4月14日）	14,989,978	15,096,157	8,471	8,531
第29計算期間末日	（平成28年 5月16日）	14,177,377	14,283,740	7,997	8,057
第30計算期間末日	（平成28年 6月14日）	13,677,175	13,783,727	7,702	7,762
第31計算期間末日	（平成28年 7月14日）	13,508,204	13,614,917	7,595	7,655
第32計算期間末日	（平成28年 8月15日）	10,010,956	10,092,208	7,392	7,452
第33計算期間末日	（平成28年 9月14日）	9,928,702	10,009,908	7,336	7,396
第34計算期間末日	（平成28年10月14日）	9,932,012	10,013,384	7,323	7,383
第35計算期間末日	（平成28年11月14日）	9,980,405	10,061,862	7,351	7,411
第36計算期間末日	（平成28年12月14日）	10,995,185	11,076,657	8,097	8,157
第37計算期間末日	（平成29年 1月16日）	10,291,168	10,372,733	7,570	7,630
第38計算期間末日	（平成29年 2月14日）	13,134,327	13,235,679	7,775	7,835
第39計算期間末日	（平成29年 3月14日）	25,795,371	25,994,949	7,755	7,815
第40計算期間末日	（平成29年 4月14日）	94,162,733	94,961,168	7,076	7,136
第41計算期間末日	（平成29年 5月15日）	149,201,688	150,306,359	8,104	8,164
第42計算期間末日	（平成29年 6月14日）	176,498,543	177,810,150	8,074	8,134
第43計算期間末日	（平成29年 7月14日）	202,795,201	204,251,582	8,355	8,415
第44計算期間末日	（平成29年 8月14日）	243,897,397	245,686,007	8,182	8,242
第45計算期間末日	（平成29年 9月14日）	374,128,102	376,740,258	8,594	8,654
第46計算期間末日	（平成29年10月16日）	609,365,459	613,599,048	8,636	8,696
第47計算期間末日	（平成29年11月14日）	727,794,656	732,849,206	8,639	8,699
第48計算期間末日	（平成29年12月14日）	870,859,306	876,828,838	8,753	8,813
第49計算期間末日	（平成30年 1月15日）	953,241,843	959,441,347	9,226	9,286
第50計算期間末日	（平成30年 2月14日）	847,641,303	853,958,675	8,051	8,111
第51計算期間末日	（平成30年 3月14日）	902,172,358	908,928,493	8,012	8,072
第52計算期間末日	（平成30年 4月16日）	824,880,271	831,434,960	7,551	7,611
第53計算期間末日	（平成30年 5月14日）	832,813,533	839,360,796	7,632	7,692
第54計算期間末日	（平成30年 6月14日）	713,675,367	719,590,297	7,239	7,299
第55計算期間末日	（平成30年 7月17日）	630,142,163	635,618,379	6,904	6,964
第56計算期間末日	（平成30年 8月14日）	326,099,038	330,408,071	4,541	4,601
第57計算期間末日	（平成30年 9月14日）	369,210,033	373,458,600	5,214	5,274
第58計算期間末日	（平成30年10月15日）	545,401,161	551,353,970	5,497	5,557
第59計算期間末日	（平成30年11月14日）	610,272,912	616,611,068	5,777	5,837
第60計算期間末日	（平成30年12月14日）	698,521,733	705,706,617	5,833	5,893
第61計算期間末日	（平成31年 1月15日）	590,000,952	597,027,168	5,038	5,098
第62計算期間末日	（平成31年 2月14日）	676,394,502	683,464,376	5,740	5,800
第63計算期間末日	（平成31年 3月14日）	685,208,494	692,636,124	5,535	5,595
第64計算期間末日	（平成31年 4月15日）	734,846,213	742,673,728	5,633	5,693
第65計算期間末日	（令和 1年 5月14日）	653,355,784	661,191,713	5,003	5,063

第66計算期間末日	(令和 1年 6月14日)	681,020,019	688,876,570	5,201	5,261
第67計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	709,169,770	717,030,385	5,413	5,473
第68計算期間末日	(令和 1年 8月14日)	696,991,913	704,924,226	5,272	5,332
第69計算期間末日	(令和 1年 9月17日)	733,068,971	740,907,128	5,612	5,672
第70計算期間末日	(令和 1年10月15日)	626,227,573	633,194,158	5,393	5,453
第71計算期間末日	(令和 1年11月14日)	666,837,300	673,620,792	5,898	5,958
第72計算期間末日	(令和 1年12月16日)	638,789,558	645,185,719	5,992	6,052
第73計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	633,703,162	640,024,086	6,015	6,075
第74計算期間末日	(令和 2年 2月14日)	579,320,456	585,379,733	5,737	5,797
第75計算期間末日	(令和 2年 3月16日)	392,579,696	398,595,119	3,916	3,976
第76計算期間末日	(令和 2年 4月14日)	428,200,711	434,248,709	4,248	4,308
第77計算期間末日	(令和 2年 5月14日)	435,122,741	441,213,062	4,287	4,347
第78計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	469,907,059	475,973,525	4,648	4,708
第79計算期間末日	(令和 2年 7月14日)	268,281,565	271,667,407	4,754	4,814
第80計算期間末日	(令和 2年 8月14日)	216,263,616	219,098,495	4,577	4,637
第81計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	197,131,509	199,787,820	4,453	4,513
第82計算期間末日	(令和 2年10月14日)	184,134,845	186,682,612	4,336	4,396
第83計算期間末日	(令和 2年11月16日)	184,799,184	187,249,974	4,524	4,584
第84計算期間末日	(令和 2年12月14日)	158,184,508	160,270,921	4,549	4,609
第85計算期間末日	(令和 3年 1月14日)	174,008,998	176,073,836	5,056	5,116
第86計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	188,566,662	189,947,248	5,463	5,503
第87計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	172,455,028	173,754,829	5,307	5,347
第88計算期間末日	(令和 3年 4月14日)	156,460,042	157,700,620	5,045	5,085
第89計算期間末日	(令和 3年 5月14日)	140,571,431	141,781,662	4,646	4,686
第90計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	361,309,059	364,212,904	4,977	5,017
第91計算期間末日	(令和 3年 7月14日)	359,517,238	362,426,113	4,944	4,984
第92計算期間末日	(令和 3年 8月16日)	151,873,089	153,088,891	4,997	5,037
第93計算期間末日	(令和 3年 9月14日)	128,619,520	129,541,903	5,578	5,618
第94計算期間末日	(令和 3年10月14日)	249,619,451	251,615,088	5,003	5,043
第95計算期間末日	(令和 3年11月15日)	238,305,665	240,270,655	4,851	4,891
第96計算期間末日	(令和 3年12月14日)	161,143,061	163,107,301	3,282	3,322
第97計算期間末日	(令和 4年 1月14日)	193,973,801	195,843,784	4,149	4,189
第98計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	191,808,580	193,694,729	4,068	4,108
第99計算期間末日	(令和 4年 3月14日)	160,343,900	162,244,927	3,374	3,414
第100計算期間末日	(令和 4年 4月14日)	189,445,876	191,355,977	3,967	4,007
第101計算期間末日	(令和 4年 5月16日)	178,818,230	180,738,058	3,726	3,766
第102計算期間末日	(令和 4年 6月14日)	171,084,902	173,024,596	3,528	3,568
第103計算期間末日	(令和 4年 7月14日)	190,326,319	192,341,025	3,779	3,819
第104計算期間末日	(令和 4年 8月15日)	190,830,121	192,797,081	3,881	3,921
第105計算期間末日	(令和 4年 9月14日)	204,028,953	205,949,727	4,249	4,289
第106計算期間末日	(令和 4年10月14日)	191,920,786	193,772,629	4,146	4,186
	令和 3年10月末日	246,107,646	—	4,932	—

11月末日	176,937,757	—	3,558	—
12月末日	214,165,331	—	4,590	—
令和 4年 1月末日	180,693,073	—	3,828	—
2月末日	175,845,723	—	3,699	—
3月末日	191,864,712	—	4,003	—
4月末日	188,837,696	—	3,923	—
5月末日	173,794,591	—	3,600	—
6月末日	198,201,280	—	3,919	—
7月末日	184,331,133	—	3,750	—
8月末日	194,801,400	—	4,052	—
9月末日	194,149,115	—	4,015	—
10月末日	200,798,672	—	4,298	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	50円
第2計算期間	50円
第3計算期間	50円
第4計算期間	50円
第5計算期間	50円
第6計算期間	50円
第7計算期間	50円
第8計算期間	50円
第9計算期間	50円
第10計算期間	50円
第11計算期間	50円
第12計算期間	50円
第13計算期間	50円
第14計算期間	50円
第15計算期間	60円
第16計算期間	60円
第17計算期間	60円
第18計算期間	60円
第19計算期間	60円
第20計算期間	60円
第21計算期間	60円
第22計算期間	60円
第23計算期間	60円
第24計算期間	60円
第25計算期間	60円

第26計算期間	60円
第27計算期間	60円
第28計算期間	60円
第29計算期間	60円
第30計算期間	60円
第31計算期間	60円
第32計算期間	60円
第33計算期間	60円
第34計算期間	60円
第35計算期間	60円
第36計算期間	60円
第37計算期間	60円
第38計算期間	60円
第39計算期間	60円
第40計算期間	60円
第41計算期間	60円
第42計算期間	60円
第43計算期間	60円
第44計算期間	60円
第45計算期間	60円
第46計算期間	60円
第47計算期間	60円
第48計算期間	60円
第49計算期間	60円
第50計算期間	60円
第51計算期間	60円
第52計算期間	60円
第53計算期間	60円
第54計算期間	60円
第55計算期間	60円
第56計算期間	60円
第57計算期間	60円
第58計算期間	60円
第59計算期間	60円
第60計算期間	60円
第61計算期間	60円
第62計算期間	60円
第63計算期間	60円
第64計算期間	60円
第65計算期間	60円
第66計算期間	60円
第67計算期間	60円

第68計算期間	60円
第69計算期間	60円
第70計算期間	60円
第71計算期間	60円
第72計算期間	60円
第73計算期間	60円
第74計算期間	60円
第75計算期間	60円
第76計算期間	60円
第77計算期間	60円
第78計算期間	60円
第79計算期間	60円
第80計算期間	60円
第81計算期間	60円
第82計算期間	60円
第83計算期間	60円
第84計算期間	60円
第85計算期間	60円
第86計算期間	40円
第87計算期間	40円
第88計算期間	40円
第89計算期間	40円
第90計算期間	40円
第91計算期間	40円
第92計算期間	40円
第93計算期間	40円
第94計算期間	40円
第95計算期間	40円
第96計算期間	40円
第97計算期間	40円
第98計算期間	40円
第99計算期間	40円
第100計算期間	40円
第101計算期間	40円
第102計算期間	40円
第103計算期間	40円
第104計算期間	40円
第105計算期間	40円
第106計算期間	40円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	7.31
第2計算期間	△9.10
第3計算期間	△1.86
第4計算期間	1.65
第5計算期間	5.99
第6計算期間	2.70
第7計算期間	△0.54
第8計算期間	0.05
第9計算期間	6.88
第10計算期間	△6.71
第11計算期間	21.68
第12計算期間	0.89
第13計算期間	△2.26
第14計算期間	△2.89
第15計算期間	4.92
第16計算期間	1.71
第17計算期間	2.51
第18計算期間	3.52
第19計算期間	0.73
第20計算期間	△3.67
第21計算期間	△20.65
第22計算期間	5.18
第23計算期間	12.92
第24計算期間	△5.90
第25計算期間	△10.29
第26計算期間	△22.23
第27計算期間	20.07
第28計算期間	△1.85
第29計算期間	△4.88
第30計算期間	△2.93
第31計算期間	△0.61
第32計算期間	△1.88
第33計算期間	0.05
第34計算期間	0.64
第35計算期間	1.20
第36計算期間	10.96
第37計算期間	△5.76
第38計算期間	3.50
第39計算期間	0.51
第40計算期間	△7.98
第41計算期間	15.37

第42計算期間	0.37
第43計算期間	4.22
第44計算期間	△1.35
第45計算期間	5.76
第46計算期間	1.18
第47計算期間	0.72
第48計算期間	2.01
第49計算期間	6.08
第50計算期間	△12.08
第51計算期間	0.26
第52計算期間	△5.00
第53計算期間	1.86
第54計算期間	△4.36
第55計算期間	△3.79
第56計算期間	△33.35
第57計算期間	16.14
第58計算期間	6.57
第59計算期間	6.18
第60計算期間	2.00
第61計算期間	△12.60
第62計算期間	15.12
第63計算期間	△2.52
第64計算期間	2.85
第65計算期間	△10.11
第66計算期間	5.15
第67計算期間	5.22
第68計算期間	△1.49
第69計算期間	7.58
第70計算期間	△2.83
第71計算期間	10.47
第72計算期間	2.61
第73計算期間	1.38
第74計算期間	△3.62
第75計算期間	△30.69
第76計算期間	10.01
第77計算期間	2.33
第78計算期間	9.82
第79計算期間	3.57
第80計算期間	△2.46
第81計算期間	△1.39
第82計算期間	△1.28
第83計算期間	5.71

第84計算期間	1.87
第85計算期間	12.46
第86計算期間	8.84
第87計算期間	△2.12
第88計算期間	△4.18
第89計算期間	△7.11
第90計算期間	7.98
第91計算期間	0.14
第92計算期間	1.88
第93計算期間	12.42
第94計算期間	△9.59
第95計算期間	△2.23
第96計算期間	△31.51
第97計算期間	27.63
第98計算期間	△0.98
第99計算期間	△16.07
第100計算期間	18.76
第101計算期間	△5.06
第102計算期間	△4.24
第103計算期間	8.24
第104計算期間	3.75
第105計算期間	10.51
第106計算期間	△1.48

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	211,888,060	73,399,488	138,488,572
第2計算期間	117,197,011	—	255,685,583
第3計算期間	578,097	—	256,263,680
第4計算期間	615,820	31,272,420	225,607,080
第5計算期間	622,012	21,544,067	204,685,025
第6計算期間	6,335,216	65,575,356	145,444,885
第7計算期間	247,863	29,393,133	116,299,615
第8計算期間	6,916,087	17,139,230	106,076,472
第9計算期間	195,600	12,904,726	93,367,346
第10計算期間	161,660	8,111,197	85,417,809
第11計算期間	191,900	16,634,633	68,975,076
第12計算期間	78,338	24,060,779	44,992,635
第13計算期間	7,954,510	6,703,232	46,243,913

第14計算期間	28,216	—	46,272,129
第15計算期間	29,282	2,287,435	44,013,976
第16計算期間	24,630	10,721,162	33,317,444
第17計算期間	3,939,937	19,462	37,237,919
第18計算期間	3,925,837	—	41,163,756
第19計算期間	19,853	12,565,314	28,618,295
第20計算期間	35,808	762	28,653,341
第21計算期間	83,518	—	28,736,859
第22計算期間	84,327	—	28,821,186
第23計算期間	30,494	—	28,851,680
第24計算期間	27,253	1,953,380	26,925,553
第25計算期間	31,321	—	26,956,874
第26計算期間	34,858	6,426,398	20,565,334
第27計算期間	35,067	2,934,589	17,665,812
第28計算期間	30,802	—	17,696,614
第29計算期間	30,677	—	17,727,291
第30計算期間	31,474	—	17,758,765
第31計算期間	35,459	8,705	17,785,519
第32計算期間	33,599	4,276,969	13,542,149
第33計算期間	2,702	10,365	13,534,486
第34計算期間	27,665	—	13,562,151
第35計算期間	14,052	—	13,576,203
第36計算期間	2,584	—	13,578,787
第37計算期間	15,488	—	13,594,275
第38計算期間	3,328,580	30,846	16,892,009
第39計算期間	16,372,315	1,246	33,263,078
第40計算期間	99,810,778	1,250	133,072,606
第41計算期間	51,039,252	—	184,111,858
第42計算期間	34,489,318	—	218,601,176
第43計算期間	66,067,102	41,938,040	242,730,238
第44計算期間	55,372,926	1,376	298,101,788
第45計算期間	185,250,632	47,993,069	435,359,351
第46計算期間	300,776,058	30,537,188	705,598,221
第47計算期間	143,328,037	6,501,105	842,425,153
第48計算期間	169,701,962	17,205,049	994,922,066
第49計算期間	43,106,483	4,777,846	1,033,250,703
第50計算期間	52,493,756	32,849,100	1,052,895,359
第51計算期間	78,137,545	5,010,350	1,126,022,554
第52計算期間	3,697,272	37,271,655	1,092,448,171
第53計算期間	18,138,283	19,375,794	1,091,210,660
第54計算期間	14,956,718	120,345,665	985,821,713
第55計算期間	2,554,694	75,673,582	912,702,825

第56計算期間	2,376,554	196,907,201	718,172,178
第57計算期間	7,260,068	17,337,587	708,094,659
第58計算期間	370,570,542	86,530,202	992,134,999
第59計算期間	69,732,225	5,507,869	1,056,359,355
第60計算期間	159,754,127	18,632,729	1,197,480,753
第61計算期間	15,302,809	41,747,434	1,171,036,128
第62計算期間	18,496,810	11,220,450	1,178,312,488
第63計算期間	75,806,577	16,180,626	1,237,938,439
第64計算期間	145,743,137	79,095,653	1,304,585,923
第65計算期間	6,968,397	5,566,004	1,305,988,316
第66計算期間	8,804,585	5,367,648	1,309,425,253
第67計算期間	9,062,422	8,385,011	1,310,102,664
第68計算期間	13,834,188	1,884,626	1,322,052,226
第69計算期間	8,189,375	23,882,040	1,306,359,561
第70計算期間	7,098,284	152,360,292	1,161,097,553
第71計算期間	6,144,227	36,659,723	1,130,582,057
第72計算期間	5,343,569	69,898,715	1,066,026,911
第73計算期間	9,144,290	21,683,854	1,053,487,347
第74計算期間	4,874,095	48,481,829	1,009,879,613
第75計算期間	5,296,925	12,606,032	1,002,570,506
第76計算期間	11,063,702	5,634,462	1,007,999,746
第77計算期間	7,979,261	925,449	1,015,053,558
第78計算期間	9,065,948	13,041,747	1,011,077,759
第79計算期間	7,393,654	454,164,247	564,307,166
第80計算期間	1,639,332	93,466,558	472,479,940
第81計算期間	1,497,308	31,258,687	442,718,561
第82計算期間	1,542,388	19,633,023	424,627,926
第83計算期間	1,509,476	17,672,255	408,465,147
第84計算期間	1,488,954	62,218,590	347,735,511
第85計算期間	4,928,313	8,524,018	344,139,806
第86計算期間	1,323,485	316,788	345,146,503
第87計算期間	1,513,752	21,709,883	324,950,372
第88計算期間	2,022,967	16,828,800	310,144,539
第89計算期間	981,834	8,568,484	302,557,889
第90計算期間	423,505,552	102,059	725,961,382
第91計算期間	3,974,439	2,717,052	727,218,769
第92計算期間	418,574,037	841,842,219	303,950,587
第93計算期間	987,820	74,342,618	230,595,789
第94計算期間	297,878,255	29,564,709	498,909,335
第95計算期間	3,258,896	10,920,515	491,247,716
第96計算期間	8,759,965	8,947,554	491,060,127
第97計算期間	11,057,296	34,621,601	467,495,822

第98計算期間	5,726,181	1,684,719	471,537,284
第99計算期間	4,043,144	323,549	475,256,879
第100計算期間	7,064,652	4,796,094	477,525,437
第101計算期間	5,314,126	2,882,340	479,957,223
第102計算期間	6,285,076	1,318,650	484,923,649
第103計算期間	20,890,749	2,137,794	503,676,604
第104計算期間	4,468,033	16,404,459	491,740,178
第105計算期間	4,498,425	16,044,953	480,193,650
第106計算期間	4,603,590	21,836,468	462,960,772

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,078,311,755	98.07
親投資信託受益証券	日本	10,023	0.00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	21,205,414	1.93
純資産総額		1,099,527,192	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（RUBクラス）	2,720,948,158	0.36	979,541,336	0.3963	1,078,311,755	98.07
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	9,986	1.0038	10,023	1.0038	10,023	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.07

親投資信託受益証券	0.00
合計	98.07

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成26年 1月14日）	79,826,850	80,182,338	11,228	11,278
第2計算期間末日（平成26年 2月14日）	67,554,871	67,910,905	9,487	9,537
第3計算期間末日（平成26年 3月14日）	48,777,312	49,046,979	9,044	9,094
第4計算期間末日（平成26年 4月14日）	35,474,743	35,675,259	8,846	8,896
第5計算期間末日（平成26年 5月14日）	24,757,192	24,890,174	9,308	9,358
第6計算期間末日（平成26年 6月16日）	21,433,983	21,542,345	9,890	9,940
第7計算期間末日（平成26年 7月14日）	20,993,802	21,100,469	9,841	9,891
第8計算期間末日（平成26年 8月14日）	20,095,090	20,201,757	9,419	9,469
第9計算期間末日（平成26年 9月16日）	20,951,099	21,058,037	9,796	9,846
第10計算期間末日（平成26年10月14日）	18,805,985	18,912,975	8,789	8,839
第11計算期間末日（平成26年11月14日）	20,013,888	20,123,385	9,139	9,189
第12計算期間末日（平成26年12月15日）	17,011,610	17,122,728	7,655	7,705
第13計算期間末日（平成27年 1月14日）	204,934,723	206,652,303	5,966	6,016
第14計算期間末日（平成27年 2月16日）	290,792,732	293,039,140	6,472	6,522
第15計算期間末日（平成27年 3月16日）	666,156,787	673,398,956	7,359	7,439
第16計算期間末日（平成27年 4月14日）	812,160,242	819,638,365	8,688	8,768
第17計算期間末日（平成27年 5月14日）	1,016,964,589	1,025,714,506	9,298	9,378
第18計算期間末日（平成27年 6月15日）	996,394,080	1,005,359,694	8,891	8,971
第19計算期間末日（平成27年 7月14日）	1,021,538,652	1,031,300,996	8,371	8,451
第20計算期間末日（平成27年 8月14日）	925,468,348	935,452,653	7,415	7,495
第21計算期間末日（平成27年 9月14日）	756,630,355	766,652,698	6,040	6,120
第22計算期間末日（平成27年10月14日）	846,046,075	856,312,203	6,593	6,673

第23計算期間末日	（平成27年11月16日）	895,898,502	906,536,189	6,738	6,818
第24計算期間末日	（平成27年12月14日）	815,195,883	825,692,506	6,213	6,293
第25計算期間末日	（平成28年 1月14日）	660,555,954	670,979,185	5,070	5,150
第26計算期間末日	（平成28年 2月15日）	499,629,852	510,458,398	3,691	3,771
第27計算期間末日	（平成28年 3月14日）	674,127,474	685,409,691	4,780	4,860
第28計算期間末日	（平成28年 4月14日）	690,572,691	701,944,377	4,858	4,938
第29計算期間末日	（平成28年 5月16日）	654,979,905	665,988,340	4,760	4,840
第30計算期間末日	（平成28年 6月14日）	591,310,203	602,021,935	4,416	4,496
第31計算期間末日	（平成28年 7月14日）	608,540,145	619,574,972	4,412	4,492
第32計算期間末日	（平成28年 8月15日）	626,994,525	638,728,162	4,275	4,355
第33計算期間末日	（平成28年 9月14日）	642,624,919	654,772,175	4,232	4,312
第34計算期間末日	（平成28年10月14日）	790,774,959	805,029,483	4,438	4,518
第35計算期間末日	（平成28年11月14日）	2,109,548,040	2,146,767,596	4,534	4,614
第36計算期間末日	（平成28年12月14日）	4,653,019,621	4,719,787,870	5,575	5,655
第37計算期間末日	（平成29年 1月16日）	8,390,240,316	8,509,661,068	5,621	5,701
第38計算期間末日	（平成29年 2月14日）	11,775,843,634	11,938,684,183	5,785	5,865
第39計算期間末日	（平成29年 3月14日）	13,676,266,296	13,866,154,041	5,762	5,842
第40計算期間末日	（平成29年 4月14日）	13,088,363,539	13,283,943,071	5,354	5,434
第41計算期間末日	（平成29年 5月15日）	15,589,342,924	15,802,957,083	5,838	5,918
第42計算期間末日	（平成29年 6月14日）	14,714,880,980	14,921,313,442	5,703	5,783
第43計算期間末日	（平成29年 7月14日）	14,119,248,912	14,319,821,320	5,632	5,712
第44計算期間末日	（平成29年 8月14日）	13,325,824,036	13,522,855,820	5,411	5,491
第45計算期間末日	（平成29年 9月14日）	13,004,163,100	13,185,379,573	5,741	5,821
第46計算期間末日	（平成29年10月16日）	11,632,266,758	11,784,946,743	6,095	6,175
第47計算期間末日	（平成29年11月14日）	10,485,326,691	10,620,495,814	6,206	6,286
第48計算期間末日	（平成29年12月14日）	10,675,772,742	10,813,079,015	6,220	6,300
第49計算期間末日	（平成30年 1月15日）	10,911,022,121	11,043,146,062	6,607	6,687
第50計算期間末日	（平成30年 2月14日）	10,125,030,525	10,268,037,159	5,664	5,744
第51計算期間末日	（平成30年 3月14日）	10,959,803,345	11,112,426,552	5,745	5,825
第52計算期間末日	（平成30年 4月16日）	9,344,380,213	9,488,801,808	5,176	5,256
第53計算期間末日	（平成30年 5月14日）	10,082,711,209	10,230,451,673	5,460	5,540
第54計算期間末日	（平成30年 6月14日）	10,022,459,416	10,170,628,849	5,411	5,491
第55計算期間末日	（平成30年 7月17日）	10,196,635,765	10,350,495,097	5,302	5,382
第56計算期間末日	（平成30年 8月14日）	8,383,160,113	8,529,659,870	4,578	4,658
第57計算期間末日	（平成30年 9月14日）	8,475,392,158	8,623,042,997	4,592	4,672
第58計算期間末日	（平成30年10月15日）	7,913,695,951	8,048,225,036	4,706	4,786
第59計算期間末日	（平成30年11月14日）	7,467,935,996	7,603,905,782	4,394	4,474
第60計算期間末日	（平成30年12月14日）	7,206,036,606	7,339,038,463	4,334	4,414
第61計算期間末日	（平成31年 1月15日）	6,192,828,896	6,326,362,590	3,710	3,790
第62計算期間末日	（平成31年 2月14日）	6,441,502,529	6,520,438,392	4,080	4,130
第63計算期間末日	（平成31年 3月14日）	6,165,741,719	6,242,013,276	4,042	4,092
第64計算期間末日	（平成31年 4月15日）	6,407,512,183	6,481,859,145	4,309	4,359

第65計算期間末日	(令和 1年 5月14日)	5,811,211,560	5,885,170,367	3,929	3,979
第66計算期間末日	(令和 1年 6月14日)	5,806,302,975	5,880,458,944	3,915	3,965
第67計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	5,923,453,542	5,996,834,669	4,036	4,086
第68計算期間末日	(令和 1年 8月14日)	5,275,682,502	5,347,724,610	3,662	3,712
第69計算期間末日	(令和 1年 9月17日)	5,675,491,725	5,747,213,263	3,957	4,007
第70計算期間末日	(令和 1年10月15日)	5,508,687,824	5,578,898,683	3,923	3,973
第71計算期間末日	(令和 1年11月14日)	5,262,974,615	5,326,484,553	4,143	4,193
第72計算期間末日	(令和 1年12月16日)	5,350,503,693	5,412,237,608	4,334	4,384
第73計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	5,424,267,757	5,484,646,874	4,492	4,542
第74計算期間末日	(令和 2年 2月14日)	4,739,597,889	4,773,110,200	4,243	4,273
第75計算期間末日	(令和 2年 3月16日)	2,780,198,941	2,812,598,877	2,574	2,604
第76計算期間末日	(令和 2年 4月14日)	3,139,482,347	3,171,506,671	2,941	2,971
第77計算期間末日	(令和 2年 5月14日)	3,244,522,202	3,276,048,568	3,087	3,117
第78計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	3,546,602,650	3,577,329,422	3,463	3,493
第79計算期間末日	(令和 2年 7月14日)	3,636,265,340	3,667,371,326	3,507	3,537
第80計算期間末日	(令和 2年 8月14日)	3,487,504,651	3,517,738,699	3,461	3,491
第81計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	2,664,125,150	2,687,976,840	3,351	3,381
第82計算期間末日	(令和 2年10月14日)	2,547,930,942	2,570,819,897	3,340	3,370
第83計算期間末日	(令和 2年11月16日)	2,461,289,585	2,483,261,171	3,361	3,391
第84計算期間末日	(令和 2年12月14日)	2,591,086,324	2,612,293,118	3,665	3,695
第85計算期間末日	(令和 3年 1月14日)	2,628,213,713	2,648,930,706	3,806	3,836
第86計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	2,624,328,377	2,637,901,501	3,867	3,887
第87計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	2,688,723,861	2,702,002,947	4,050	4,070
第88計算期間末日	(令和 3年 4月14日)	2,380,207,924	2,392,423,370	3,897	3,917
第89計算期間末日	(令和 3年 5月14日)	2,212,753,622	2,224,221,697	3,859	3,879
第90計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	2,159,464,349	2,169,877,878	4,147	4,167
第91計算期間末日	(令和 3年 7月14日)	2,045,578,344	2,055,559,790	4,099	4,119
第92計算期間末日	(令和 3年 8月16日)	1,991,229,547	2,000,834,687	4,146	4,166
第93計算期間末日	(令和 3年 9月14日)	2,109,177,810	2,118,400,468	4,574	4,594
第94計算期間末日	(令和 3年10月14日)	1,951,759,974	1,960,600,749	4,415	4,435
第95計算期間末日	(令和 3年11月15日)	1,912,612,441	1,920,910,457	4,610	4,630
第96計算期間末日	(令和 3年12月14日)	1,722,054,097	1,729,837,567	4,425	4,445
第97計算期間末日	(令和 4年 1月14日)	1,540,965,195	1,548,356,472	4,170	4,190
第98計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	1,519,262,946	1,526,548,820	4,170	4,190
第99計算期間末日	(令和 4年 3月14日)	664,354,278	664,354,278	2,155	2,155
第100計算期間末日	(令和 4年 4月14日)	1,180,653,422	1,180,653,422	3,830	3,830
第101計算期間末日	(令和 4年 5月16日)	1,282,324,860	1,282,324,860	4,744	4,744
第102計算期間末日	(令和 4年 6月14日)	1,149,268,257	1,149,268,257	5,613	5,613
第103計算期間末日	(令和 4年 7月14日)	1,093,750,663	1,093,750,663	5,965	5,965
第104計算期間末日	(令和 4年 8月15日)	1,040,505,878	1,040,505,878	5,979	5,979
第105計算期間末日	(令和 4年 9月14日)	1,124,916,111	1,124,916,111	6,636	6,636
第106計算期間末日	(令和 4年10月14日)	1,043,074,413	1,043,074,413	6,339	6,339

令和 3年10月末日	1,953,642,874	—	4,638	—
11月末日	1,724,501,683	—	4,343	—
12月末日	1,690,905,835	—	4,466	—
令和 4年 1月末日	1,368,852,577	—	3,754	—
2月末日	1,247,408,556	—	3,598	—
3月末日	1,134,924,179	—	3,682	—
4月末日	1,284,495,878	—	4,167	—
5月末日	998,035,150	—	4,570	—
6月末日	1,188,580,536	—	6,322	—
7月末日	1,023,017,128	—	5,817	—
8月末日	1,060,785,898	—	6,142	—
9月末日	1,100,894,202	—	6,640	—
10月末日	1,099,527,192	—	6,855	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	50円
第2計算期間	50円
第3計算期間	50円
第4計算期間	50円
第5計算期間	50円
第6計算期間	50円
第7計算期間	50円
第8計算期間	50円
第9計算期間	50円
第10計算期間	50円
第11計算期間	50円
第12計算期間	50円
第13計算期間	50円
第14計算期間	50円
第15計算期間	80円
第16計算期間	80円
第17計算期間	80円
第18計算期間	80円
第19計算期間	80円
第20計算期間	80円
第21計算期間	80円
第22計算期間	80円
第23計算期間	80円
第24計算期間	80円

第25計算期間	80円
第26計算期間	80円
第27計算期間	80円
第28計算期間	80円
第29計算期間	80円
第30計算期間	80円
第31計算期間	80円
第32計算期間	80円
第33計算期間	80円
第34計算期間	80円
第35計算期間	80円
第36計算期間	80円
第37計算期間	80円
第38計算期間	80円
第39計算期間	80円
第40計算期間	80円
第41計算期間	80円
第42計算期間	80円
第43計算期間	80円
第44計算期間	80円
第45計算期間	80円
第46計算期間	80円
第47計算期間	80円
第48計算期間	80円
第49計算期間	80円
第50計算期間	80円
第51計算期間	80円
第52計算期間	80円
第53計算期間	80円
第54計算期間	80円
第55計算期間	80円
第56計算期間	80円
第57計算期間	80円
第58計算期間	80円
第59計算期間	80円
第60計算期間	80円
第61計算期間	80円
第62計算期間	50円
第63計算期間	50円
第64計算期間	50円
第65計算期間	50円
第66計算期間	50円

第67計算期間	50円
第68計算期間	50円
第69計算期間	50円
第70計算期間	50円
第71計算期間	50円
第72計算期間	50円
第73計算期間	50円
第74計算期間	30円
第75計算期間	30円
第76計算期間	30円
第77計算期間	30円
第78計算期間	30円
第79計算期間	30円
第80計算期間	30円
第81計算期間	30円
第82計算期間	30円
第83計算期間	30円
第84計算期間	30円
第85計算期間	30円
第86計算期間	20円
第87計算期間	20円
第88計算期間	20円
第89計算期間	20円
第90計算期間	20円
第91計算期間	20円
第92計算期間	20円
第93計算期間	20円
第94計算期間	20円
第95計算期間	20円
第96計算期間	20円
第97計算期間	20円
第98計算期間	20円
第99計算期間	0円
第100計算期間	0円
第101計算期間	0円
第102計算期間	0円
第103計算期間	0円
第104計算期間	0円
第105計算期間	0円
第106計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	12.78
第2計算期間	△15.06
第3計算期間	△4.14
第4計算期間	△1.63
第5計算期間	5.78
第6計算期間	6.78
第7計算期間	0.01
第8計算期間	△3.78
第9計算期間	4.53
第10計算期間	△9.76
第11計算期間	4.55
第12計算期間	△15.69
第13計算期間	△21.41
第14計算期間	9.31
第15計算期間	14.94
第16計算期間	19.14
第17計算期間	7.94
第18計算期間	△3.51
第19計算期間	△4.94
第20計算期間	△10.46
第21計算期間	△17.46
第22計算期間	10.48
第23計算期間	3.41
第24計算期間	△6.60
第25計算期間	△17.10
第26計算期間	△25.62
第27計算期間	31.67
第28計算期間	3.30
第29計算期間	△0.37
第30計算期間	△5.54
第31計算期間	1.72
第32計算期間	△1.29
第33計算期間	0.86
第34計算期間	6.75
第35計算期間	3.96
第36計算期間	24.72
第37計算期間	2.26
第38計算期間	4.34
第39計算期間	0.98
第40計算期間	△5.69

第41計算期間	10.53
第42計算期間	△0.94
第43計算期間	0.15
第44計算期間	△2.50
第45計算期間	7.57
第46計算期間	7.55
第47計算期間	3.13
第48計算期間	1.51
第49計算期間	7.50
第50計算期間	△13.06
第51計算期間	2.84
第52計算期間	△8.51
第53計算期間	7.03
第54計算期間	0.56
第55計算期間	△0.53
第56計算期間	△12.14
第57計算期間	2.05
第58計算期間	4.22
第59計算期間	△4.92
第60計算期間	0.45
第61計算期間	△12.55
第62計算期間	11.32
第63計算期間	0.29
第64計算期間	7.84
第65計算期間	△7.65
第66計算期間	0.91
第67計算期間	4.36
第68計算期間	△8.02
第69計算期間	9.42
第70計算期間	0.40
第71計算期間	6.88
第72計算期間	5.81
第73計算期間	4.79
第74計算期間	△4.87
第75計算期間	△38.62
第76計算期間	15.42
第77計算期間	5.98
第78計算期間	13.15
第79計算期間	2.13
第80計算期間	△0.45
第81計算期間	△2.31
第82計算期間	0.56

第83計算期間	1.52
第84計算期間	9.93
第85計算期間	4.66
第86計算期間	2.12
第87計算期間	5.24
第88計算期間	△3.28
第89計算期間	△0.46
第90計算期間	7.98
第91計算期間	△0.67
第92計算期間	1.63
第93計算期間	10.80
第94計算期間	△3.03
第95計算期間	4.86
第96計算期間	△3.57
第97計算期間	△5.31
第98計算期間	0.47
第99計算期間	△48.32
第100計算期間	77.72
第101計算期間	23.86
第102計算期間	18.31
第103計算期間	6.27
第104計算期間	0.23
第105計算期間	10.98
第106計算期間	△4.47

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	129,859,237	58,761,589	71,097,648
第2計算期間	109,346	—	71,206,994
第3計算期間	2,115,682	19,389,240	53,933,436
第4計算期間	1,026,809	14,856,864	40,103,381
第5計算期間	65,580	13,572,468	26,596,493
第6計算期間	110	4,924,127	21,672,476
第7計算期間	10,292	349,368	21,333,400
第8計算期間	127	—	21,333,527
第9計算期間	54,099	—	21,387,626
第10計算期間	53,961	43,454	21,398,133
第11計算期間	548,304	46,937	21,899,500
第12計算期間	324,207	—	22,223,707

第13計算期間	321,292,306	—	343,516,013
第14計算期間	267,179,657	161,413,995	449,281,675
第15計算期間	481,388,732	25,399,279	905,271,128
第16計算期間	114,936,593	85,442,259	934,765,462
第17計算期間	219,294,553	60,320,370	1,093,739,645
第18計算期間	146,421,198	119,459,035	1,120,701,808
第19計算期間	140,724,272	41,133,022	1,220,293,058
第20計算期間	71,369,885	43,624,793	1,248,038,150
第21計算期間	70,144,894	65,390,093	1,252,792,951
第22計算期間	54,396,498	23,923,376	1,283,266,073
第23計算期間	67,426,071	20,981,175	1,329,710,969
第24計算期間	9,076,305	26,709,275	1,312,077,999
第25計算期間	70,005,409	79,179,475	1,302,903,933
第26計算期間	90,735,031	40,070,690	1,353,568,274
第27計算期間	63,033,917	6,324,994	1,410,277,197
第28計算期間	16,760,792	5,577,213	1,421,460,776
第29計算期間	16,757,809	62,164,207	1,376,054,378
第30計算期間	12,240,807	49,328,656	1,338,966,529
第31計算期間	54,351,661	13,964,704	1,379,353,486
第32計算期間	88,777,911	1,426,737	1,466,704,660
第33計算期間	52,102,268	399,926	1,518,407,002
第34計算期間	784,016,032	520,607,520	1,781,815,514
第35計算期間	2,922,685,742	52,056,715	4,652,444,541
第36計算期間	3,777,987,722	84,401,073	8,346,031,190
第37計算期間	7,203,571,273	622,008,432	14,927,594,031
第38計算期間	5,517,793,091	90,318,399	20,355,068,723
第39計算期間	5,639,108,983	2,258,209,458	23,735,968,248
第40計算期間	2,924,527,594	2,213,054,218	24,447,441,624
第41計算期間	3,315,798,304	1,061,469,951	26,701,769,977
第42計算期間	2,339,322,291	3,237,034,431	25,804,057,837
第43計算期間	1,071,529,836	1,804,036,648	25,071,551,025
第44計算期間	934,905,343	1,377,483,317	24,628,973,051
第45計算期間	1,106,133,139	3,083,047,047	22,652,059,143
第46計算期間	822,617,821	4,389,678,801	19,084,998,163
第47計算期間	1,426,019,176	3,614,876,960	16,896,140,379
第48計算期間	1,447,452,982	1,180,309,113	17,163,284,248
第49計算期間	941,944,362	1,589,735,891	16,515,492,719
第50計算期間	2,193,732,129	833,395,523	17,875,829,325
第51計算期間	2,339,009,117	1,136,937,480	19,077,900,962
第52計算期間	737,207,530	1,762,409,107	18,052,699,385
第53計算期間	1,297,937,523	883,078,785	18,467,558,123
第54計算期間	1,159,069,568	1,105,448,515	18,521,179,176

第55計算期間	1,266,901,128	555,663,733	19,232,416,571
第56計算期間	223,475,983	1,143,422,883	18,312,469,671
第57計算期間	1,640,087,946	1,496,202,683	18,456,354,934
第58計算期間	154,370,550	1,794,589,739	16,816,135,745
第59計算期間	626,775,034	446,687,408	16,996,223,371
第60計算期間	774,493,046	1,145,484,220	16,625,232,197
第61計算期間	183,975,676	117,496,093	16,691,711,780
第62計算期間	368,682,807	1,273,221,849	15,787,172,738
第63計算期間	121,395,829	654,256,994	15,254,311,573
第64計算期間	152,139,316	537,058,448	14,869,392,441
第65計算期間	40,752,490	118,383,369	14,791,761,562
第66計算期間	165,532,029	126,099,592	14,831,193,999
第67計算期間	207,554,693	362,523,133	14,676,225,559
第68計算期間	101,428,149	369,232,024	14,408,421,684
第69計算期間	1,191,678,159	1,255,792,082	14,344,307,761
第70計算期間	39,966,715	342,102,670	14,042,171,806
第71計算期間	38,611,997	1,378,796,144	12,701,987,659
第72計算期間	35,543,488	390,748,034	12,346,783,113
第73計算期間	37,262,002	308,221,525	12,075,823,590
第74計算期間	55,147,225	960,200,462	11,170,770,353
第75計算期間	170,106,431	540,897,793	10,799,978,991
第76計算期間	38,930,628	164,134,940	10,674,774,679
第77計算期間	31,918,722	197,904,518	10,508,788,883
第78計算期間	39,802,244	306,333,513	10,242,257,614
第79計算期間	386,643,137	260,238,677	10,368,662,074
第80計算期間	29,318,282	319,964,327	10,078,016,029
第81計算期間	26,918,389	2,154,371,064	7,950,563,354
第82計算期間	13,518,956	334,430,509	7,629,651,801
第83計算期間	14,024,972	319,814,643	7,323,862,130
第84計算期間	12,862,556	267,793,139	7,068,931,547
第85計算期間	11,719,748	174,986,889	6,905,664,406
第86計算期間	11,996,806	131,098,716	6,786,562,496
第87計算期間	6,801,664	153,820,898	6,639,543,262
第88計算期間	5,793,517	537,613,708	6,107,723,071
第89計算期間	5,391,945	379,077,073	5,734,037,943
第90計算期間	4,652,770	531,926,082	5,206,764,631
第91計算期間	4,155,155	220,196,761	4,990,723,025
第92計算期間	3,964,508	192,117,528	4,802,570,005
第93計算期間	4,001,272	195,242,173	4,611,329,104
第94計算期間	7,223,503	198,165,051	4,420,387,556
第95計算期間	3,438,337	274,817,789	4,149,008,104
第96計算期間	2,940,434	260,213,284	3,891,735,254

第97計算期間	2,852,404	198,949,138	3,695,638,520
第98計算期間	2,863,068	55,564,338	3,642,937,250
第99計算期間	4,068,157	564,742,076	3,082,263,331
第100計算期間	—	—	3,082,263,331
第101計算期間	—	379,193,655	2,703,069,676
第102計算期間	—	655,710,198	2,047,359,478
第103計算期間	—	213,683,514	1,833,675,964
第104計算期間	—	93,491,358	1,740,184,606
第105計算期間	—	45,076,330	1,695,108,276
第106計算期間	—	49,549,414	1,645,558,862

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	22,496,025	97.80
親投資信託受益証券	日本	9,997	0.04
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	495,132	2.16
純資産総額		23,001,154	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（CNYクラス）	20,581,908	1.05	21,788,007	1.093	22,496,025	97.80
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	1.0038	9,997	1.0038	9,997	0.04

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
----	---------

投資信託受益証券	97.80
親投資信託受益証券	0.04
合計	97.85

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成26年 1月14日）	161,454,869	161,591,223	11,841	11,851
第2計算期間末日（平成26年 2月14日）	140,329,597	140,461,272	10,657	10,667
第3計算期間末日（平成26年 3月14日）	137,145,932	137,277,633	10,413	10,423
第4計算期間末日（平成26年 4月14日）	129,689,709	129,821,436	9,845	9,855
第5計算期間末日（平成26年 5月14日）	102,186,533	102,287,302	10,141	10,151
第6計算期間末日（平成26年 6月16日）	102,553,398	102,649,717	10,647	10,657
第7計算期間末日（平成26年 7月14日）	93,814,339	93,903,399	10,534	10,544
第8計算期間末日（平成26年 8月14日）	95,219,888	95,308,974	10,688	10,698
第9計算期間末日（平成26年 9月16日）	103,939,229	104,028,341	11,664	11,674
第10計算期間末日（平成26年10月14日）	68,970,155	69,031,545	11,235	11,245
第11計算期間末日（平成26年11月14日）	76,402,094	76,459,357	13,342	13,352
第12計算期間末日（平成26年12月15日）	15,784,132	15,795,946	13,360	13,370
第13計算期間末日（平成27年 1月14日）	15,317,428	15,329,243	12,964	12,974
第14計算期間末日（平成27年 2月16日）	15,854,529	15,866,344	13,418	13,428
第15計算期間末日（平成27年 3月16日）	17,722,952	17,782,032	14,999	15,049
第16計算期間末日（平成27年 4月14日）	19,213,103	19,275,463	15,405	15,455
第17計算期間末日（平成27年 5月14日）	19,685,757	19,749,366	15,474	15,524
第18計算期間末日（平成27年 6月15日）	19,973,430	20,034,266	16,416	16,466
第19計算期間末日（平成27年 7月14日）	19,299,372	19,360,189	15,867	15,917
第20計算期間末日（平成27年 8月14日）	18,010,181	18,067,807	15,627	15,677
第21計算期間末日（平成27年 9月14日）	15,552,509	15,610,383	13,436	13,486

第22計算期間末日	（平成27年10月14日）	15,815,753	15,873,783	13,627	13,677
第23計算期間末日	（平成27年11月16日）	16,647,097	16,703,395	14,785	14,835
第24計算期間末日	（平成27年12月14日）	15,955,120	16,011,426	14,168	14,218
第25計算期間末日	（平成28年 1月14日）	14,184,241	14,240,554	12,594	12,644
第26計算期間末日	（平成28年 2月15日）	10,700,077	10,755,841	9,594	9,644
第27計算期間末日	（平成28年 3月14日）	12,705,832	12,761,600	11,391	11,441
第28計算期間末日	（平成28年 4月14日）	12,287,171	12,342,993	11,005	11,055
第29計算期間末日	（平成28年 5月16日）	11,958,008	12,013,835	10,710	10,760
第30計算期間末日	（平成28年 6月14日）	11,148,573	11,204,404	9,984	10,034
第31計算期間末日	（平成28年 7月14日）	10,718,349	10,774,174	9,600	9,650
第32計算期間末日	（平成28年 8月15日）	10,680,996	10,736,825	9,566	9,616
第33計算期間末日	（平成28年 9月14日）	10,630,345	10,686,142	9,526	9,576
第34計算期間末日	（平成28年10月14日）	10,913,849	10,969,651	9,779	9,829
第35計算期間末日	（平成28年11月14日）	11,256,727	11,311,603	10,256	10,306
第36計算期間末日	（平成28年12月14日）	13,048,051	13,102,877	11,899	11,949
第37計算期間末日	（平成29年 1月16日）	13,109,883	13,164,713	11,955	12,005
第38計算期間末日	（平成29年 2月14日）	13,253,974	13,308,800	12,087	12,137
第39計算期間末日	（平成29年 3月14日）	13,404,314	13,459,221	12,206	12,256
第40計算期間末日	（平成29年 4月14日）	12,006,479	12,061,386	10,933	10,983
第41計算期間末日	（平成29年 5月15日）	13,319,006	13,373,913	12,129	12,179
第42計算期間末日	（平成29年 6月14日）	13,599,659	13,654,609	12,374	12,424
第43計算期間末日	（平成29年 7月14日）	15,283,026	15,341,775	13,007	13,057
第44計算期間末日	（平成29年 8月14日）	15,047,663	15,106,450	12,798	12,848
第45計算期間末日	（平成29年 9月14日）	15,770,679	15,829,224	13,469	13,519
第46計算期間末日	（平成29年10月16日）	16,553,789	16,612,352	14,133	14,183
第47計算期間末日	（平成29年11月14日）	16,752,050	16,808,239	14,907	14,957
第48計算期間末日	（平成29年12月14日）	16,543,319	16,598,675	14,943	14,993
第49計算期間末日	（平成30年 1月15日）	17,390,646	17,445,718	15,789	15,839
第50計算期間末日	（平成30年 2月14日）	15,684,188	15,739,357	14,215	14,265
第51計算期間末日	（平成30年 3月14日）	15,798,610	15,853,700	14,339	14,389
第52計算期間末日	（平成30年 4月16日）	15,849,903	15,904,995	14,385	14,435
第53計算期間末日	（平成30年 5月14日）	16,697,943	16,753,242	15,098	15,148
第54計算期間末日	（平成30年 6月14日）	16,710,635	16,765,944	15,106	15,156
第55計算期間末日	（平成30年 7月17日）	15,804,246	15,859,567	14,284	14,334
第56計算期間末日	（平成30年 8月14日）	14,647,807	14,703,133	13,238	13,288
第57計算期間末日	（平成30年 9月14日）	14,982,187	15,037,185	13,620	13,670
第58計算期間末日	（平成30年10月15日）	14,917,908	14,973,012	13,536	13,586
第59計算期間末日	（平成30年11月14日）	14,393,590	14,448,602	13,082	13,132
第60計算期間末日	（平成30年12月14日）	14,183,198	14,238,260	12,879	12,929
第61計算期間末日	（平成31年 1月15日）	12,676,668	12,731,697	11,518	11,568
第62計算期間末日	（平成31年 2月14日）	13,781,262	13,836,343	12,510	12,560
第63計算期間末日	（平成31年 3月14日）	13,724,249	13,779,163	12,496	12,546

第64計算期間末日	（平成31年 4月15日）	24,394,741	24,487,574	13,139	13,189
第65計算期間末日	（令和 1年 5月14日）	22,170,314	22,263,149	11,941	11,991
第66計算期間末日	（令和 1年 6月14日）	21,809,316	21,902,157	11,746	11,796
第67計算期間末日	（令和 1年 7月16日）	22,261,158	22,354,001	11,988	12,038
第68計算期間末日	（令和 1年 8月14日）	20,342,143	20,434,988	10,955	11,005
第69計算期間末日	（令和 1年 9月17日）	21,812,030	21,905,009	11,729	11,779
第70計算期間末日	（令和 1年10月15日）	24,597,778	24,703,280	11,657	11,707
第71計算期間末日	（令和 1年11月14日）	26,473,325	26,578,878	12,540	12,590
第72計算期間末日	（令和 1年12月16日）	27,368,406	27,473,998	12,959	13,009
第73計算期間末日	（令和 2年 1月14日）	27,915,628	28,021,262	13,213	13,263
第74計算期間末日	（令和 2年 2月14日）	27,425,923	27,531,782	12,954	13,004
第75計算期間末日	（令和 2年 3月16日）	19,786,635	19,893,034	9,298	9,348
第76計算期間末日	（令和 2年 4月14日）	19,880,817	19,974,420	10,620	10,670
第77計算期間末日	（令和 2年 5月14日）	20,930,824	21,024,461	11,176	11,226
第78計算期間末日	（令和 2年 6月15日）	22,451,570	22,545,603	11,938	11,988
第79計算期間末日	（令和 2年 7月14日）	23,299,623	23,393,689	12,385	12,435
第80計算期間末日	（令和 2年 8月14日）	24,179,610	24,274,009	12,807	12,857
第81計算期間末日	（令和 2年 9月14日）	24,430,202	24,524,703	12,926	12,976
第82計算期間末日	（令和 2年10月14日）	15,256,498	15,313,099	13,477	13,527
第83計算期間末日	（令和 2年11月16日）	17,794,537	17,858,220	13,971	14,021
第84計算期間末日	（令和 2年12月14日）	16,538,884	16,595,524	14,600	14,650
第85計算期間末日	（令和 3年 1月14日）	17,556,454	17,613,249	15,456	15,506
第86計算期間末日	（令和 3年 2月15日）	18,161,629	18,218,864	15,866	15,916
第87計算期間末日	（令和 3年 3月15日）	18,726,706	18,783,996	16,344	16,394
第88計算期間末日	（令和 3年 4月14日）	19,262,401	19,321,138	16,397	16,447
第89計算期間末日	（令和 3年 5月14日）	18,629,641	18,688,495	15,827	15,877
第90計算期間末日	（令和 3年 6月14日）	19,719,937	19,778,809	16,748	16,798
第91計算期間末日	（令和 3年 7月14日）	19,839,251	19,898,185	16,832	16,882
第92計算期間末日	（令和 3年 8月16日）	19,797,111	19,856,144	16,768	16,818
第93計算期間末日	（令和 3年 9月14日）	21,852,686	21,911,912	18,448	18,498
第94計算期間末日	（令和 3年10月14日）	21,054,982	21,114,517	17,683	17,733
第95計算期間末日	（令和 3年11月15日）	22,644,517	22,704,716	18,808	18,858
第96計算期間末日	（令和 3年12月14日）	21,948,766	22,008,734	18,300	18,350
第97計算期間末日	（令和 4年 1月14日）	21,461,089	21,521,276	17,829	17,879
第98計算期間末日	（令和 4年 2月14日）	20,706,967	20,766,398	17,421	17,471
第99計算期間末日	（令和 4年 3月14日）	19,192,382	19,252,029	16,088	16,138
第100計算期間末日	（令和 4年 4月14日）	21,133,410	21,192,590	17,855	17,905
第101計算期間末日	（令和 4年 5月16日）	19,985,315	20,044,637	16,845	16,895
第102計算期間末日	（令和 4年 6月14日）	21,264,815	21,324,882	17,701	17,751
第103計算期間末日	（令和 4年 7月14日）	22,083,404	22,143,699	18,313	18,363
第104計算期間末日	（令和 4年 8月15日）	22,767,162	22,827,873	18,750	18,800
第105計算期間末日	（令和 4年 9月14日）	23,580,114	23,639,485	19,858	19,908

第106計算期間末日（令和 4年10月14日）	22,259,087	22,318,857	18,620	18,670
令和 3年10月末日	21,961,679	—	18,261	—
11月末日	21,809,705	—	18,128	—
12月末日	22,309,891	—	18,566	—
令和 4年 1月末日	19,578,090	—	16,419	—
2月末日	20,102,056	—	16,879	—
3月末日	21,714,761	—	18,204	—
4月末日	20,709,303	—	17,473	—
5月末日	20,303,064	—	16,921	—
6月末日	21,896,376	—	18,219	—
7月末日	22,383,070	—	18,518	—
8月末日	22,588,046	—	19,057	—
9月末日	21,920,506	—	18,368	—
10月末日	23,001,154	—	19,202	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円
第10計算期間	10円
第11計算期間	10円
第12計算期間	10円
第13計算期間	10円
第14計算期間	10円
第15計算期間	50円
第16計算期間	50円
第17計算期間	50円
第18計算期間	50円
第19計算期間	50円
第20計算期間	50円
第21計算期間	50円
第22計算期間	50円
第23計算期間	50円

第24計算期間	50円
第25計算期間	50円
第26計算期間	50円
第27計算期間	50円
第28計算期間	50円
第29計算期間	50円
第30計算期間	50円
第31計算期間	50円
第32計算期間	50円
第33計算期間	50円
第34計算期間	50円
第35計算期間	50円
第36計算期間	50円
第37計算期間	50円
第38計算期間	50円
第39計算期間	50円
第40計算期間	50円
第41計算期間	50円
第42計算期間	50円
第43計算期間	50円
第44計算期間	50円
第45計算期間	50円
第46計算期間	50円
第47計算期間	50円
第48計算期間	50円
第49計算期間	50円
第50計算期間	50円
第51計算期間	50円
第52計算期間	50円
第53計算期間	50円
第54計算期間	50円
第55計算期間	50円
第56計算期間	50円
第57計算期間	50円
第58計算期間	50円
第59計算期間	50円
第60計算期間	50円
第61計算期間	50円
第62計算期間	50円
第63計算期間	50円
第64計算期間	50円
第65計算期間	50円

第66計算期間	50円
第67計算期間	50円
第68計算期間	50円
第69計算期間	50円
第70計算期間	50円
第71計算期間	50円
第72計算期間	50円
第73計算期間	50円
第74計算期間	50円
第75計算期間	50円
第76計算期間	50円
第77計算期間	50円
第78計算期間	50円
第79計算期間	50円
第80計算期間	50円
第81計算期間	50円
第82計算期間	50円
第83計算期間	50円
第84計算期間	50円
第85計算期間	50円
第86計算期間	50円
第87計算期間	50円
第88計算期間	50円
第89計算期間	50円
第90計算期間	50円
第91計算期間	50円
第92計算期間	50円
第93計算期間	50円
第94計算期間	50円
第95計算期間	50円
第96計算期間	50円
第97計算期間	50円
第98計算期間	50円
第99計算期間	50円
第100計算期間	50円
第101計算期間	50円
第102計算期間	50円
第103計算期間	50円
第104計算期間	50円
第105計算期間	50円
第106計算期間	50円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	18.51
第2計算期間	△9.91
第3計算期間	△2.19
第4計算期間	△5.35
第5計算期間	3.10
第6計算期間	5.08
第7計算期間	△0.96
第8計算期間	1.55
第9計算期間	9.22
第10計算期間	△3.59
第11計算期間	18.84
第12計算期間	0.20
第13計算期間	△2.88
第14計算期間	3.57
第15計算期間	12.15
第16計算期間	3.04
第17計算期間	0.77
第18計算期間	6.41
第19計算期間	△3.03
第20計算期間	△1.19
第21計算期間	△13.70
第22計算期間	1.79
第23計算期間	8.86
第24計算期間	△3.83
第25計算期間	△10.75
第26計算期間	△23.42
第27計算期間	19.25
第28計算期間	△2.94
第29計算期間	△2.22
第30計算期間	△6.31
第31計算期間	△3.34
第32計算期間	0.16
第33計算期間	0.10
第34計算期間	3.18
第35計算期間	5.38
第36計算期間	16.50
第37計算期間	0.89
第38計算期間	1.52

第39計算期間	1.39
第40計算期間	△10.01
第41計算期間	11.39
第42計算期間	2.43
第43計算期間	5.51
第44計算期間	△1.22
第45計算期間	5.63
第46計算期間	5.30
第47計算期間	5.83
第48計算期間	0.57
第49計算期間	5.99
第50計算期間	△9.65
第51計算期間	1.22
第52計算期間	0.66
第53計算期間	5.30
第54計算期間	0.38
第55計算期間	△5.11
第56計算期間	△6.97
第57計算期間	3.26
第58計算期間	△0.24
第59計算期間	△2.98
第60計算期間	△1.16
第61計算期間	△10.17
第62計算期間	9.04
第63計算期間	0.28
第64計算期間	5.54
第65計算期間	△8.73
第66計算期間	△1.21
第67計算期間	2.48
第68計算期間	△8.19
第69計算期間	7.52
第70計算期間	△0.18
第71計算期間	8.00
第72計算期間	3.74
第73計算期間	2.34
第74計算期間	△1.58
第75計算期間	△27.83
第76計算期間	14.75
第77計算期間	5.70
第78計算期間	7.26
第79計算期間	4.16
第80計算期間	3.81

第81計算期間	1.31
第82計算期間	4.64
第83計算期間	4.03
第84計算期間	4.86
第85計算期間	6.20
第86計算期間	2.97
第87計算期間	3.32
第88計算期間	0.63
第89計算期間	△3.17
第90計算期間	6.13
第91計算期間	0.80
第92計算期間	△0.08
第93計算期間	10.31
第94計算期間	△3.87
第95計算期間	6.64
第96計算期間	△2.43
第97計算期間	△2.30
第98計算期間	△2.00
第99計算期間	△7.36
第100計算期間	11.29
第101計算期間	△5.37
第102計算期間	5.37
第103計算期間	3.73
第104計算期間	2.65
第105計算期間	6.17
第106計算期間	△5.98

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	136,354,708	—	136,354,708
第2計算期間	21,461,551	26,140,446	131,675,813
第3計算期間	25,519	—	131,701,332
第4計算期間	26,142	—	131,727,474
第5計算期間	27,677	30,985,408	100,769,743
第6計算期間	943,525	5,394,102	96,319,166
第7計算期間	918,872	8,177,356	89,060,682
第8計算期間	25,942	—	89,086,624
第9計算期間	25,593	—	89,112,217
第10計算期間	19,429	27,741,020	61,390,626

第11計算期間	20,339	4,147,046	57,263,919
第12計算期間	416,784	45,866,138	11,814,565
第13計算期間	512	—	11,815,077
第14計算期間	527	—	11,815,604
第15計算期間	510	—	11,816,114
第16計算期間	656,043	—	12,472,157
第17計算期間	315,855	66,042	12,721,970
第18計算期間	309,272	863,856	12,167,386
第19計算期間	1,807	5,747	12,163,446
第20計算期間	15,590	653,765	11,525,271
第21計算期間	49,630	—	11,574,901
第22計算期間	33,078	1,958	11,606,021
第23計算期間	4,714	351,026	11,259,709
第24計算期間	1,946	300	11,261,355
第25計算期間	2,046	654	11,262,747
第26計算期間	1,513	111,407	11,152,853
第27計算期間	940	—	11,153,793
第28計算期間	10,795	—	11,164,588
第29計算期間	826	—	11,165,414
第30計算期間	854	—	11,166,268
第31計算期間	920	2,160	11,165,028
第32計算期間	949	—	11,165,977
第33計算期間	958	7,464	11,159,471
第34計算期間	967	—	11,160,438
第35計算期間	946	186,018	10,975,366
第36計算期間	—	10,000	10,965,366
第37計算期間	795	—	10,966,161
第38計算期間	4	799	10,965,366
第39計算期間	16,125	—	10,981,491
第40計算期間	—	—	10,981,491
第41計算期間	—	—	10,981,491
第42計算期間	8,670	—	10,990,161
第43計算期間	759,650	—	11,749,811
第44計算期間	7,726	—	11,757,537
第45計算期間	191	48,620	11,709,108
第46計算期間	14,488	10,836	11,712,760
第47計算期間	349,797	824,692	11,237,865
第48計算期間	4,072	170,639	11,071,298
第49計算期間	14,990	71,759	11,014,529
第50計算期間	20,147	778	11,033,898
第51計算期間	254	16,125	11,018,027
第52計算期間	460	76	11,018,411

第53計算期間	41,433	—	11,059,844
第54計算期間	3,033	883	11,061,994
第55計算期間	2,343	—	11,064,337
第56計算期間	2,367	1,455	11,065,249
第57計算期間	2,231	67,728	10,999,752
第58計算期間	22,259	1,039	11,020,972
第59計算期間	2,138	20,521	11,002,589
第60計算期間	9,934	—	11,012,523
第61計算期間	809	7,442	11,005,890
第62計算期間	10,342	—	11,016,232
第63計算期間	395	33,733	10,982,894
第64計算期間	7,583,895	—	18,566,789
第65計算期間	404	—	18,567,193
第66計算期間	1,170	144	18,568,219
第67計算期間	615	66	18,568,768
第68計算期間	367	—	18,569,135
第69計算期間	27,756	975	18,595,916
第70計算期間	2,504,647	—	21,100,563
第71計算期間	11,145	933	21,110,775
第72計算期間	46,813	39,133	21,118,455
第73計算期間	8,667	157	21,126,965
第74計算期間	47,422	2,484	21,171,903
第75計算期間	107,905	3	21,279,805
第76計算期間	3,513	2,562,653	18,720,665
第77計算期間	6,891	—	18,727,556
第78計算期間	85,813	6,610	18,806,759
第79計算期間	6,744	127	18,813,376
第80計算期間	131,824	65,382	18,879,818
第81計算期間	30,689	10,167	18,900,340
第82計算期間	19,025	7,599,070	11,320,295
第83計算期間	1,419,327	3,009	12,736,613
第84計算期間	746,238	2,154,786	11,328,065
第85計算期間	36,515	5,564	11,359,016
第86計算期間	93,741	5,736	11,447,021
第87計算期間	29,754	18,688	11,458,087
第88計算期間	354,194	64,770	11,747,511
第89計算期間	23,714	290	11,770,935
第90計算期間	42,331	38,776	11,774,490
第91計算期間	20,606	8,145	11,786,951
第92計算期間	20,824	998	11,806,777
第93計算期間	72,071	33,587	11,845,261
第94計算期間	75,702	13,963	11,907,000

第95計算期間	160,152	27,314	12,039,838
第96計算期間	119,130	165,249	11,993,719
第97計算期間	49,413	5,683	12,037,449
第98計算期間	48,486	199,588	11,886,347
第99計算期間	46,181	3,004	11,929,524
第100計算期間	40,266	133,717	11,836,073
第101計算期間	29,671	1,177	11,864,567
第102計算期間	172,772	23,807	12,013,532
第103計算期間	56,676	11,049	12,059,159
第104計算期間	104,448	21,353	12,142,254
第105計算期間	62,059	329,941	11,874,372
第106計算期間	81,755	1,994	11,954,133

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	6,413,050	97.70
親投資信託受益証券	日本	9,997	0.15
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	140,664	2.15
純資産総額		6,563,711	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（ZARクラス）	8,701,561	0.7	6,119,807	0.737	6,413,050	97.70
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	1.0038	9,997	1.0038	9,997	0.15

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.70
親投資信託受益証券	0.15
合計	97.86

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成26年 1月14日）	15,696,055	15,755,172	10,620	10,660
第2計算期間末日（平成26年 2月14日）	14,646,630	14,709,829	9,270	9,310
第3計算期間末日（平成26年 3月14日）	14,796,553	14,859,753	9,365	9,405
第4計算期間末日（平成26年 4月14日）	14,582,985	14,646,185	9,230	9,270
第5計算期間末日（平成26年 5月14日）	15,235,071	15,298,271	9,642	9,682
第6計算期間末日（平成26年 6月16日）	10,722,708	10,766,830	9,721	9,761
第7計算期間末日（平成26年 7月14日）	10,615,529	10,659,651	9,624	9,664
第8計算期間末日（平成26年 8月14日）	10,871,519	10,915,641	9,856	9,896
第9計算期間末日（平成26年 9月16日）	11,388,644	11,432,766	10,324	10,364
第10計算期間末日（平成26年10月14日）	10,803,058	10,847,140	9,803	9,843
第11計算期間末日（平成26年11月14日）	12,779,773	12,823,855	11,596	11,636
第12計算期間末日（平成26年12月15日）	12,622,637	12,666,719	11,454	11,494
第13計算期間末日（平成27年 1月14日）	12,413,363	12,457,445	11,264	11,304
第14計算期間末日（平成27年 2月16日）	12,783,081	12,827,163	11,599	11,639
第15計算期間末日（平成27年 3月16日）	13,170,047	13,225,150	11,950	12,000
第16計算期間末日（平成27年 4月14日）	13,776,329	13,831,432	12,500	12,550
第17計算期間末日（平成27年 5月14日）	14,104,336	14,159,439	12,798	12,848
第18計算期間末日（平成27年 6月15日）	14,414,044	14,469,185	13,070	13,120

第19計算期間末日	（平成27年 7月14日）	13,892,216	13,947,319	12,606	12,656
第20計算期間末日	（平成27年 8月14日）	13,854,097	13,909,579	12,485	12,535
第21計算期間末日	（平成27年 9月14日）	11,078,634	11,134,161	9,976	10,026
第22計算期間末日	（平成27年10月14日）	11,257,772	11,313,388	10,121	10,171
第23計算期間末日	（平成27年11月16日）	11,422,436	11,478,099	10,260	10,310
第24計算期間末日	（平成27年12月14日）	18,022,447	18,122,832	8,977	9,027
第25計算期間末日	（平成28年 1月14日）	8,476,976	8,532,639	7,614	7,664
第26計算期間末日	（平成28年 2月15日）	6,743,624	6,799,432	6,042	6,092
第27計算期間末日	（平成28年 3月14日）	9,248,401	9,311,377	7,343	7,393
第28計算期間末日	（平成28年 4月14日）	9,275,890	9,338,904	7,360	7,410
第29計算期間末日	（平成28年 5月16日）	8,778,754	8,842,417	6,895	6,945
第30計算期間末日	（平成28年 6月14日）	8,416,529	8,480,234	6,606	6,656
第31計算期間末日	（平成28年 7月14日）	8,568,139	8,631,894	6,720	6,770
第32計算期間末日	（平成28年 8月15日）	9,124,539	9,188,348	7,150	7,200
第33計算期間末日	（平成28年 9月14日）	8,530,637	8,594,434	6,686	6,736
第34計算期間末日	（平成28年10月14日）	8,935,950	8,999,874	6,989	7,039
第35計算期間末日	（平成28年11月14日）	10,756,771	10,828,589	7,489	7,539
第36計算期間末日	（平成28年12月14日）	13,398,745	13,472,050	9,139	9,189
第37計算期間末日	（平成29年 1月16日）	13,511,190	13,584,404	9,227	9,277
第38計算期間末日	（平成29年 2月14日）	13,937,385	14,011,495	9,403	9,453
第39計算期間末日	（平成29年 3月14日）	14,677,709	14,753,373	9,699	9,749
第40計算期間末日	（平成29年 4月14日）	12,611,560	12,685,467	8,532	8,582
第41計算期間末日	（平成29年 5月15日）	14,329,315	14,404,132	9,576	9,626
第42計算期間末日	（平成29年 6月14日）	15,073,395	15,150,415	9,785	9,835
第43計算期間末日	（平成29年 7月14日）	24,678,260	24,802,958	9,895	9,945
第44計算期間末日	（平成29年 8月14日）	23,804,518	23,930,173	9,472	9,522
第45計算期間末日	（平成29年 9月14日）	23,446,400	23,564,196	9,952	10,002
第46計算期間末日	（平成29年10月16日）	24,772,150	24,890,725	10,446	10,496
第47計算期間末日	（平成29年11月14日）	24,214,464	24,333,027	10,212	10,262
第48計算期間末日	（平成29年12月14日）	26,124,189	26,243,119	10,983	11,033
第49計算期間末日	（平成30年 1月15日）	37,928,024	38,082,869	12,247	12,297
第50計算期間末日	（平成30年 2月14日）	34,923,815	35,079,443	11,220	11,270
第51計算期間末日	（平成30年 3月14日）	71,413,287	71,724,489	11,474	11,524
第52計算期間末日	（平成30年 4月16日）	69,461,637	69,772,728	11,164	11,214
第53計算期間末日	（平成30年 5月14日）	71,444,089	71,750,025	11,676	11,726
第54計算期間末日	（平成30年 6月14日）	66,633,645	66,937,138	10,978	11,028
第55計算期間末日	（平成30年 7月17日）	62,366,149	62,654,529	10,813	10,863
第56計算期間末日	（平成30年 8月14日）	49,041,920	49,298,304	9,564	9,614
第57計算期間末日	（平成30年 9月14日）	48,756,049	49,012,574	9,503	9,553
第58計算期間末日	（平成30年10月15日）	50,062,534	50,319,469	9,742	9,792
第59計算期間末日	（平成30年11月14日）	48,309,349	48,564,760	9,457	9,507
第60計算期間末日	（平成30年12月14日）	47,906,296	48,162,130	9,363	9,413

第61計算期間末日	（平成31年 1月15日）	43,154,276	43,410,263	8,429	8,479
第62計算期間末日	（平成31年 2月14日）	40,717,852	40,941,956	9,085	9,135
第63計算期間末日	（平成31年 3月14日）	39,222,457	39,446,594	8,750	8,800
第64計算期間末日	（平成31年 4月15日）	23,975,947	24,101,728	9,531	9,581
第65計算期間末日	（令和 1年 5月14日）	21,841,219	21,967,134	8,673	8,723
第66計算期間末日	（令和 1年 6月14日）	11,341,203	11,409,884	8,256	8,306
第67計算期間末日	（令和 1年 7月16日）	12,210,179	12,278,946	8,878	8,928
第68計算期間末日	（令和 1年 8月14日）	10,796,014	10,865,513	7,767	7,817
第69計算期間末日	（令和 1年 9月17日）	11,763,795	11,831,284	8,715	8,765
第70計算期間末日	（令和 1年10月15日）	11,395,048	11,461,946	8,517	8,567
第71計算期間末日	（令和 1年11月14日）	12,089,234	12,156,239	9,021	9,071
第72計算期間末日	（令和 1年12月16日）	12,845,599	12,912,790	9,559	9,609
第73計算期間末日	（令和 2年 1月14日）	12,595,972	12,659,888	9,853	9,903
第74計算期間末日	（令和 2年 2月14日）	11,002,126	11,061,460	9,271	9,321
第75計算期間末日	（令和 2年 3月16日）	7,214,074	7,273,765	6,043	6,093
第76計算期間末日	（令和 2年 4月14日）	7,504,434	7,564,156	6,283	6,333
第77計算期間末日	（令和 2年 5月14日）	7,819,642	7,880,353	6,440	6,490
第78計算期間末日	（令和 2年 6月15日）	8,967,167	9,028,107	7,357	7,407
第79計算期間末日	（令和 2年 7月14日）	9,481,975	9,543,123	7,753	7,803
第80計算期間末日	（令和 2年 8月14日）	5,628,689	5,665,593	7,626	7,676
第81計算期間末日	（令和 2年 9月14日）	5,832,912	5,869,898	7,885	7,935
第82計算期間末日	（令和 2年10月14日）	6,004,388	6,040,954	8,210	8,260
第83計算期間末日	（令和 2年11月16日）	6,178,205	6,213,145	8,841	8,891
第84計算期間末日	（令和 2年12月14日）	6,618,217	6,653,487	9,382	9,432
第85計算期間末日	（令和 3年 1月14日）	6,808,689	6,843,619	9,746	9,796
第86計算期間末日	（令和 3年 2月15日）	7,174,501	7,208,885	10,433	10,483
第87計算期間末日	（令和 3年 3月15日）	7,329,222	7,363,880	10,573	10,623
第88計算期間末日	（令和 3年 4月14日）	7,489,061	7,523,311	10,933	10,983
第89計算期間末日	（令和 3年 5月14日）	7,393,455	7,427,934	10,722	10,772
第90計算期間末日	（令和 3年 6月14日）	8,935,956	8,974,600	11,562	11,612
第91計算期間末日	（令和 3年 7月14日）	8,868,798	8,909,031	11,022	11,072
第92計算期間末日	（令和 3年 8月16日）	8,337,263	8,375,401	10,930	10,980
第93計算期間末日	（令和 3年 9月14日）	16,343,481	16,409,155	12,443	12,493
第94計算期間末日	（令和 3年10月14日）	8,799,051	8,837,788	11,357	11,407
第95計算期間末日	（令和 3年11月15日）	9,016,403	9,055,141	11,638	11,688
第96計算期間末日	（令和 3年12月14日）	8,086,624	8,124,192	10,762	10,812
第97計算期間末日	（令和 4年 1月14日）	7,768,950	7,804,565	10,907	10,957
第98計算期間末日	（令和 4年 2月14日）	5,703,328	5,729,473	10,907	10,957
第99計算期間末日	（令和 4年 3月14日）	5,291,263	5,317,609	10,042	10,092
第100計算期間末日	（令和 4年 4月14日）	5,994,663	6,020,660	11,529	11,579
第101計算期間末日	（令和 4年 5月16日）	5,465,753	5,491,955	10,430	10,480
第102計算期間末日	（令和 4年 6月14日）	5,879,203	5,906,160	10,905	10,955

第103計算期間末日（令和 4年 7月14日）	5,898,106	5,925,436	10,790	10,840
第104計算期間末日（令和 4年 8月15日）	6,439,874	6,467,806	11,528	11,578
第105計算期間末日（令和 4年 9月14日）	6,739,606	6,768,270	11,756	11,806
第106計算期間末日（令和 4年10月14日）	6,253,719	6,282,675	10,799	10,849
令和 3年10月末日	8,864,055	—	11,444	—
11月末日	7,927,877	—	10,546	—
12月末日	7,762,067	—	11,005	—
令和 4年 1月末日	5,137,933	—	9,913	—
2月末日	5,436,533	—	10,386	—
3月末日	6,249,558	—	11,813	—
4月末日	5,532,549	—	10,610	—
5月末日	5,687,342	—	10,781	—
6月末日	6,024,984	—	11,113	—
7月末日	6,194,288	—	11,146	—
8月末日	6,730,217	—	11,499	—
9月末日	6,258,181	—	10,861	—
10月末日	6,563,711	—	11,298	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	40円
第2計算期間	40円
第3計算期間	40円
第4計算期間	40円
第5計算期間	40円
第6計算期間	40円
第7計算期間	40円
第8計算期間	40円
第9計算期間	40円
第10計算期間	40円
第11計算期間	40円
第12計算期間	40円
第13計算期間	40円
第14計算期間	40円
第15計算期間	50円
第16計算期間	50円
第17計算期間	50円
第18計算期間	50円
第19計算期間	50円
第20計算期間	50円

第21計算期間	50円
第22計算期間	50円
第23計算期間	50円
第24計算期間	50円
第25計算期間	50円
第26計算期間	50円
第27計算期間	50円
第28計算期間	50円
第29計算期間	50円
第30計算期間	50円
第31計算期間	50円
第32計算期間	50円
第33計算期間	50円
第34計算期間	50円
第35計算期間	50円
第36計算期間	50円
第37計算期間	50円
第38計算期間	50円
第39計算期間	50円
第40計算期間	50円
第41計算期間	50円
第42計算期間	50円
第43計算期間	50円
第44計算期間	50円
第45計算期間	50円
第46計算期間	50円
第47計算期間	50円
第48計算期間	50円
第49計算期間	50円
第50計算期間	50円
第51計算期間	50円
第52計算期間	50円
第53計算期間	50円
第54計算期間	50円
第55計算期間	50円
第56計算期間	50円
第57計算期間	50円
第58計算期間	50円
第59計算期間	50円
第60計算期間	50円
第61計算期間	50円
第62計算期間	50円

第63計算期間	50円
第64計算期間	50円
第65計算期間	50円
第66計算期間	50円
第67計算期間	50円
第68計算期間	50円
第69計算期間	50円
第70計算期間	50円
第71計算期間	50円
第72計算期間	50円
第73計算期間	50円
第74計算期間	50円
第75計算期間	50円
第76計算期間	50円
第77計算期間	50円
第78計算期間	50円
第79計算期間	50円
第80計算期間	50円
第81計算期間	50円
第82計算期間	50円
第83計算期間	50円
第84計算期間	50円
第85計算期間	50円
第86計算期間	50円
第87計算期間	50円
第88計算期間	50円
第89計算期間	50円
第90計算期間	50円
第91計算期間	50円
第92計算期間	50円
第93計算期間	50円
第94計算期間	50円
第95計算期間	50円
第96計算期間	50円
第97計算期間	50円
第98計算期間	50円
第99計算期間	50円
第100計算期間	50円
第101計算期間	50円
第102計算期間	50円
第103計算期間	50円
第104計算期間	50円

第105計算期間	50円
第106計算期間	50円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	6.60
第2計算期間	△12.33
第3計算期間	1.45
第4計算期間	△1.01
第5計算期間	4.89
第6計算期間	1.23
第7計算期間	△0.58
第8計算期間	2.82
第9計算期間	5.15
第10計算期間	△4.65
第11計算期間	18.69
第12計算期間	△0.87
第13計算期間	△1.30
第14計算期間	3.32
第15計算期間	3.45
第16計算期間	5.02
第17計算期間	2.78
第18計算期間	2.51
第19計算期間	△3.16
第20計算期間	△0.56
第21計算期間	△19.69
第22計算期間	1.95
第23計算期間	1.86
第24計算期間	△12.01
第25計算期間	△14.62
第26計算期間	△19.98
第27計算期間	22.36
第28計算期間	0.91
第29計算期間	△5.63
第30計算期間	△3.46
第31計算期間	2.48
第32計算期間	7.14
第33計算期間	△5.79
第34計算期間	5.27
第35計算期間	7.86

第36計算期間	22.69
第37計算期間	1.51
第38計算期間	2.44
第39計算期間	3.67
第40計算期間	△11.51
第41計算期間	12.82
第42計算期間	2.70
第43計算期間	1.63
第44計算期間	△3.76
第45計算期間	5.59
第46計算期間	5.46
第47計算期間	△1.76
第48計算期間	8.03
第49計算期間	11.96
第50計算期間	△7.97
第51計算期間	2.70
第52計算期間	△2.26
第53計算期間	5.03
第54計算期間	△5.54
第55計算期間	△1.04
第56計算期間	△11.08
第57計算期間	△0.11
第58計算期間	3.04
第59計算期間	△2.41
第60計算期間	△0.46
第61計算期間	△9.44
第62計算期間	8.37
第63計算期間	△3.13
第64計算期間	9.49
第65計算期間	△8.47
第66計算期間	△4.23
第67計算期間	8.13
第68計算期間	△11.95
第69計算期間	12.84
第70計算期間	△1.69
第71計算期間	6.50
第72計算期間	6.51
第73計算期間	3.59
第74計算期間	△5.39
第75計算期間	△34.27
第76計算期間	4.79
第77計算期間	3.29

第78計算期間	15.01
第79計算期間	6.06
第80計算期間	△0.99
第81計算期間	4.05
第82計算期間	4.75
第83計算期間	8.29
第84計算期間	6.68
第85計算期間	4.41
第86計算期間	7.56
第87計算期間	1.82
第88計算期間	3.87
第89計算期間	△1.47
第90計算期間	8.30
第91計算期間	△4.23
第92計算期間	△0.38
第93計算期間	14.30
第94計算期間	△8.32
第95計算期間	2.91
第96計算期間	△7.09
第97計算期間	1.81
第98計算期間	0.45
第99計算期間	△7.47
第100計算期間	15.30
第101計算期間	△9.09
第102計算期間	5.03
第103計算期間	△0.59
第104計算期間	7.30
第105計算期間	2.41
第106計算期間	△7.71

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	14,779,263	—	14,779,263
第2計算期間	1,020,734	—	15,799,997
第3計算期間	43	—	15,800,040
第4計算期間	730,907	730,865	15,800,082
第5計算期間	43	—	15,800,125
第6計算期間	41	4,769,567	11,030,599
第7計算期間	42	—	11,030,641

第8計算期間	42	—	11,030,683
第9計算期間	34	—	11,030,717
第10計算期間	31	10,046	11,020,702
第11計算期間	—	—	11,020,702
第12計算期間	—	—	11,020,702
第13計算期間	—	—	11,020,702
第14計算期間	—	—	11,020,702
第15計算期間	—	—	11,020,702
第16計算期間	—	—	11,020,702
第17計算期間	—	—	11,020,702
第18計算期間	7,609	—	11,028,311
第19計算期間	30	7,639	11,020,702
第20計算期間	75,756	—	11,096,458
第21計算期間	8,944	—	11,105,402
第22計算期間	21,205	3,238	11,123,369
第23計算期間	9,308	—	11,132,677
第24計算期間	8,944,363	—	20,077,040
第25計算期間	49,825	8,994,177	11,132,688
第26計算期間	28,974	—	11,161,662
第27計算期間	1,433,609	—	12,595,271
第28計算期間	7,710	—	12,602,981
第29計算期間	129,805	—	12,732,786
第30計算期間	8,300	—	12,741,086
第31計算期間	10,930	982	12,751,034
第32計算期間	10,817	—	12,761,851
第33計算期間	8,163	10,440	12,759,574
第34計算期間	25,261	—	12,784,835
第35計算期間	1,578,930	—	14,363,765
第36計算期間	434,005	136,701	14,661,069
第37計算期間	214,230	232,335	14,642,964
第38計算期間	244,444	65,329	14,822,079
第39計算期間	482,310	171,582	15,132,807
第40計算期間	1,073,932	1,425,260	14,781,479
第41計算期間	182,100	—	14,963,579
第42計算期間	491,326	50,719	15,404,186
第43計算期間	9,708,531	173,109	24,939,608
第44計算期間	707,348	515,924	25,131,032
第45計算期間	192,135	1,763,883	23,559,284
第46計算期間	342,495	186,594	23,715,185
第47計算期間	191,268	193,666	23,712,787
第48計算期間	131,101	57,694	23,786,194
第49計算期間	7,762,847	579,863	30,969,178

第50計算期間	372,326	215,815	31,125,689
第51計算期間	31,334,830	220,115	62,240,404
第52計算期間	218,802	240,871	62,218,335
第53計算期間	540,615	1,571,617	61,187,333
第54計算期間	70,108	558,643	60,698,798
第55計算期間	102,700	3,125,456	57,676,042
第56計算期間	28,592	6,427,834	51,276,800
第57計算期間	146,406	118,014	51,305,192
第58計算期間	83,247	1,332	51,387,107
第59計算期間	77,132	381,939	51,082,300
第60計算期間	175,556	90,950	51,166,906
第61計算期間	53,015	22,469	51,197,452
第62計算期間	42,248	6,418,794	44,820,906
第63計算期間	29,423	22,896	44,827,433
第64計算期間	33,332	19,704,387	25,156,378
第65計算期間	28,884	2,260	25,183,002
第66計算期間	34,056	11,480,763	13,736,295
第67計算期間	35,411	18,237	13,753,469
第68計算期間	146,507	147	13,899,829
第69計算期間	95,816	497,799	13,497,846
第70計算期間	36,821	155,003	13,379,664
第71計算期間	48,030	26,501	13,401,193
第72計算期間	37,242	88	13,438,347
第73計算期間	1,319,381	1,974,364	12,783,364
第74計算期間	82,597	998,999	11,866,962
第75計算期間	79,916	8,573	11,938,305
第76計算期間	53,349	47,086	11,944,568
第77計算期間	198,065	417	12,142,216
第78計算期間	50,678	4,816	12,188,078
第79計算期間	42,302	762	12,229,618
第80計算期間	37,650	4,886,468	7,380,800
第81計算期間	36,055	19,545	7,397,310
第82計算期間	40,878	124,957	7,313,231
第83計算期間	38,449	363,500	6,988,180
第84計算期間	144,609	78,651	7,054,138
第85計算期間	149,636	217,703	6,986,071
第86計算期間	54,705	163,911	6,876,865
第87計算期間	85,632	30,718	6,931,779
第88計算期間	152,497	234,156	6,850,120
第89計算期間	93,324	47,642	6,895,802
第90計算期間	1,038,089	205,000	7,728,891
第91計算期間	1,268,829	951,087	8,046,633

第92計算期間	625,123	1,044,099	7,627,657
第93計算期間	5,811,850	304,560	13,134,947
第94計算期間	1,203,068	6,590,453	7,747,562
第95計算期間	59,975	59,828	7,747,709
第96計算期間	67,521	301,482	7,513,748
第97計算期間	99,057	489,756	7,123,049
第98計算期間	77,145	1,971,098	5,229,096
第99計算期間	75,181	34,926	5,269,351
第100計算期間	84,634	154,511	5,199,474
第101計算期間	59,355	18,313	5,240,516
第102計算期間	192,740	41,804	5,391,452
第103計算期間	79,423	4,752	5,466,123
第104計算期間	130,875	10,501	5,586,497
第105計算期間	314,958	168,567	5,732,888
第106計算期間	59,484	1,105	5,791,267

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	48,097,824	98.25
親投資信託受益証券	日本	99,970	0.20
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	757,452	1.55
純資産総額		48,955,246	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（I D Rクラス）	43,059,825	1.09	47,150,508	1.117	48,097,824	98.25
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1.0038	99,970	1.0038	99,970	0.20

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.25
親投資信託受益証券	0.20
合計	98.45

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成26年 1月14日）	244,606,904	245,532,894	10,566	10,606
第2計算期間末日（平成26年 2月14日）	225,626,712	226,556,998	9,701	9,741
第3計算期間末日（平成26年 3月14日）	208,415,647	209,243,780	10,067	10,107
第4計算期間末日（平成26年 4月14日）	190,769,567	191,567,752	9,560	9,600
第5計算期間末日（平成26年 5月14日）	181,172,208	181,914,692	9,760	9,800
第6計算期間末日（平成26年 6月16日）	171,739,412	172,427,966	9,977	10,017
第7計算期間末日（平成26年 7月14日）	125,515,990	126,018,208	9,997	10,037
第8計算期間末日（平成26年 8月14日）	100,925,919	101,330,664	9,974	10,014
第9計算期間末日（平成26年 9月16日）	97,121,409	97,483,216	10,737	10,777
第10計算期間末日（平成26年10月14日）	82,642,319	82,973,834	9,971	10,011
第11計算期間末日（平成26年11月14日）	93,410,373	93,725,543	11,855	11,895
第12計算期間末日（平成26年12月15日）	67,629,168	67,854,648	11,997	12,037
第13計算期間末日（平成27年 1月14日）	74,312,833	74,571,574	11,488	11,528
第14計算期間末日（平成27年 2月16日）	76,806,109	77,066,336	11,806	11,846
第15計算期間末日（平成27年 3月16日）	71,587,727	71,922,239	12,840	12,900

第16計算期間末日	（平成27年 4月14日）	72,388,830	72,715,632	13,290	13,350
第17計算期間末日	（平成27年 5月14日）	71,998,501	72,325,425	13,214	13,274
第18計算期間末日	（平成27年 6月15日）	63,835,207	64,112,788	13,798	13,858
第19計算期間末日	（平成27年 7月14日）	62,028,538	62,306,281	13,400	13,460
第20計算期間末日	（平成27年 8月14日）	42,713,684	42,906,703	13,278	13,338
第21計算期間末日	（平成27年 9月14日）	34,145,085	34,332,598	10,926	10,986
第22計算期間末日	（平成27年10月14日）	37,332,530	37,525,750	11,593	11,653
第23計算期間末日	（平成27年11月16日）	36,829,009	37,003,022	12,699	12,759
第24計算期間末日	（平成27年12月14日）	35,168,451	35,342,613	12,116	12,176
第25計算期間末日	（平成28年 1月14日）	37,073,132	37,273,611	11,095	11,155
第26計算期間末日	（平成28年 2月15日）	29,115,306	29,315,985	8,705	8,765
第27計算期間末日	（平成28年 3月14日）	34,199,515	34,395,102	10,491	10,551
第28計算期間末日	（平成28年 4月14日）	33,140,532	33,338,616	10,038	10,098
第29計算期間末日	（平成28年 5月16日）	32,096,111	32,294,393	9,712	9,772
第30計算期間末日	（平成28年 6月14日）	30,406,774	30,605,291	9,190	9,250
第31計算期間末日	（平成28年 7月14日）	30,186,474	30,385,243	9,112	9,172
第32計算期間末日	（平成28年 8月15日）	29,921,518	30,120,540	9,021	9,081
第33計算期間末日	（平成28年 9月14日）	29,937,056	30,136,404	9,010	9,070
第34計算期間末日	（平成28年10月14日）	31,107,840	31,307,441	9,351	9,411
第35計算期間末日	（平成28年11月14日）	32,798,549	32,998,385	9,848	9,908
第36計算期間末日	（平成28年12月14日）	38,317,745	38,517,627	11,502	11,562
第37計算期間末日	（平成29年 1月16日）	38,056,480	38,254,990	11,503	11,563
第38計算期間末日	（平成29年 2月14日）	38,357,542	38,556,619	11,561	11,621
第39計算期間末日	（平成29年 3月14日）	38,818,468	39,017,779	11,686	11,746
第40計算期間末日	（平成29年 4月14日）	34,919,518	35,119,083	10,499	10,559
第41計算期間末日	（平成29年 5月15日）	38,419,653	38,618,568	11,589	11,649
第42計算期間末日	（平成29年 6月14日）	32,621,130	32,794,052	11,319	11,379
第43計算期間末日	（平成29年 7月14日）	33,989,918	34,163,032	11,781	11,841
第44計算期間末日	（平成29年 8月14日）	32,935,691	33,109,007	11,402	11,462
第45計算期間末日	（平成29年 9月14日）	34,279,845	34,453,064	11,874	11,934
第46計算期間末日	（平成29年10月16日）	35,495,381	35,668,761	12,284	12,344
第47計算期間末日	（平成29年11月14日）	38,148,362	38,324,548	12,991	13,051
第48計算期間末日	（平成29年12月14日）	39,107,267	39,288,859	12,921	12,981
第49計算期間末日	（平成30年 1月15日）	59,081,623	59,343,284	13,548	13,608
第50計算期間末日	（平成30年 2月14日）	50,576,130	50,836,716	11,645	11,705
第51計算期間末日	（平成30年 3月14日）	50,402,483	50,662,973	11,609	11,669
第52計算期間末日	（平成30年 4月16日）	50,134,256	50,394,979	11,537	11,597
第53計算期間末日	（平成30年 5月14日）	52,345,929	52,606,846	12,037	12,097
第54計算期間末日	（平成30年 6月14日）	53,248,544	53,509,702	12,234	12,294
第55計算期間末日	（平成30年 7月17日）	51,108,825	51,370,182	11,733	11,793
第56計算期間末日	（平成30年 8月14日）	47,951,600	48,213,181	10,999	11,059
第57計算期間末日	（平成30年 9月14日）	48,516,065	48,777,749	11,124	11,184

第58計算期間末日	（平成30年10月15日）	47,664,400	47,926,165	10,925	10,985
第59計算期間末日	（平成30年11月14日）	47,612,805	47,874,662	10,910	10,970
第60計算期間末日	（平成30年12月14日）	47,314,206	47,576,598	10,819	10,879
第61計算期間末日	（平成31年 1月15日）	42,984,131	43,246,676	9,823	9,883
第62計算期間末日	（平成31年 2月14日）	46,758,959	47,021,510	10,686	10,746
第63計算期間末日	（平成31年 3月14日）	45,792,904	46,055,665	10,457	10,517
第64計算期間末日	（平成31年 4月15日）	41,362,829	41,585,635	11,139	11,199
第65計算期間末日	（令和 1年 5月14日）	37,742,023	37,965,022	10,155	10,215
第66計算期間末日	（令和 1年 6月14日）	37,958,309	38,181,592	10,200	10,260
第67計算期間末日	（令和 1年 7月16日）	39,294,518	39,518,039	10,548	10,608
第68計算期間末日	（令和 1年 8月14日）	36,224,351	36,447,956	9,720	9,780
第69計算期間末日	（令和 1年 9月17日）	40,109,492	40,333,444	10,746	10,806
第70計算期間末日	（令和 1年10月15日）	39,558,647	39,782,812	10,588	10,648
第71計算期間末日	（令和 1年11月14日）	42,316,540	42,540,791	11,322	11,382
第72計算期間末日	（令和 1年12月16日）	43,957,560	44,182,412	11,730	11,790
第73計算期間末日	（令和 2年 1月14日）	37,012,970	37,197,398	12,041	12,101
第74計算期間末日	（令和 2年 2月14日）	36,693,085	36,878,143	11,897	11,957
第75計算期間末日	（令和 2年 3月16日）	25,639,133	25,834,746	7,864	7,924
第76計算期間末日	（令和 2年 4月14日）	27,779,003	27,977,067	8,415	8,475
第77計算期間末日	（令和 2年 5月14日）	31,414,003	31,611,789	9,530	9,590
第78計算期間末日	（令和 2年 6月15日）	35,180,943	35,378,741	10,672	10,732
第79計算期間末日	（令和 2年 7月14日）	35,714,698	35,913,157	10,798	10,858
第80計算期間末日	（令和 2年 8月14日）	37,061,947	37,266,830	10,854	10,914
第81計算期間末日	（令和 2年 9月14日）	36,502,713	36,706,963	10,723	10,783
第82計算期間末日	（令和 2年10月14日）	37,888,731	38,092,537	11,154	11,214
第83計算期間末日	（令和 2年11月16日）	40,017,128	40,221,078	11,773	11,833
第84計算期間末日	（令和 2年12月14日）	40,417,117	40,615,850	12,202	12,262
第85計算期間末日	（令和 3年 1月14日）	42,665,694	42,865,612	12,805	12,865
第86計算期間末日	（令和 3年 2月15日）	44,312,999	44,514,895	13,169	13,229
第87計算期間末日	（令和 3年 3月15日）	42,191,655	42,381,675	13,322	13,382
第88計算期間末日	（令和 3年 4月14日）	42,655,954	42,849,150	13,247	13,307
第89計算期間末日	（令和 3年 5月14日）	41,511,362	41,703,678	12,951	13,011
第90計算期間末日	（令和 3年 6月14日）	43,659,983	43,853,065	13,567	13,627
第91計算期間末日	（令和 3年 7月14日）	42,815,203	43,004,976	13,537	13,597
第92計算期間末日	（令和 3年 8月16日）	42,200,075	42,389,162	13,391	13,451
第93計算期間末日	（令和 3年 9月14日）	46,447,037	46,635,526	14,785	14,845
第94計算期間末日	（令和 3年10月14日）	44,522,561	44,711,193	14,162	14,222
第95計算期間末日	（令和 3年11月15日）	46,888,447	47,077,175	14,907	14,967
第96計算期間末日	（令和 3年12月14日）	45,103,863	45,293,006	14,308	14,368
第97計算期間末日	（令和 4年 1月14日）	43,954,645	44,142,443	14,043	14,103
第98計算期間末日	（令和 4年 2月14日）	42,523,568	42,710,543	13,646	13,706
第99計算期間末日	（令和 4年 3月14日）	38,991,965	39,179,110	12,501	12,561

第100計算期間末日（令和 4年 4月14日）	43,227,615	43,415,111	13,833	13,893
第101計算期間末日（令和 4年 5月16日）	42,374,504	42,561,381	13,605	13,665
第102計算期間末日（令和 4年 6月14日）	44,049,488	44,237,043	14,092	14,152
第103計算期間末日（令和 4年 7月14日）	44,420,833	44,607,750	14,259	14,319
第104計算期間末日（令和 4年 8月15日）	46,542,262	46,729,123	14,944	15,004
第105計算期間末日（令和 4年 9月14日）	50,017,039	50,204,101	16,043	16,103
第106計算期間末日（令和 4年10月14日）	48,006,705	48,198,312	15,033	15,093
令和 3年10月末日	45,822,251	—	14,561	—
11月末日	44,895,331	—	14,267	—
12月末日	45,952,035	—	14,705	—
令和 4年 1月末日	39,976,257	—	12,854	—
2月末日	40,777,016	—	13,072	—
3月末日	44,136,269	—	14,129	—
4月末日	43,066,227	—	13,831	—
5月末日	42,274,915	—	13,547	—
6月末日	44,661,342	—	14,284	—
7月末日	45,385,285	—	14,543	—
8月末日	47,895,220	—	15,363	—
9月末日	47,002,444	—	14,940	—
10月末日	48,955,246	—	15,321	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	40円
第2計算期間	40円
第3計算期間	40円
第4計算期間	40円
第5計算期間	40円
第6計算期間	40円
第7計算期間	40円
第8計算期間	40円
第9計算期間	40円
第10計算期間	40円
第11計算期間	40円
第12計算期間	40円
第13計算期間	40円
第14計算期間	40円
第15計算期間	60円
第16計算期間	60円
第17計算期間	60円

第18計算期間	60円
第19計算期間	60円
第20計算期間	60円
第21計算期間	60円
第22計算期間	60円
第23計算期間	60円
第24計算期間	60円
第25計算期間	60円
第26計算期間	60円
第27計算期間	60円
第28計算期間	60円
第29計算期間	60円
第30計算期間	60円
第31計算期間	60円
第32計算期間	60円
第33計算期間	60円
第34計算期間	60円
第35計算期間	60円
第36計算期間	60円
第37計算期間	60円
第38計算期間	60円
第39計算期間	60円
第40計算期間	60円
第41計算期間	60円
第42計算期間	60円
第43計算期間	60円
第44計算期間	60円
第45計算期間	60円
第46計算期間	60円
第47計算期間	60円
第48計算期間	60円
第49計算期間	60円
第50計算期間	60円
第51計算期間	60円
第52計算期間	60円
第53計算期間	60円
第54計算期間	60円
第55計算期間	60円
第56計算期間	60円
第57計算期間	60円
第58計算期間	60円
第59計算期間	60円

第60計算期間	60円
第61計算期間	60円
第62計算期間	60円
第63計算期間	60円
第64計算期間	60円
第65計算期間	60円
第66計算期間	60円
第67計算期間	60円
第68計算期間	60円
第69計算期間	60円
第70計算期間	60円
第71計算期間	60円
第72計算期間	60円
第73計算期間	60円
第74計算期間	60円
第75計算期間	60円
第76計算期間	60円
第77計算期間	60円
第78計算期間	60円
第79計算期間	60円
第80計算期間	60円
第81計算期間	60円
第82計算期間	60円
第83計算期間	60円
第84計算期間	60円
第85計算期間	60円
第86計算期間	60円
第87計算期間	60円
第88計算期間	60円
第89計算期間	60円
第90計算期間	60円
第91計算期間	60円
第92計算期間	60円
第93計算期間	60円
第94計算期間	60円
第95計算期間	60円
第96計算期間	60円
第97計算期間	60円
第98計算期間	60円
第99計算期間	60円
第100計算期間	60円
第101計算期間	60円

第102計算期間	60円
第103計算期間	60円
第104計算期間	60円
第105計算期間	60円
第106計算期間	60円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	6.06
第2計算期間	△7.80
第3計算期間	4.18
第4計算期間	△4.63
第5計算期間	2.51
第6計算期間	2.63
第7計算期間	0.60
第8計算期間	0.17
第9計算期間	8.05
第10計算期間	△6.76
第11計算期間	19.29
第12計算期間	1.53
第13計算期間	△3.90
第14計算期間	3.11
第15計算期間	9.26
第16計算期間	3.97
第17計算期間	△0.12
第18計算期間	4.87
第19計算期間	△2.44
第20計算期間	△0.46
第21計算期間	△17.26
第22計算期間	6.65
第23計算期間	10.05
第24計算期間	△4.11
第25計算期間	△7.93
第26計算期間	△21.00
第27計算期間	21.20
第28計算期間	△3.74
第29計算期間	△2.64
第30計算期間	△4.75
第31計算期間	△0.19
第32計算期間	△0.34

第33計算期間	0.54
第34計算期間	4.45
第35計算期間	5.95
第36計算期間	17.40
第37計算期間	0.53
第38計算期間	1.02
第39計算期間	1.60
第40計算期間	△9.64
第41計算期間	10.95
第42計算期間	△1.81
第43計算期間	4.61
第44計算期間	△2.70
第45計算期間	4.66
第46計算期間	3.95
第47計算期間	6.24
第48計算期間	△0.07
第49計算期間	5.31
第50計算期間	△13.60
第51計算期間	0.20
第52計算期間	△0.10
第53計算期間	4.85
第54計算期間	2.13
第55計算期間	△3.60
第56計算期間	△5.74
第57計算期間	1.68
第58計算期間	△1.24
第59計算期間	0.41
第60計算期間	△0.28
第61計算期間	△8.65
第62計算期間	9.39
第63計算期間	△1.58
第64計算期間	7.09
第65計算期間	△8.29
第66計算期間	1.03
第67計算期間	4.00
第68計算期間	△7.28
第69計算期間	11.17
第70計算期間	△0.91
第71計算期間	7.49
第72計算期間	4.13
第73計算期間	3.16
第74計算期間	△0.69

第75計算期間	△33.39
第76計算期間	7.76
第77計算期間	13.96
第78計算期間	12.61
第79計算期間	1.74
第80計算期間	1.07
第81計算期間	△0.65
第82計算期間	4.57
第83計算期間	6.08
第84計算期間	4.15
第85計算期間	5.43
第86計算期間	3.31
第87計算期間	1.61
第88計算期間	△0.11
第89計算期間	△1.78
第90計算期間	5.21
第91計算期間	0.22
第92計算期間	△0.63
第93計算期間	10.85
第94計算期間	△3.80
第95計算期間	5.68
第96計算期間	△3.61
第97計算期間	△1.43
第98計算期間	△2.39
第99計算期間	△7.95
第100計算期間	11.13
第101計算期間	△1.21
第102計算期間	4.02
第103計算期間	1.61
第104計算期間	5.22
第105計算期間	7.75
第106計算期間	△5.92

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	247,978,473	16,480,855	231,497,618
第2計算期間	1,073,886	—	232,571,504
第3計算期間	121,540	25,659,593	207,033,451
第4計算期間	348,897	7,835,903	199,546,445

第5計算期間	91,480	14,016,704	185,621,221
第6計算期間	89,978	13,572,468	172,138,731
第7計算期間	78,207	46,662,201	125,554,737
第8計算期間	86,032	24,454,426	101,186,343
第9計算期間	71,110	10,805,699	90,451,754
第10計算期間	50,070	7,623,025	82,878,799
第11計算期間	10,613,245	14,699,489	78,792,555
第12計算期間	1,087,992	23,510,300	56,370,247
第13計算期間	8,315,179	—	64,685,426
第14計算期間	371,370	—	65,056,796
第15計算期間	410,737	9,715,493	55,752,040
第16計算期間	789,658	2,074,650	54,467,048
第17計算期間	27,928	7,500	54,487,476
第18計算期間	1,059,136	9,283,000	46,263,612
第19計算期間	27,451	413	46,290,650
第20計算期間	44,714	14,165,425	32,169,939
第21計算期間	73,631	991,348	31,252,222
第22計算期間	955,186	3,944	32,203,464
第23計算期間	310,393	3,511,688	29,002,169
第24計算期間	27,085	2,216	29,027,038
第25計算期間	4,388,730	2,500	33,413,268
第26計算期間	36,617	3,275	33,446,610
第27計算期間	47,474	896,236	32,597,848
第28計算期間	419,962	3,720	33,014,090
第29計算期間	33,067	—	33,047,157
第30計算期間	39,172	—	33,086,329
第31計算期間	41,844	—	33,128,173
第32計算期間	42,171	—	33,170,344
第33計算期間	63,758	9,435	33,224,667
第34計算期間	42,264	—	33,266,931
第35計算期間	39,129	—	33,306,060
第36計算期間	74,020	66,380	33,313,700
第37計算期間	54,122	282,804	33,085,018
第38計算期間	95,399	828	33,179,589
第39計算期間	43,512	4,442	33,218,659
第40計算期間	42,253	—	33,260,912
第41計算期間	48,876	157,252	33,152,536
第42計算期間	25,441	4,357,507	28,820,470
第43計算期間	35,265	3,378	28,852,357
第44計算期間	33,667	—	28,886,024
第45計算期間	25,590	41,778	28,869,836
第46計算期間	35,921	9,045	28,896,712

第47計算期間	1,263,637	795,862	29,364,487
第48計算期間	901,001	136	30,265,352
第49計算期間	14,835,403	1,490,475	43,610,280
第50計算期間	34,460	213,599	43,431,141
第51計算期間	31,012	47,052	43,415,101
第52計算期間	39,119	301	43,453,919
第53計算期間	2,090,481	2,058,155	43,486,245
第54計算期間	40,564	374	43,526,435
第55計算期間	33,412	301	43,559,546
第56計算期間	37,390	88	43,596,848
第57計算期間	33,565	16,399	43,614,014
第58計算期間	46,679	33,163	43,627,530
第59計算期間	32,439	17,135	43,642,834
第60計算期間	91,651	2,368	43,732,117
第61計算期間	34,308	8,860	43,757,565
第62計算期間	45,940	44,911	43,758,594
第63計算期間	34,942	—	43,793,536
第64計算期間	37,088	6,696,215	37,134,409
第65計算期間	32,991	868	37,166,532
第66計算期間	47,426	124	37,213,834
第67計算期間	48,912	9,125	37,253,621
第68計算期間	42,303	28,414	37,267,510
第69計算期間	63,485	5,599	37,325,396
第70計算期間	46,389	10,919	37,360,866
第71計算期間	43,444	28,986	37,375,324
第72計算期間	100,277	232	37,475,369
第73計算期間	60,487	6,797,795	30,738,061
第74計算期間	131,460	26,454	30,843,067
第75計算期間	2,064,394	305,240	32,602,221
第76計算期間	431,225	22,708	33,010,738
第77計算期間	50,109	96,422	32,964,425
第78計算期間	145,651	143,654	32,966,422
第79計算期間	110,534	310	33,076,646
第80計算期間	1,070,566	9	34,147,203
第81計算期間	69,350	174,802	34,041,751
第82計算期間	26,195	100,151	33,967,795
第83計算期間	72,603	48,600	33,991,798
第84計算期間	129,195	998,797	33,122,196
第85計算期間	201,787	4,231	33,319,752
第86計算期間	343,566	13,947	33,649,371
第87計算期間	528,182	2,507,390	31,670,163
第88計算期間	529,482	172	32,199,473

第89計算期間	103,180	249,925	32,052,728
第90計算期間	138,812	11,140	32,180,400
第91計算期間	367,439	918,893	31,628,946
第92計算期間	59,835	174,197	31,514,584
第93計算期間	306,572	406,170	31,414,986
第94計算期間	108,915	85,164	31,438,737
第95計算期間	57,249	41,260	31,454,726
第96計算期間	89,302	20,047	31,523,981
第97計算期間	87,832	312,126	31,299,687
第98計算期間	84,197	221,268	31,162,616
第99計算期間	69,793	41,573	31,190,836
第100計算期間	119,668	61,041	31,249,463
第101計算期間	38,389	141,600	31,146,252
第102計算期間	159,998	46,990	31,259,260
第103計算期間	95,611	201,886	31,152,985
第104計算期間	94,689	104,117	31,143,557
第105計算期間	78,980	45,392	31,177,145
第106計算期間	767,332	9,919	31,934,558

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドX（年2回決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,260,143	98.00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	46,170	2.00
純資産総額		2,306,313	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	2,251,587	1.0037	2,259,918	1.0038	2,260,143	98.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.00
合計	98.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成26年 4月14日）	57,855,592	57,855,592	10,001	10,001
第2計算期間末日（平成26年10月14日）	31,009,061	31,009,061	10,003	10,003
第3計算期間末日（平成27年 4月14日）	22,321,065	22,321,065	10,004	10,004
第4計算期間末日（平成27年10月14日）	2,313,582	2,313,582	10,007	10,007
第5計算期間末日（平成28年 4月14日）	2,312,534	2,312,534	10,003	10,003
第6計算期間末日（平成28年10月14日）	2,311,310	2,311,310	9,997	9,997
第7計算期間末日（平成29年 4月14日）	58,955,479	58,955,479	9,998	9,998
第8計算期間末日（平成29年10月16日）	4,482,872	4,482,872	9,995	9,995
第9計算期間末日（平成30年 4月16日）	10,025,648	10,025,648	9,990	9,990
第10計算期間末日（平成30年10月15日）	2,329,243	2,329,243	9,987	9,987
第11計算期間末日（平成31年 4月15日）	2,328,613	2,328,613	9,985	9,985
第12計算期間末日（令和 1年10月15日）	2,308,242	2,308,242	9,983	9,983
第13計算期間末日（令和 2年 4月14日）	3,322,954	3,322,954	9,983	9,983
第14計算期間末日（令和 2年10月14日）	2,307,685	2,307,685	9,982	9,982
第15計算期間末日（令和 3年 4月14日）	26,882,664	26,882,664	9,981	9,981
第16計算期間末日（令和 3年10月14日）	4,633,809	4,633,809	9,979	9,979

第17計算期間末日（令和 4年 4月14日）	2,306,732	2,306,732	9,978	9,978
第18計算期間末日（令和 4年10月14日）	2,306,330	2,306,330	9,976	9,976
令和 3年10月末日	4,633,781	—	9,979	—
11月末日	4,633,724	—	9,979	—
12月末日	3,116,869	—	9,979	—
令和 4年 1月末日	2,307,053	—	9,979	—
2月末日	2,306,777	—	9,978	—
3月末日	2,306,746	—	9,978	—
4月末日	2,306,718	—	9,977	—
5月末日	2,306,687	—	9,977	—
6月末日	2,306,657	—	9,977	—
7月末日	2,306,629	—	9,977	—
8月末日	2,306,596	—	9,977	—
9月末日	2,306,343	—	9,976	—
10月末日	2,306,313	—	9,976	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
--	--------

第1計算期間	0.01
第2計算期間	0.01
第3計算期間	0.00
第4計算期間	0.02
第5計算期間	△0.03
第6計算期間	△0.05
第7計算期間	0.01
第8計算期間	△0.03
第9計算期間	△0.05
第10計算期間	△0.03
第11計算期間	△0.02
第12計算期間	△0.02
第13計算期間	0.00
第14計算期間	△0.01
第15計算期間	△0.01
第16計算期間	△0.02
第17計算期間	△0.01
第18計算期間	△0.02

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	153,963,089	96,114,860	57,848,229
第2計算期間	44,600,158	71,448,387	31,000,000
第3計算期間	117,498,801	126,186,876	22,311,925
第4計算期間	67,679,414	87,679,414	2,311,925
第5計算期間	30,761,172	30,761,172	2,311,925
第6計算期間	6,325,736	6,325,736	2,311,925
第7計算期間	339,771,120	283,113,601	58,969,444
第8計算期間	133,167,554	187,651,972	4,485,026
第9計算期間	28,423,831	22,873,095	10,035,762
第10計算期間	20,261	7,723,837	2,332,186
第11計算期間	—	—	2,332,186
第12計算期間	—	20,000	2,312,186
第13計算期間	3,016,841	2,000,261	3,328,766
第14計算期間	—	1,016,841	2,311,925
第15計算期間	32,638,976	8,016,241	26,934,660
第16計算期間	724,497	23,015,743	4,643,414
第17計算期間	—	2,331,489	2,311,925
第18計算期間	—	—	2,311,925

（参考）

マネー・プール マザーファンド

投資状況

令和 4年10月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	47,508,302	100.00
純資産総額		47,508,302	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

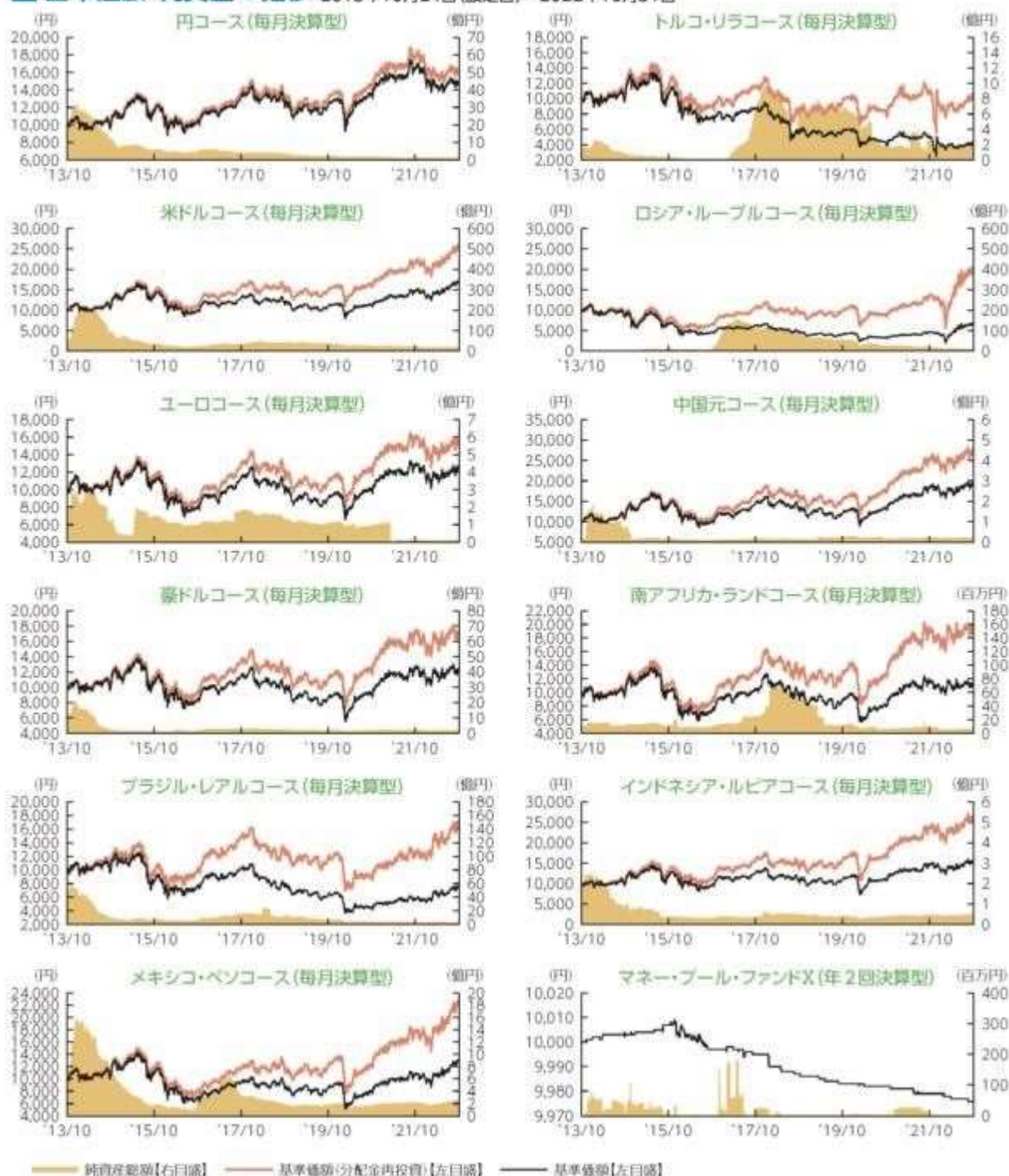


運用実績

2022年10月31日現在

各通貨コース(毎月決算型)、マネー・プール・ファンドX(年2回決算型)

■ 基準価額・純資産の推移 2013年10月24日(設定日)～2022年10月31日



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■ 基準価額・純資産

各通貨コース(毎月決算型)

	円コース	米ドルコース	ユーロコース	豪ドルコース	ブラジル・リアルコース	メキシコ・ペソコース
基準価額	14,910 円	17,078 円	12,733 円	12,376 円	7,469 円	13,145 円
純資産総額	1.2億円	19.2億円	0.1億円	1.7億円	3.0億円	2.6億円

	トルコ・リラコース	ロシア・ルーブルコース	中国元コース	南アフリカ・ランドコース	インドネシア・ルピアコース
基準価額	4,298 円	6,855 円	19,202 円	11,298 円	15,321 円
純資産総額	2.0億円	10.9億円	0.2億円	6.5百万円	0.4億円

マネー・プール・ファンドX(年2回決算型)

	マネー・プール・ファンド
基準価額	9,976 円
純資産総額	2.3百万円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■ 分配の推移

各通貨コース(毎月決算型)

	円コース	米ドルコース	ユーロコース	豪ドルコース	ブラジル・リアルコース	メキシコ・ペソコース
2022年10月	10 円	25 円	10 円	20 円	20 円	50 円
2022年 9 月	10 円	25 円	10 円	20 円	20 円	50 円
2022年 8 月	10 円	25 円	10 円	20 円	20 円	50 円
2022年 7 月	10 円	25 円	10 円	20 円	20 円	50 円
2022年 6 月	10 円	25 円	10 円	20 円	20 円	50 円
2022年 5 月	10 円	25 円	10 円	20 円	20 円	50 円
直近1年間累計	120 円	300 円	120 円	240 円	240 円	600 円
設 定 来 累 計	1,060 円	4,825 円	2,260 円	3,300 円	6,220 円	5,020 円

	トルコ・リラコース	ロシア・ルーブルコース	中国元コース	南アフリカ・ランドコース	インドネシア・ルピアコース
2022年10月	40 円	0 円	50 円	50 円	60 円
2022年 9 月	40 円	0 円	50 円	50 円	60 円
2022年 8 月	40 円	0 円	50 円	50 円	60 円
2022年 7 月	40 円	0 円	50 円	50 円	60 円
2022年 6 月	40 円	0 円	50 円	50 円	60 円
2022年 5 月	40 円	0 円	50 円	50 円	60 円
直近1年間累計	480 円	80 円	600 円	600 円	720 円
設 定 来 累 計	5,800 円	5,680 円	4,740 円	5,160 円	6,080 円

マネー・プール・ファンドX(年2回決算型)

	マネー・プール・ファンド
2022年10月	0 円
2022年 4 月	0 円
2021年10月	0 円
2021年 4 月	0 円
2020年10月	0 円
2020年 4 月	0 円
設 定 来 累 計	0 円

•分配金は1万口当たり、税引前

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■ 主要な資産の状況

各ファンド(マネー・プール・ファンドX(年2回決算型)を除く)

資産構成	円コース (毎月決算型)	米ドルコース (毎月決算型)	ユーロコース (毎月決算型)	豪ドルコース (毎月決算型)	ブラジル・ レアルコース (毎月決算型)	メキシコ・ ペソコース (毎月決算型)
外国投資信託	98.4%	98.1%	98.7%	98.1%	98.0%	98.2%
マネー・プール マザーファンド	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%
コールローン他 (負債控除後)	1.5%	1.9%	1.2%	1.8%	2.0%	1.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資産構成	トルコ・ リラコース (毎月決算型)	ロシア・ ルーブルコース (毎月決算型)	中国元コース (毎月決算型)	南アフリカ・ ランドコース (毎月決算型)	インドネシア・ ルピアコース (毎月決算型)
外国投資信託	98.1%	98.1%	97.8%	97.7%	98.2%
マネー・プール マザーファンド	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%
コールローン他 (負債控除後)	1.9%	1.9%	2.2%	2.1%	1.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	業種	比率
1 第一三共	医薬品	5.6%
2 日本電信電話	情報・通信業	5.0%
3 ソフトバンク	情報・通信業	3.0%
4 塩野義製薬	医薬品	3.0%
5 キーエンス	電気機器	2.5%
6 伊藤忠商事	卸売業	2.5%
7 オービック	情報・通信業	2.4%
8 三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	2.3%
9 信越化学工業	化学	2.2%
10 ニトリホールディングス	小売業	2.2%

- 比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 外国投資信託の資料に基づき作成しています(現地月末基準)。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

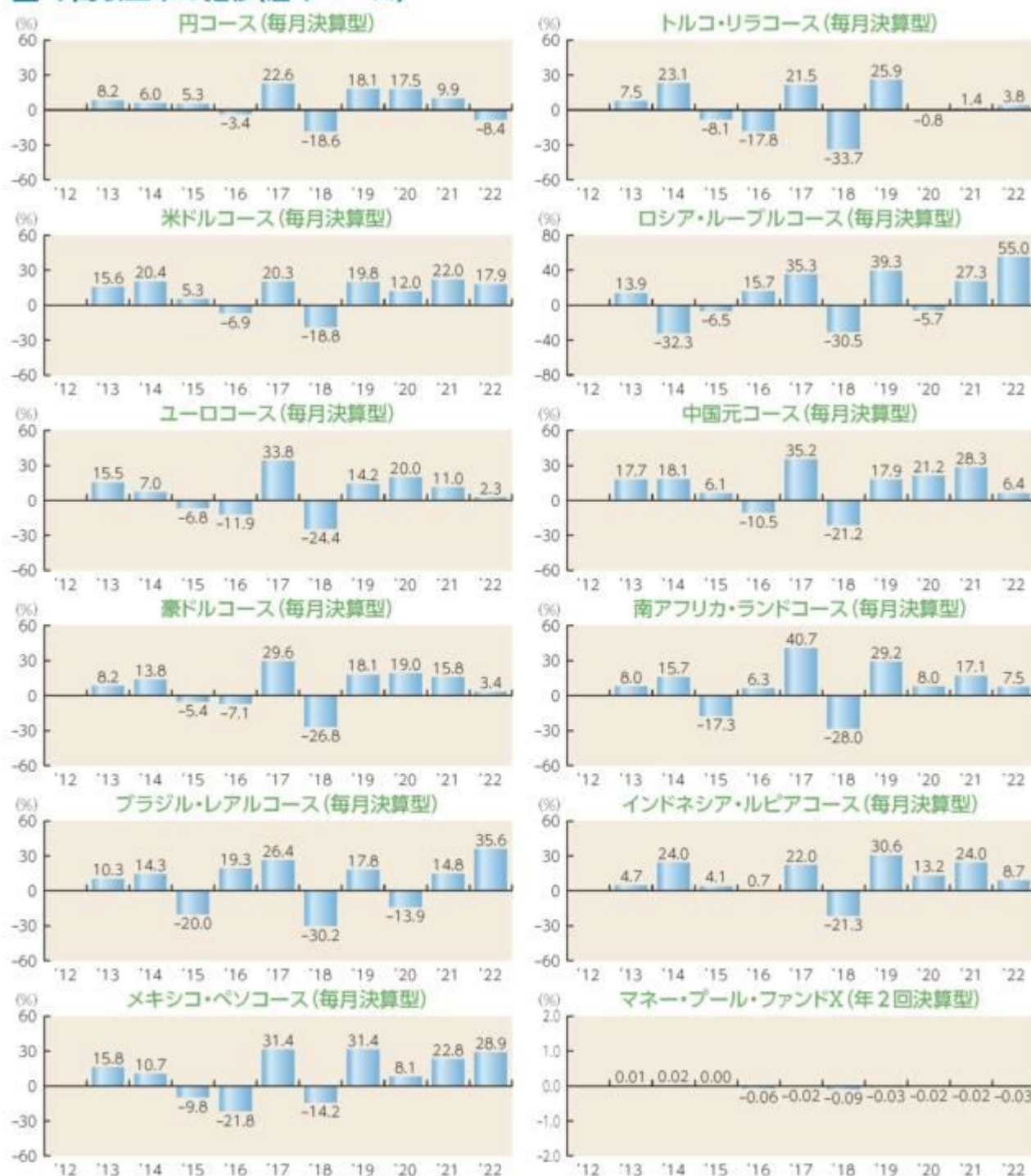
■ 主要な資産の状況

マネー・プール・ファンドX(年2回決算型)

種別構成	比率
コールローン他 (負債控除後)	100.0%
合計	100.0%

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2013年は設定日から年末までの、2022年は年初から10月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、各通貨コースについては、以下の日は申込みができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

マネー・プール・ファンドXの取得申込みについては、各通貨コースからのスイッチングの場合に限ります。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

マネー・プール・ファンドXの申込手数料は、無手数料とします。（マネー・プール・ファンドXの取得申込みについては、各通貨コースからのスイッチングの場合に限ります。）

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱い販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

⑩その他

- ・スイッチングを行う場合の取得申込みに関する取扱いも同様とします。くわしくは販売会社にご確認ください。
- ・販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にご確認ください。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、各通貨コースについては、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

<各通貨コース>

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として１日１件５億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

<マネー・プール・ファンドX>

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

⑩その他

- ・販売会社によっては、スイッチングによる解約を取扱う場合があります。その場合の換金に関する取扱いも同様になります。くわしくは販売会社にご確認ください。
- なお、スイッチングにより解約をする場合、解約金の利益に対して税金がかかります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

- ・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

- ・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

- ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

- ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

- ・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

- ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2023年10月12日まで（2013年10月24日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

各通貨コース	マネー・プール・ファンドX
--------	---------------

毎月15日から翌月14日まで ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。 第1計算期間は信託契約締結日から2014年1月14日までとなります。 なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。	毎年4月15日から10月14日および10月15日から翌年4月14日まで ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。 第1計算期間は信託契約締結日から2014年4月14日までとなります。 なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。
---	--

（５）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各通貨コースの受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

各通貨コースについては、委託会社は、信託期間中において、当該各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託会社と合意のうえ、当該各通貨コースの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

マネー・プール・ファンドXについては、委託会社は、各通貨コースの信託契約が全て解約となる場合には、受託会社と合意のうえ、マネー・プール・ファンドXの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託

約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑤ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥ 運用報告書

<各通貨コース>

委託会社は、6ヵ月毎（毎年4月および10月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

<マネー・プール・ファンドX>

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を

解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和4年4月15日から令和4年10月14日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,463,408	2,176,960
投資信託受益証券	135,513,158	119,239,667
親投資信託受益証券	99,980	99,970
流動資産合計	138,076,546	121,516,597
資産合計	138,076,546	121,516,597
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	95,475	83,688
未払解約金	21	57
未払受託者報酬	3,941	3,357
未払委託者報酬	137,924	117,563
未払利息	-	3
その他未払費用	514	440
流動負債合計	237,875	205,108
負債合計	237,875	205,108
純資産の部		
元本等		
元本	95,475,882	83,688,730
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	42,362,789	37,622,759
（分配準備積立金）	40,007,916	32,938,090
元本等合計	137,838,671	121,311,489
純資産合計	137,838,671	121,311,489
負債純資産合計	138,076,546	121,516,597

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 3年10月15日 令和 4年 4月14日	自 至	当期 令和 4年 4月15日 令和 4年10月14日
営業収益				
配当株式		1,187,710		1,285,338
受取利息		2		1
有価証券売買等損益		△14,170,067		732,277
営業収益合計		△12,982,355		2,017,616
営業費用				
支払利息		234		275
受託者報酬		23,559		21,197
委託者報酬		824,573		741,745
その他費用		3,083		2,764
営業費用合計		851,449		765,981
営業利益又は営業損失（△）		△13,833,804		1,251,635
経常利益又は経常損失（△）		△13,833,804		1,251,635
当期純利益又は当期純損失（△）		△13,833,804		1,251,635
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△98,788		637,179
期首剰余金又は期首欠損金（△）		53,991,995		42,362,789
剰余金増加額又は欠損金減少額		6,256,537		3,051,810
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		6,256,537		3,051,810
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,597,252		7,887,931
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3,597,252		7,887,931
分配金		553,475		518,365
期末剰余金又は期末欠損金（△）		42,362,789		37,622,759

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	89,334,819円	95,475,882円
期中追加設定元本額	12,383,608円	7,277,401円
期中一部解約元本額	6,242,545円	19,064,553円
2. 受益権の総数	95,475,882口	83,688,730口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日																																																						
1.分配金の計算過程 第95期 令和 3年10月15日 令和 3年11月15日	1.分配金の計算過程 第101期 令和 4年 4月15日 令和 4年 5月16日																																																						
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>183,595円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>42,276,735円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>42,688,007円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>85,148,337円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>89,347,294口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>9,530円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	183,595円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	収益調整金額	C	42,276,735円	分配準備積立金額	D	42,688,007円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	85,148,337円	当ファンドの期末残存口数	F	89,347,294口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,530円	1万口当たり分配金額	H	10円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>69,802円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>50,880,407円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>40,007,830円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>90,958,039円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>95,508,257口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>9,523円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	69,802円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	収益調整金額	C	50,880,407円	分配準備積立金額	D	40,007,830円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	90,958,039円	当ファンドの期末残存口数	F	95,508,257口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,523円	1万口当たり分配金額	H	10円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	183,595円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																																																					
収益調整金額	C	42,276,735円																																																					
分配準備積立金額	D	42,688,007円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	85,148,337円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	89,347,294口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,530円																																																					
1万口当たり分配金額	H	10円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	69,802円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																																																					
収益調整金額	C	50,880,407円																																																					
分配準備積立金額	D	40,007,830円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	90,958,039円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	95,508,257口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,523円																																																					
1万口当たり分配金額	H	10円																																																					

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日			当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	89,347円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	95,508円
第96期 令和 3年11月16日 令和 3年12月14日			第102期 令和 4年 5月17日 令和 4年 6月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	35,906円	費用控除後の配当等収益額	A	196,493円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	42,597,898円	収益調整金額	C	49,831,596円
分配準備積立金額	D	42,166,850円	分配準備積立金額	D	34,623,425円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	84,800,654円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	84,651,514円
当ファンドの期末残存口数	F	89,037,316口	当ファンドの期末残存口数	F	88,773,311口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,524円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,535円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	89,037円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	88,773円
第97期 令和 3年12月15日 令和 4年 1月14日			第103期 令和 4年 6月15日 令和 4年 7月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	51,235円	費用控除後の配当等収益額	A	182,950円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	42,389,990円	収益調整金額	C	46,799,217円
分配準備積立金額	D	41,587,142円	分配準備積立金額	D	32,602,796円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	84,028,367円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	79,584,963円
当ファンドの期末残存口数	F	88,265,313口	当ファンドの期末残存口数	F	83,355,631口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,519円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,547円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	88,265円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	83,355円
第98期 令和 4年 1月15日 令和 4年 2月14日			第104期 令和 4年 7月15日 令和 4年 8月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	54,484円	費用控除後の配当等収益額	A	211,114円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	49,645,368円	収益調整金額	C	46,946,925円
分配準備積立金額	D	41,546,782円	分配準備積立金額	D	32,701,255円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	91,246,634円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	79,859,294円
当ファンドの期末残存口数	F	95,891,183口	当ファンドの期末残存口数	F	83,509,285口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,515円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,562円

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日			当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日		
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	95,891円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	83,509円
第99期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月14日			第105期 令和 4年 8月16日 令和 4年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	73,948円	費用控除後の配当等収益額	A	198,027円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	50,828,798円	収益調整金額	C	46,969,050円
分配準備積立金額	D	39,912,907円	分配準備積立金額	D	32,828,601円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	90,815,653円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	79,995,678円
当ファンドの期末残存口数	F	95,460,966口	当ファンドの期末残存口数	F	83,532,157口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	9,513円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	9,576円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	95,460円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	83,532円
第100期 令和 4年 3月15日 令和 4年 4月14日			第106期 令和 4年 9月15日 令和 4年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	218,500円	費用控除後の配当等収益額	A	79,079円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	50,849,493円	収益調整金額	C	47,119,258円
分配準備積立金額	D	39,884,891円	分配準備積立金額	D	32,942,699円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	90,952,884円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	80,141,036円
当ファンドの期末残存口数	F	95,475,882口	当ファンドの期末残存口数	F	83,688,730口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	9,526円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	9,576円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	95,475円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	83,688円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	5,232,325	△6,433,425
親投資信託受益証券	—	—
合計	5,232,325	△6,433,425

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1口当たり純資産額	1.4437円	1.4496円
(1万口当たり純資産額)	(14,437円)	(14,496円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（J P Yクラス）	103,121,740	119,239,667	
投資信託受益証券 合計		103,121,740	119,239,667	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,970	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,970	
合計		103,221,332	119,339,637	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	41,328,307	29,921,212
投資信託受益証券	1,799,593,099	1,831,233,831
親投資信託受益証券	99,980	99,970
未収入金	-	23,202,111
流動資産合計	1,841,021,386	1,884,457,124
資産合計	1,841,021,386	1,884,457,124
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,248,781	2,822,460
未払解約金	3,218,407	11,063,005
未払受託者報酬	51,016	51,793
未払委託者報酬	1,785,654	1,812,726
未払利息	15	46
その他未払費用	6,793	6,896
流動負債合計	8,310,666	15,756,926
負債合計	8,310,666	15,756,926
純資産の部		
元本等		
元本	1,299,512,637	1,128,984,108
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	533,198,083	739,716,090
（分配準備積立金）	405,730,067	582,198,853
元本等合計	1,832,710,720	1,868,700,198
純資産合計	1,832,710,720	1,868,700,198
負債純資産合計	1,841,021,386	1,884,457,124

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 3年10月15日 令和 4年 4月14日	自 至	当期 令和 4年 4月15日 令和 4年10月14日
営業収益				
配当株式		18,355,744		36,571,361
受取利息		37		27
有価証券売買等損益		△8,122,795		289,974,302
営業収益合計		10,232,986		326,545,690
営業費用				
支払利息		3,046		5,360
受託者報酬		313,719		307,803
委託者報酬		10,980,200		10,773,031
その他費用		41,765		40,977
営業費用合計		11,338,730		11,127,171
営業利益又は営業損失（△）		△1,105,744		315,418,519
経常利益又は経常損失（△）		△1,105,744		315,418,519
当期純利益又は当期純損失（△）		△1,105,744		315,418,519
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		1,144,618		△1,339,654
期首剰余金又は期首欠損金（△）		615,691,757		533,198,083
剰余金増加額又は欠損金減少額		6,889,587		11,773,129
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		6,889,587		11,773,129
剰余金減少額又は欠損金増加額		67,081,431		103,953,762
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		67,081,431		103,953,762
分配金		20,051,468		18,059,533
期末剰余金又は期末欠損金（△）		533,198,083		739,716,090

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	1,441,354,627円	1,299,512,637円
期中追加設定元本額	15,472,830円	20,464,600円
期中一部解約元本額	157,314,820円	190,993,129円
2. 受益権の総数	1,299,512,637口	1,128,984,108口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日																																																						
1. 分配金の計算過程 第95期 令和 3年10月15日 令和 3年11月15日	1. 分配金の計算過程 第101期 令和 4年 4月15日 令和 4年 5月16日																																																						
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2,848,014円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>15,738,033円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>956,801,410円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>432,822,823円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>1,408,210,280円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,390,265,136口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>10,129円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>25円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,848,014円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	15,738,033円	収益調整金額	C	956,801,410円	分配準備積立金額	D	432,822,823円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,408,210,280円	当ファンドの期末残存口数	F	1,390,265,136口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,129円	1万口当たり分配金額	H	25円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>3,229,453円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>873,477,166円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>394,056,995円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>1,270,763,614円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,262,462,975口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>10,065円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>25円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,229,453円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	873,477,166円	分配準備積立金額	D	394,056,995円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,270,763,614円	当ファンドの期末残存口数	F	1,262,462,975口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,065円	1万口当たり分配金額	H	25円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	2,848,014円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	15,738,033円																																																					
収益調整金額	C	956,801,410円																																																					
分配準備積立金額	D	432,822,823円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,408,210,280円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	1,390,265,136口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,129円																																																					
1万口当たり分配金額	H	25円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	3,229,453円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																					
収益調整金額	C	873,477,166円																																																					
分配準備積立金額	D	394,056,995円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,270,763,614円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	1,262,462,975口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,065円																																																					
1万口当たり分配金額	H	25円																																																					

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日			当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,475,662円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,156,157円
第96期 令和 3年11月16日 令和 3年12月14日			第102期 令和 4年 5月17日 令和 4年 6月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	711,962円	費用控除後の配当等収益額	A	4,578,258円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	917,963,847円	収益調整金額	C	851,145,050円
分配準備積立金額	D	429,560,548円	分配準備積立金額	D	383,899,974円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,348,236,357円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,239,623,282円
当ファンドの期末残存口数	F	1,333,644,100口	当ファンドの期末残存口数	F	1,230,032,008口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,109円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,077円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,334,110円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,075,080円
第97期 令和 3年12月15日 令和 4年 1月14日			第103期 令和 4年 6月15日 令和 4年 7月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	998,030円	費用控除後の配当等収益額	A	5,233,224円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	29,264,615円
収益調整金額	C	925,302,623円	収益調整金額	C	850,608,180円
分配準備積立金額	D	424,438,904円	分配準備積立金額	D	384,104,091円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,350,739,557円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,269,210,110円
当ファンドの期末残存口数	F	1,338,443,243口	当ファンドの期末残存口数	F	1,228,205,701口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,091円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,333円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,346,108円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,070,514円
第98期 令和 4年 1月15日 令和 4年 2月14日			第104期 令和 4年 7月15日 令和 4年 8月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,081,963円	費用控除後の配当等収益額	A	6,535,866円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	44,412,698円
収益調整金額	C	922,398,419円	収益調整金額	C	829,502,852円
分配準備積立金額	D	420,598,750円	分配準備積立金額	D	403,444,219円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,344,079,132円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,283,895,635円
当ファンドの期末残存口数	F	1,334,076,254口	当ファンドの期末残存口数	F	1,196,007,659口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,074円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,734円

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日			当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日		
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	3,335,190円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	2,990,019円
第99期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月14日			第105期 令和 4年 8月16日 令和 4年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,286,581円	費用控除後の配当等収益額	A	7,520,257円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	162,096,535円
収益調整金額	C	916,264,297円	収益調整金額	C	817,228,626円
分配準備積立金額	D	415,003,149円	分配準備積立金額	D	444,521,504円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,332,554,027円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,431,366,922円
当ファンドの期末残存口数	F	1,324,647,079口	当ファンドの期末残存口数	F	1,178,121,555口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	10,059円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	12,149円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	3,311,617円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	2,945,303円
第100期 令和 4年 3月15日 令和 4年 4月14日			第106期 令和 4年 9月15日 令和 4年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,960,253円	費用控除後の配当等収益額	A	5,991,472円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	899,002,286円	収益調整金額	C	789,815,384円
分配準備積立金額	D	405,018,595円	分配準備積立金額	D	579,029,841円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,307,981,134円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,374,836,697円
当ファンドの期末残存口数	F	1,299,512,637口	当ファンドの期末残存口数	F	1,128,984,108口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	10,065円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	12,177円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	3,248,781円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	2,822,460円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	192,523,671	△29,031,412
親投資信託受益証券	—	—
合計	192,523,671	△29,031,412

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1口当たり純資産額	1.4103円	1.6552円
(1万口当たり純資産額)	(14,103円)	(16,552円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（ＵＳＤクラス）	1,409,291,851	1,831,233,831	
投資信託受益証券 合計		1,409,291,851	1,831,233,831	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,970	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,970	
合計		1,409,391,443	1,831,333,801	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	142,907	164,216
投資信託受益証券	10,510,779	11,059,986
親投資信託受益証券	9,997	9,996
流動資産合計	10,663,683	11,234,198
資産合計	10,663,683	11,234,198
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,267	9,287
未払解約金	31	527
未払受託者報酬	301	307
未払委託者報酬	10,451	10,788
その他未払費用	31	34
流動負債合計	20,081	20,943
負債合計	20,081	20,943
純資産の部		
元本等		
元本	9,267,444	9,287,262
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,376,158	1,925,993
（分配準備積立金）	1,344,019	1,365,994
元本等合計	10,643,602	11,213,255
純資産合計	10,643,602	11,213,255
負債純資産合計	10,663,683	11,234,198

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 3年10月15日 令和 4年 4月14日	自 至	当期 令和 4年 4月15日 令和 4年10月14日
営業収益				
配当株式		64,434		104,910
有価証券売買等損益		△773,868		562,279
営業収益合計		△709,434		667,189
営業費用				
受託者報酬		1,828		1,811
委託者報酬		63,709		63,339
その他費用		198		196
営業費用合計		65,735		65,346
営業利益又は営業損失（△）		△775,169		601,843
経常利益又は経常損失（△）		△775,169		601,843
当期純利益又は当期純損失（△）		△775,169		601,843
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		356		△87
期首剰余金又は期首欠損金（△）		2,202,997		1,376,158
剰余金増加額又は欠損金減少額		5,729		4,804
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		5,729		4,804
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,504		1,226
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,504		1,226
分配金		55,539		55,673
期末剰余金又は期末欠損金（△）		1,376,158		1,925,993

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）
財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	9,243,767円	9,267,444円
期中追加設定元本額	32,620円	26,548円
期中一部解約元本額	8,943円	6,730円
2. 受益権の総数	9,267,444口	9,287,262口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日																																																						
1.分配金の計算過程 第95期 令和 3年10月15日 令和 3年11月15日	1.分配金の計算過程 第101期 令和 4年 4月15日 令和 4年 5月16日																																																						
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>9,902円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>－円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,759,836円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,376,304円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>4,146,042円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>9,248,070口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>4,483円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	9,902円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	収益調整金額	C	2,759,836円	分配準備積立金額	D	1,376,304円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,146,042円	当ファンドの期末残存口数	F	9,248,070口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,483円	1万口当たり分配金額	H	10円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,760円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>－円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,771,745円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,343,998円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>4,117,503円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>9,272,016口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>4,440円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,760円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	収益調整金額	C	2,771,745円	分配準備積立金額	D	1,343,998円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,117,503円	当ファンドの期末残存口数	F	9,272,016口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,440円	1万口当たり分配金額	H	10円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	9,902円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円																																																					
収益調整金額	C	2,759,836円																																																					
分配準備積立金額	D	1,376,304円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,146,042円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	9,248,070口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,483円																																																					
1万口当たり分配金額	H	10円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	1,760円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円																																																					
収益調整金額	C	2,771,745円																																																					
分配準備積立金額	D	1,343,998円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,117,503円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	9,272,016口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,440円																																																					
1万口当たり分配金額	H	10円																																																					

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日			当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,248円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,272円
第96期 令和 3年11月16日 令和 3年12月14日			第102期 令和 4年 5月17日 令和 4年 6月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後の配当等収益額	A	13,775円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,761,246円	収益調整金額	C	2,773,608円
分配準備積立金額	D	1,376,831円	分配準備積立金額	D	1,336,460円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,138,077円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,123,843円
当ファンドの期末残存口数	F	9,250,943口	当ファンドの期末残存口数	F	9,276,148口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,473円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,445円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,250円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,276円
第97期 令和 3年12月15日 令和 4年 1月14日			第103期 令和 4年 6月15日 令和 4年 7月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後の配当等収益額	A	11,833円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,762,857円	収益調整金額	C	2,773,902円
分配準備積立金額	D	1,367,579円	分配準備積立金額	D	1,340,377円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,130,436円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,126,112円
当ファンドの期末残存口数	F	9,254,553口	当ファンドの期末残存口数	F	9,275,479口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,463円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,448円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,254円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,275円
第98期 令和 4年 1月15日 令和 4年 2月14日			第104期 令和 4年 7月15日 令和 4年 8月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後の配当等収益額	A	16,610円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,763,397円	収益調整金額	C	2,775,466円
分配準備積立金額	D	1,357,634円	分配準備積立金額	D	1,342,885円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,121,031円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,134,961円
当ファンドの期末残存口数	F	9,254,212口	当ファンドの期末残存口数	F	9,278,886口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,453円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,456円

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日			当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日		
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	9,254円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	9,278円
第99期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月14日			第105期 令和 4年 8月16日 令和 4年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,135円	費用控除後の配当等収益額	A	20,528円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	2,768,961円	収益調整金額	C	2,778,520円
分配準備積立金額	D	1,348,380円	分配準備積立金額	D	1,350,138円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,119,476円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,149,186円
当ファンドの期末残存口数	F	9,266,741口	当ファンドの期末残存口数	F	9,285,557口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	4,445円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	4,468円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	9,266円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	9,285円
第100期 令和 4年 3月15日 令和 4年 4月14日			第106期 令和 4年 9月15日 令和 4年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,455円	費用控除後の配当等収益額	A	14,095円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	2,769,692円	収益調整金額	C	2,779,484円
分配準備積立金額	D	1,340,831円	分配準備積立金額	D	1,361,186円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,122,978円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,154,765円
当ファンドの期末残存口数	F	9,267,444口	当ファンドの期末残存口数	F	9,287,262口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	4,448円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	4,473円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	9,267円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	9,287円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	986,739	△703,413
親投資信託受益証券	—	—
合計	986,739	△703,413

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1口当たり純資産額	1.1485円	1.2074円
(1万口当たり純資産額)	(11,485円)	(12,074円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（E U Rクラス）	8,447,897	11,059,986	
投資信託受益証券 合計		8,447,897	11,059,986	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,959	9,996	
親投資信託受益証券 合計		9,959	9,996	
合計		8,457,856	11,069,982	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,827,711	3,736,554
投資信託受益証券	187,999,051	165,174,145
親投資信託受益証券	99,980	99,970
流動資産合計	190,926,742	169,010,669
資産合計	190,926,742	169,010,669
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	322,115	289,057
未払解約金	9	55
未払受託者報酬	5,305	4,971
未払委託者報酬	185,629	173,937
未払利息	1	5
その他未払費用	697	653
流動負債合計	513,756	468,678
負債合計	513,756	468,678
純資産の部		
元本等		
元本	161,057,601	144,528,757
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	29,355,385	24,013,234
（分配準備積立金）	37,772,553	42,774,810
元本等合計	190,412,986	168,541,991
純資産合計	190,412,986	168,541,991
負債純資産合計	190,926,742	169,010,669

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 3年10月15日 令和 4年 4月14日	自 至	当期 令和 4年 4月15日 令和 4年10月14日
営業収益				
配当株式		1,741,228		3,172,113
受取利息		2		2
有価証券売買等損益		△2,031,569		△2,083,650
営業収益合計		△290,339		1,088,465
営業費用				
支払利息		207		413
受託者報酬		32,300		30,703
委託者報酬		1,130,419		1,074,539
その他費用		4,249		4,036
営業費用合計		1,167,175		1,109,691
営業利益又は営業損失（△）		△1,457,514		△21,226
経常利益又は経常損失（△）		△1,457,514		△21,226
当期純利益又は当期純損失（△）		△1,457,514		△21,226
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△642,959		△983,338
期首剰余金又は期首欠損金（△）		33,880,542		29,355,385
剰余金増加額又は欠損金減少額		57,024		53,258
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		57,024		53,258
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,775,987		4,509,450
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,775,987		4,509,450
分配金		1,991,639		1,848,071
期末剰余金又は期末欠損金（△）		29,355,385		24,013,234

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	170,907,360円	161,057,601円
期中追加設定元本額	359,343円	273,714円
期中一部解約元本額	10,209,102円	16,802,558円
2. 受益権の総数	161,057,601口	144,528,757口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日																																																						
1. 分配金の計算過程 第95期 令和 3年10月15日 令和 3年11月15日	1. 分配金の計算過程 第101期 令和 4年 4月15日 令和 4年 5月16日																																																						
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>284,371円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>348,360円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>71,367,249円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>40,865,877円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>112,865,857円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>170,949,934口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>6,602円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>20円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	284,371円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	348,360円	収益調整金額	C	71,367,249円	分配準備積立金額	D	40,865,877円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	112,865,857円	当ファンドの期末残存口数	F	170,949,934口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,602円	1万口当たり分配金額	H	20円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>136,542円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>65,125,594円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>36,531,547円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>101,793,683円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>155,809,005口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>6,533円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>20円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	136,542円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	65,125,594円	分配準備積立金額	D	36,531,547円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	101,793,683円	当ファンドの期末残存口数	F	155,809,005口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,533円	1万口当たり分配金額	H	20円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	284,371円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	348,360円																																																					
収益調整金額	C	71,367,249円																																																					
分配準備積立金額	D	40,865,877円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	112,865,857円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	170,949,934口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,602円																																																					
1万口当たり分配金額	H	20円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	136,542円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																					
収益調整金額	C	65,125,594円																																																					
分配準備積立金額	D	36,531,547円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	101,793,683円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	155,809,005口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,533円																																																					
1万口当たり分配金額	H	20円																																																					

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日			当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日		
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	341,899円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	311,618円
第96期 令和 3年11月16日 令和 3年12月14日			第102期 令和 4年 5月17日 令和 4年 6月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	63,348円	費用控除後の配当等収益額	A	381,008円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	71,393,721円	収益調整金額	C	65,155,965円
分配準備積立金額	D	41,156,709円	分配準備積立金額	D	36,356,426円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	112,613,778円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	101,893,399円
当ファンドの期末残存口数	F	170,990,151口	当ファンドの期末残存口数	F	155,855,549口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,585円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,537円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	341,980円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	311,711円
第97期 令和 3年12月15日 令和 4年 1月14日			第103期 令和 4年 6月15日 令和 4年 7月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	90,777円	費用控除後の配当等収益額	A	449,511円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	71,421,117円	収益調整金額	C	65,184,742円
分配準備積立金額	D	40,877,875円	分配準備積立金額	D	36,425,592円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	112,389,769円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	102,059,845円
当ファンドの期末残存口数	F	171,031,567口	当ファンドの期末残存口数	F	155,899,490口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,571円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,546円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	342,063円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	311,798円
第98期 令和 4年 1月15日 令和 4年 2月14日			第104期 令和 4年 7月15日 令和 4年 8月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	83,238円	費用控除後の配当等収益額	A	630,568円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	998,461円
収益調整金額	C	67,189,015円	収益調整金額	C	65,218,607円
分配準備積立金額	D	38,204,309円	分配準備積立金額	D	36,563,217円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	105,476,562円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	103,410,853円
当ファンドの期末残存口数	F	160,873,921口	当ファンドの期末残存口数	F	155,951,191口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,556円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,630円

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日			当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日		
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	321,747円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	311,902円
第99期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月14日			第105期 令和 4年 8月16日 令和 4年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	110,294円	費用控除後の配当等収益額	A	674,573円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	7,746,756円
収益調整金額	C	67,217,777円	収益調整金額	C	65,246,138円
分配準備積立金額	D	37,965,800円	分配準備積立金額	D	37,880,216円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	105,293,871円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	111,547,683円
当ファンドの期末残存口数	F	160,917,922口	当ファンドの期末残存口数	F	155,992,630口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,543円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,150円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	321,835円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	311,985円
第100期 令和 4年 3月15日 令和 4年 4月14日			第106期 令和 4年 9月15日 令和 4年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	340,417円	費用控除後の配当等収益額	A	466,246円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	67,308,903円	収益調整金額	C	60,463,083円
分配準備積立金額	D	37,754,251円	分配準備積立金額	D	42,597,621円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	105,403,571円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	103,526,950円
当ファンドの期末残存口数	F	161,057,601口	当ファンドの期末残存口数	F	144,528,757口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,544円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,163円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	322,115円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	289,057円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	21,182,502	△20,443,116
親投資信託受益証券	—	—
合計	21,182,502	△20,443,116

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1口当たり純資産額	1.1823円	1.1661円
(1万口当たり純資産額)	(11,823円)	(11,661円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（A U Dクラス）	140,669,516	165,174,145	
投資信託受益証券 合計		140,669,516	165,174,145	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,970	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,970	
合計		140,769,108	165,274,115	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,414,049	4,742,340
投資信託受益証券	332,522,955	296,654,262
親投資信託受益証券	99,980	99,970
流動資産合計	338,036,984	301,496,572
資産合計	338,036,984	301,496,572
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,009,705	828,580
未払解約金	-	501
未払受託者報酬	9,081	8,214
未払委託者報酬	317,928	287,476
未払利息	2	7
その他未払費用	1,202	1,086
流動負債合計	1,337,918	1,125,864
負債合計	1,337,918	1,125,864
純資産の部		
元本等		
元本	504,852,997	414,290,059
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△168,153,931	△113,919,351
（分配準備積立金）	9,252,320	21,300,815
元本等合計	336,699,066	300,370,708
純資産合計	336,699,066	300,370,708
負債純資産合計	338,036,984	301,496,572

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 3年10月15日 令和 4年 4月14日	自 至	当期 令和 4年 4月15日 令和 4年10月14日
営業収益				
配当株式		15,385,099		21,689,479
受取利息		4		3
有価証券売買等損益		49,061,616		11,421,535
営業収益合計		64,446,719		33,111,017
営業費用				
支払利息		430		772
受託者報酬		50,429		50,841
委託者報酬		1,765,123		1,779,391
その他費用		6,666		6,717
営業費用合計		1,822,648		1,837,721
営業利益又は営業損失（△）		62,624,071		31,273,296
経常利益又は経常損失（△）		62,624,071		31,273,296
当期純利益又は当期純損失（△）		62,624,071		31,273,296
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		687,412		4,551,892
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△242,244,892		△168,153,931
剰余金増加額又は欠損金減少額		20,121,214		34,636,154
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		20,121,214		34,636,154
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,655,142		1,792,070
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,655,142		1,792,070
分配金		6,311,770		5,330,908
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△168,153,931		△113,919,351

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	547,094,161円	504,852,997円
期中追加設定元本額	3,980,048円	5,795,575円
期中一部解約元本額	46,221,212円	96,358,513円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	168,153,931円	113,919,351円
3. 受益権の総数	504,852,997口	414,290,059口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日																																				
1.分配金の計算過程 第95期 令和 3年10月15日 令和 3年11月15日	1.分配金の計算過程 第101期 令和 4年 4月15日 令和 4年 5月16日																																				
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,970,905円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>161,436,247円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,633,694円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>165,040,846円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,970,905円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	161,436,247円	分配準備積立金額	D	1,633,694円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	165,040,846円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>3,075,889円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>149,114,841円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>9,251,261円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>161,441,991円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,075,889円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	149,114,841円	分配準備積立金額	D	9,251,261円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	161,441,991円
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	1,970,905円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																			
収益調整金額	C	161,436,247円																																			
分配準備積立金額	D	1,633,694円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	165,040,846円																																			
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	3,075,889円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																			
収益調整金額	C	149,114,841円																																			
分配準備積立金額	D	9,251,261円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	161,441,991円																																			

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日			当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日		
当ファンドの期末残存口数	F	547,124,013口	当ファンドの期末残存口数	F	505,229,316口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	3,016円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	3,195円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,094,248円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,010,458円
第96期 令和 3年11月16日 令和 3年12月14日			第102期 令和 4年 5月17日 令和 4年 6月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,958,961円	費用控除後の配当等収益額	A	3,718,008円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	160,816,177円	収益調整金額	C	133,398,011円
分配準備積立金額	D	2,498,251円	分配準備積立金額	D	10,105,176円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	165,273,389円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	147,221,195円
当ファンドの期末残存口数	F	545,014,187口	当ファンドの期末残存口数	F	451,920,906口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	3,032円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	3,257円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,090,028円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	903,841円
第97期 令和 3年12月15日 令和 4年 1月14日			第103期 令和 4年 6月15日 令和 4年 7月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,246,911円	費用控除後の配当等収益額	A	3,027,201円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	154,460,198円	収益調整金額	C	133,477,143円
分配準備積立金額	D	3,230,475円	分配準備積立金額	D	12,917,555円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	159,937,584円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	149,421,899円
当ファンドの期末残存口数	F	523,460,749口	当ファンドの期末残存口数	F	452,159,402口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	3,055円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	3,304円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,046,921円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	904,318円
第98期 令和 4年 1月15日 令和 4年 2月14日			第104期 令和 4年 7月15日 令和 4年 8月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,594,275円	費用控除後の配当等収益額	A	3,489,757円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	153,555,368円	収益調整金額	C	125,796,953円
分配準備積立金額	D	4,399,658円	分配準備積立金額	D	14,104,363円

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日			当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	160,549,301円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	143,391,073円
当ファンドの期末残存口数	F	520,377,996口	当ファンドの期末残存口数	F	425,887,919口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,085円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,366円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,040,755円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	851,775円
第99期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月14日			第105期 令和 4年 8月16日 令和 4年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,038,899円	費用控除後の配当等収益額	A	3,725,095円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	151,991,347円	収益調整金額	C	122,938,508円
分配準備積立金額	D	5,886,303円	分配準備積立金額	D	16,292,088円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	159,916,549円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	142,955,691円
当ファンドの期末残存口数	F	515,056,778口	当ファンドの期末残存口数	F	415,968,113口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,104円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,436円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,030,113円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	831,936円
第100期 令和 4年 3月15日 令和 4年 4月14日			第106期 令和 4年 9月15日 令和 4年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,519,161円	費用控除後の配当等収益額	A	3,056,666円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	148,995,737円	収益調整金額	C	122,477,889円
分配準備積立金額	D	6,742,864円	分配準備積立金額	D	19,072,729円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	159,257,762円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	144,607,284円
当ファンドの期末残存口数	F	504,852,997口	当ファンドの期末残存口数	F	414,290,059口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,154円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,490円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,009,705円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	828,580円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	56,025,504	△17,111,355
親投資信託受益証券	—	—
合計	56,025,504	△17,111,355

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1口当たり純資産額	0.6669円	0.7250円
(1万口当たり純資産額)	(6,669円)	(7,250円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（BR Lクラス）	408,783,606	296,654,262	
投資信託受益証券 合計		408,783,606	296,654,262	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,970	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,970	
合計		408,883,198	296,754,232	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,781,771	7,356,220
投資信託受益証券	190,062,730	247,751,171
親投資信託受益証券	99,980	99,970
流動資産合計	194,944,481	255,207,361
資産合計	194,944,481	255,207,361
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	910,536	1,010,967
未払解約金	-	8,890
未払受託者報酬	5,261	6,848
未払委託者報酬	184,132	239,668
未払利息	1	11
その他未払費用	691	904
流動負債合計	1,100,621	1,267,288
負債合計	1,100,621	1,267,288
純資産の部		
元本等		
元本	182,107,383	202,193,520
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	11,736,477	51,746,553
（分配準備積立金）	50,144,922	83,048,392
元本等合計	193,843,860	253,940,073
純資産合計	193,843,860	253,940,073
負債純資産合計	194,944,481	255,207,361

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 3年10月15日 令和 4年 4月14日	自 至	当期 令和 4年 4月15日 令和 4年10月14日
営業収益				
配当株式		7,677,902		13,102,542
受取利息		2		3
有価証券売買等損益		5,720,374		30,406,579
営業収益合計		13,398,278		43,509,124
営業費用				
支払利息		269		632
受託者報酬		32,203		36,649
委託者報酬		1,127,060		1,282,731
その他費用		4,235		4,828
営業費用合計		1,163,767		1,324,840
営業利益又は営業損失（△）		12,234,511		42,184,284
経常利益又は経常損失（△）		12,234,511		42,184,284
当期純利益又は当期純損失（△）		12,234,511		42,184,284
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△1,574,108		23,846
期首剰余金又は期首欠損金（△）		4,252,968		11,736,477
剰余金増加額又は欠損金減少額		114,954		4,470,556
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		6,343		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		108,611		4,470,556
剰余金減少額又は欠損金増加額		747,912		749,809
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		690,190		749,809
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		57,722		-
分配金		5,692,152		5,871,109
期末剰余金又は期末欠損金（△）		11,736,477		51,746,553

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	198,913,149円	182,107,383円
期中追加設定元本額	4,008,353円	23,402,042円
期中一部解約元本額	20,814,119円	3,315,905円
2. 受益権の総数	182,107,383口	202,193,520口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日																																																						
1.分配金の計算過程 第95期 令和 3年10月15日 令和 3年11月15日	1.分配金の計算過程 第101期 令和 4年 4月15日 令和 4年 5月16日																																																						
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,263,532円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>99,022,070円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>54,634,921円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>154,920,523円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>199,533,290口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>7,764円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>50円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,263,532円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	99,022,070円	分配準備積立金額	D	54,634,921円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	154,920,523円	当ファンドの期末残存口数	F	199,533,290口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,764円	1万口当たり分配金額	H	50円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,233,569円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>91,609,042円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>50,063,456円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>142,906,067円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>182,455,616口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>7,832円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>50円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,233,569円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	91,609,042円	分配準備積立金額	D	50,063,456円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	142,906,067円	当ファンドの期末残存口数	F	182,455,616口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,832円	1万口当たり分配金額	H	50円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	1,263,532円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																					
収益調整金額	C	99,022,070円																																																					
分配準備積立金額	D	54,634,921円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	154,920,523円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	199,533,290口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,764円																																																					
1万口当たり分配金額	H	50円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	1,233,569円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																					
収益調整金額	C	91,609,042円																																																					
分配準備積立金額	D	50,063,456円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	142,906,067円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	182,455,616口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,832円																																																					
1万口当たり分配金額	H	50円																																																					

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日			当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	997,666円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	912,278円
第96期 令和 3年11月16日 令和 3年12月14日			第102期 令和 4年 5月17日 令和 4年 6月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,006,891円	費用控除後の配当等収益額	A	1,701,424円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	99,509,270円	収益調整金額	C	102,127,939円
分配準備積立金額	D	54,862,073円	分配準備積立金額	D	50,365,684円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	155,378,234円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	154,195,047円
当ファンドの期末残存口数	F	200,114,319口	当ファンドの期末残存口数	F	195,802,531口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,764円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,875円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,000,571円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	979,012円
第97期 令和 3年12月15日 令和 4年 1月14日			第103期 令和 4年 6月15日 令和 4年 7月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,245,962円	費用控除後の配当等収益額	A	1,800,254円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	96,833,767円	収益調整金額	C	102,652,154円
分配準備積立金額	D	53,123,616円	分配準備積立金額	D	51,058,828円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	151,203,345円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	155,511,236円
当ファンドの期末残存口数	F	194,384,240口	当ファンドの期末残存口数	F	196,434,853口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,778円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,916円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	971,921円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	982,174円
第98期 令和 4年 1月15日 令和 4年 2月14日			第104期 令和 4年 7月15日 令和 4年 8月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	999,696円	費用控除後の配当等収益額	A	2,116,397円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	10,017,123円
収益調整金額	C	90,248,393円	収益調整金額	C	103,089,800円
分配準備積立金額	D	49,505,344円	分配準備積立金額	D	51,820,326円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	140,753,433円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	167,043,646円
当ファンドの期末残存口数	F	180,827,562口	当ファンドの期末残存口数	F	196,918,978口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,783円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,482円

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日			当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日		
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	904,137円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	984,594円
第99期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月14日			第105期 令和 4年 8月16日 令和 4年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	885,737円	費用控除後の配当等収益額	A	3,474,297円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	17,523,475円
収益調整金額	C	90,741,690円	収益調整金額	C	106,286,624円
分配準備積立金額	D	49,600,206円	分配準備積立金額	D	62,774,684円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	141,227,633円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	190,059,080円
当ファンドの期末残存口数	F	181,464,280口	当ファンドの期末残存口数	F	200,416,938口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,782円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	9,483円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	907,321円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,002,084円
第100期 令和 4年 3月15日 令和 4年 4月14日			第106期 令和 4年 9月15日 令和 4年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,494,597円	費用控除後の配当等収益額	A	2,108,819円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	91,257,076円	収益調整金額	C	108,800,017円
分配準備積立金額	D	49,560,861円	分配準備積立金額	D	81,950,540円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	142,312,534円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	192,859,376円
当ファンドの期末残存口数	F	182,107,383口	当ファンドの期末残存口数	F	202,193,520口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,814円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	9,538円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	910,536円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,010,967円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	30,501,611	△6,581,178
親投資信託受益証券	—	—
合計	30,501,611	△6,581,178

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1口当たり純資産額	1.0644円	1.2559円
(1万口当たり純資産額)	(10,644円)	(12,559円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（MX Nクラス）	262,198,298	247,751,171	
投資信託受益証券 合計		262,198,298	247,751,171	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,970	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,970	
合計		262,297,890	247,851,141	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,396,982	4,289,307
投資信託受益証券	187,134,163	188,036,615
親投資信託受益証券	9,998	9,997
未収入金	-	10,413,170
流動資産合計	191,541,143	202,749,089
資産合計	191,541,143	202,749,089
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,910,101	1,851,843
未払解約金	-	8,781,838
未払受託者報酬	5,124	5,387
未払委託者報酬	179,368	188,519
未払利息	1	6
その他未払費用	673	710
流動負債合計	2,095,267	10,828,303
負債合計	2,095,267	10,828,303
純資産の部		
元本等		
元本	477,525,437	462,960,772
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△288,079,561	△271,039,986
（分配準備積立金）	23,465,700	44,302,096
元本等合計	189,445,876	191,920,786
純資産合計	189,445,876	191,920,786
負債純資産合計	191,541,143	202,749,089

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 3年10月15日 令和 4年 4月14日	自 至	当期 令和 4年 4月15日 令和 4年10月14日
営業収益				
配当株式		27,754,096		38,319,546
受取利息		3		2
有価証券売買等損益		△64,264,962		△16,003,653
営業収益合計		△36,510,863		22,315,895
営業費用				
支払利息		333		518
受託者報酬		32,446		31,322
委託者報酬		1,135,618		1,096,015
その他費用		4,272		4,113
営業費用合計		1,172,669		1,131,968
営業利益又は営業損失（△）		△37,683,532		21,183,927
経常利益又は経常損失（△）		△37,683,532		21,183,927
当期純利益又は当期純損失（△）		△37,683,532		21,183,927
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		3,577,258		180,840
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△249,289,884		△288,079,561
剰余金増加額又は欠損金減少額		37,676,844		36,533,029
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		37,676,844		36,533,029
剰余金減少額又は欠損金増加額		23,709,241		28,882,736
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		23,709,241		28,882,736
分配金		11,496,490		11,613,805
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△288,079,561		△271,039,986

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	498,909,335円	477,525,437円
期中追加設定元本額	39,910,134円	46,059,999円
期中一部解約元本額	61,294,032円	60,624,664円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	288,079,561円	271,039,986円
3. 受益権の総数	477,525,437口	462,960,772口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日																																				
1.分配金の計算過程 第95期 令和 3年10月15日 令和 3年11月15日	1.分配金の計算過程 第101期 令和 4年 4月15日 令和 4年 5月16日																																				
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>4,026,535円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>396,786,795円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>9,453,055円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>410,266,385円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,026,535円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	396,786,795円	分配準備積立金額	D	9,453,055円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	410,266,385円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>4,170,491円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>389,029,542円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>23,325,205円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>416,525,238円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,170,491円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	389,029,542円	分配準備積立金額	D	23,325,205円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	416,525,238円
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	4,026,535円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																			
収益調整金額	C	396,786,795円																																			
分配準備積立金額	D	9,453,055円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	410,266,385円																																			
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	4,170,491円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																			
収益調整金額	C	389,029,542円																																			
分配準備積立金額	D	23,325,205円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	416,525,238円																																			

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日			当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日		
当ファンドの期末残存口数	F	491,247,716口	当ファンドの期末残存口数	F	479,957,223口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,351円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,678円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,964,990円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,919,828円
第96期 令和 3年11月16日 令和 3年12月14日			第102期 令和 4年 5月17日 令和 4年 6月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,236,953円	費用控除後の配当等収益額	A	5,901,731円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	396,849,604円	収益調整金額	C	393,415,671円
分配準備積立金額	D	11,307,558円	分配準備積立金額	D	25,506,194円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	410,394,115円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	424,823,596円
当ファンドの期末残存口数	F	491,060,127口	当ファンドの期末残存口数	F	484,923,649口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,357円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,760円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,964,240円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,939,694円
第97期 令和 3年12月15日 令和 4年 1月14日			第103期 令和 4年 6月15日 令和 4年 7月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,395,392円	費用控除後の配当等収益額	A	8,681,321円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	378,072,585円	収益調整金額	C	409,895,888円
分配準備積立金額	D	10,773,180円	分配準備積立金額	D	29,343,672円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	393,241,157円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	447,920,881円
当ファンドの期末残存口数	F	467,495,822口	当ファンドの期末残存口数	F	503,676,604口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,411円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,893円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,869,983円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	2,014,706円
第98期 令和 4年 1月15日 令和 4年 2月14日			第104期 令和 4年 7月15日 令和 4年 8月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,711,004円	費用控除後の配当等収益額	A	6,504,932円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	381,508,869円	収益調整金額	C	400,498,088円
分配準備積立金額	D	13,251,139円	分配準備積立金額	D	34,846,859円

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日			当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	399,471,012円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	441,849,879円
当ファンドの期末残存口数	F	471,537,284口	当ファンドの期末残存口数	F	491,740,178口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,471円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,985円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,886,149円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,966,960円
第99期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月14日			第105期 令和 4年 8月16日 令和 4年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,442,708円	費用控除後の配当等収益額	A	6,816,122円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	384,656,993円	収益調整金額	C	391,446,966円
分配準備積立金額	D	16,065,054円	分配準備積立金額	D	38,110,193円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	403,164,755円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	436,373,281円
当ファンドの期末残存口数	F	475,256,879口	当ファンドの期末残存口数	F	480,193,650口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,483円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,087円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,901,027円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,920,774円
第100期 令和 4年 3月15日 令和 4年 4月14日			第106期 令和 4年 9月15日 令和 4年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,935,094円	費用控除後の配当等収益額	A	5,085,784円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	386,787,323円	収益調整金額	C	377,792,351円
分配準備積立金額	D	16,440,707円	分配準備積立金額	D	41,068,155円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	412,163,124円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	423,946,290円
当ファンドの期末残存口数	F	477,525,437口	当ファンドの期末残存口数	F	462,960,772口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,631円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,157円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,910,101円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,851,843円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	21,958,630	△5,593,767
親投資信託受益証券	—	—
合計	21,958,630	△5,593,767

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1口当たり純資産額	0.3967円	0.4146円
(1万口当たり純資産額)	(3,967円)	(4,146円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（TRYクラス）	1,075,724,345	188,036,615	
投資信託受益証券 合計		1,075,724,345	188,036,615	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	9,997	
親投資信託受益証券 合計		9,960	9,997	
合計		1,075,734,305	188,046,612	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,185,814	20,956,579
投資信託受益証券	1,157,496,954	1,021,154,017
親投資信託受益証券	10,024	10,023
未収入金	-	8,585,176
流動資産合計	1,181,692,792	1,050,705,795
資産合計	1,181,692,792	1,050,705,795
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	6,562,924
未払受託者報酬	28,766	29,570
未払委託者報酬	1,006,772	1,034,924
未払利息	9	32
その他未払費用	3,823	3,932
流動負債合計	1,039,370	7,631,382
負債合計	1,039,370	7,631,382
純資産の部		
元本等		
元本	3,082,263,331	1,645,558,862
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,901,609,909	△602,484,449
（分配準備積立金）	59,527,606	371,367,206
元本等合計	1,180,653,422	1,043,074,413
純資産合計	1,180,653,422	1,043,074,413
負債純資産合計	1,181,692,792	1,050,705,795

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 3年10月15日 令和 4年 4月14日	自 至	当期 令和 4年 4月15日 令和 4年10月14日
営業収益				
配当株式		95,042,009		306,900,982
受取利息		30		41
有価証券売買等損益		△300,880,162		314,275,470
その他収益		-		133,731
営業収益合計		△205,838,123		621,310,224
営業費用				
支払利息		3,120		3,510
受託者報酬		247,227		187,429
委託者報酬		8,652,952		6,559,935
その他費用		32,904		24,929
営業費用合計		8,936,203		6,775,803
営業利益又は営業損失（△）		△214,774,326		614,534,421
経常利益又は経常損失（△）		△214,774,326		614,534,421
当期純利益又は当期純損失（△）		△214,774,326		614,534,421
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△55,703,552		60,244,027
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△2,468,627,582		△1,901,609,909
剰余金増加額又は欠損金減少額		766,260,055		744,835,066
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		766,260,055		744,835,066
剰余金減少額又は欠損金増加額		9,412,971		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		9,412,971		-
分配金		30,758,637		-
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△1,901,609,909		△602,484,449

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	4,420,387,556円	3,082,263,331円
期中追加設定元本額	16,162,400円	—円
期中一部解約元本額	1,354,286,625円	1,436,704,469円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,901,609,909円	602,484,449円
3. 受益権の総数	3,082,263,331口	1,645,558,862口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日																																				
1.分配金の計算過程 第95期 令和 3年10月15日 令和 3年11月15日	1.分配金の計算過程 第101期 令和 4年 4月15日 令和 4年 5月16日																																				
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>13,252,036円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,481,049,523円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>7,685,894円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>2,501,987,453円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	13,252,036円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	2,481,049,523円	分配準備積立金額	D	7,685,894円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,501,987,453円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>27,111,994円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>1,616,471,998円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>52,204,706円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>1,695,788,698円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	27,111,994円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	1,616,471,998円	分配準備積立金額	D	52,204,706円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,695,788,698円
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	13,252,036円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																			
収益調整金額	C	2,481,049,523円																																			
分配準備積立金額	D	7,685,894円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,501,987,453円																																			
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	27,111,994円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																			
収益調整金額	C	1,616,471,998円																																			
分配準備積立金額	D	52,204,706円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,695,788,698円																																			

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日			当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日		
当ファンドの期末残存口数	F	4,149,008,104口	当ファンドの期末残存口数	F	2,703,069,676口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,030円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,273円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	8,298,016円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	—円
第96期 令和 3年11月16日 令和 3年12月14日			第102期 令和 4年 5月17日 令和 4年 6月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,661,162円	費用控除後の配当等収益額	A	71,256,206円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	64,603,774円
収益調整金額	C	2,327,207,507円	収益調整金額	C	1,224,340,379円
分配準備積立金額	D	11,847,631円	分配準備積立金額	D	60,075,669円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	2,349,716,300円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,420,276,028円
当ファンドの期末残存口数	F	3,891,735,254口	当ファンドの期末残存口数	F	2,047,359,478口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,037円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,937円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	7,783,470円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	—円
第97期 令和 3年12月15日 令和 4年 1月14日			第103期 令和 4年 6月15日 令和 4年 7月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,848,039円	費用控除後の配当等収益額	A	85,600,308円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,209,958,757円	収益調整金額	C	1,096,550,776円
分配準備積立金額	D	13,972,972円	分配準備積立金額	D	175,485,013円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	2,235,779,768円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,357,636,097円
当ファンドの期末残存口数	F	3,695,638,520口	当ファンドの期末残存口数	F	1,833,675,964口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,049円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,403円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	7,391,277円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	—円
第98期 令和 4年 1月15日 令和 4年 2月14日			第104期 令和 4年 7月15日 令和 4年 8月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,937,068円	費用控除後の配当等収益額	A	24,929,203円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,178,459,057円	収益調整金額	C	1,040,644,005円
分配準備積立金額	D	18,152,848円	分配準備積立金額	D	247,774,091円

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日			当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,207,548,973円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,313,347,299円
当ファンドの期末残存口数	F	3,642,937,250口	当ファンドの期末残存口数	F	1,740,184,606口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,059円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,547円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,285,874円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
第99期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月14日			第105期 令和 4年 8月16日 令和 4年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,292,568円	費用控除後の配当等収益額	A	38,581,696円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	31,381,911円
収益調整金額	C	1,843,219,075円	収益調整金額	C	1,013,687,612円
分配準備積立金額	D	18,425,967円	分配準備積立金額	D	265,639,304円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,867,937,610円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,349,290,523円
当ファンドの期末残存口数	F	3,082,263,331口	当ファンドの期末残存口数	F	1,695,108,276口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,060円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,959円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
第100期 令和 4年 3月15日 令和 4年 4月14日			第106期 令和 4年 9月15日 令和 4年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	34,809,071円	費用控除後の配当等収益額	A	45,574,425円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,843,219,075円	収益調整金額	C	984,056,143円
分配準備積立金額	D	24,718,535円	分配準備積立金額	D	325,792,781円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,902,746,681円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,355,423,349円
当ファンドの期末残存口数	F	3,082,263,331口	当ファンドの期末残存口数	F	1,645,558,862口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,173円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,236円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	482,459,381	△67,853,549
親投資信託受益証券	—	—
合計	482,459,381	△67,853,549

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1口当たり純資産額	0.3830円	0.6339円
(1万口当たり純資産額)	(3,830円)	(6,339円)

（追加情報）

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日
当ファンドが投資する外国投資信託「ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（ＲＵＢクラス）」は、円売り／ロシアルーブル買いの為替取引を行います。為替取引には、外国為替予約取引及び直物為替先渡取引（NDF）等を活用しております。令和 4年 2月24日に発生したロシアのウクライナ侵攻による当ファンドへの影響は以下の通りです。 ロシアが、令和 4年 2月24日に首都キーウを含むウクライナ国内の複数の都市への軍事侵攻に踏み切って以降、期末日時点においてロシア軍とウクライナ軍の戦闘が続いております。 当ファンドは今般のロシア情勢緊迫化によるNDFマーケットの流動性の枯渇が顕在化したため、令和 4年 3月 2日から設定・解約の申込み受付を停止いたしました。期末日時点においても当該取り扱いを継続しておりましたが、NDFマーケットの流動性の改善により令和 4年 5月11日より解約の申込み受付は再開しております。 今後、市場の流動性に変化があれば、状況を総合的に判断の上、設定の申込み受付を再開もしくは解約の申込み受付を再び停止させる可能性もあります。	当ファンドが投資する外国投資信託「ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（ＲＵＢクラス）」は、円売り／ロシアルーブル買いの為替取引を行います。為替取引には、外国為替予約取引及び直物為替先渡取引（NDF）等を活用しております。令和 4年 2月24日に発生したロシアのウクライナ侵攻による当ファンドへの影響は以下の通りです。 ロシアが、令和 4年 2月24日に首都キーウを含むウクライナ国内の複数の都市への軍事侵攻に踏み切って以降、期末日時点においてロシア軍とウクライナ軍の戦闘が続いております。 当ファンドは今般のロシア情勢緊迫化によるNDFマーケットの流動性の枯渇が顕在化したため、当期において設定の申込み受付停止を継続しております。 今後、市場の流動性に変化があれば、状況を総合的に判断の上、設定の申込み受付を再開もしくは解約の申込み受付を再び停止させる可能性もあります。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（ＲＵＢクラス）	2,792,327,093	1,021,154,017	
投資信託受益証券 合計		2,792,327,093	1,021,154,017	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,986	10,023	
親投資信託受益証券 合計		9,986	10,023	
合計		2,792,337,079	1,021,164,040	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	426,510	543,052
投資信託受益証券	20,782,031	21,788,007
親投資信託受益証券	9,998	9,997
流動資産合計	21,218,539	22,341,056
資産合計	21,218,539	22,341,056
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	59,180	59,770
未払解約金	4,710	99
未払受託者報酬	589	612
未払委託者報酬	20,584	21,419
その他未払費用	66	69
流動負債合計	85,129	81,969
負債合計	85,129	81,969
純資産の部		
元本等		
元本	11,836,073	11,954,133
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,297,337	10,304,954
（分配準備積立金）	7,011,605	7,976,099
元本等合計	21,133,410	22,259,087
純資産合計	21,133,410	22,259,087
負債純資産合計	21,218,539	22,341,056

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 3年10月15日 令和 4年 4月14日	自 至	当期 令和 4年 4月15日 令和 4年10月14日
営業収益				
配当株式		563,138		547,019
有価証券売買等損益		104,309		889,883
営業収益合計		667,447		1,436,902
営業費用				
支払利息		4		16
受託者報酬		3,504		3,606
委託者報酬		122,646		126,264
その他費用		400		408
営業費用合計		126,554		130,294
営業利益又は営業損失（△）		540,893		1,306,608
経常利益又は経常損失（△）		540,893		1,306,608
当期純利益又は当期純損失（△）		540,893		1,306,608
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△4,930		15,950
期首剰余金又は期首欠損金（△）		9,147,982		9,297,337
剰余金増加額又は欠損金減少額		373,287		410,609
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		373,287		410,609
剰余金減少額又は欠損金増加額		411,143		334,114
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		411,143		334,114
分配金		358,612		359,536
期末剰余金又は期末欠損金（△）		9,297,337		10,304,954

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	11,907,000円	11,836,073円
期中追加設定元本額	463,628円	507,381円
期中一部解約元本額	534,555円	389,321円
2. 受益権の総数	11,836,073口	11,954,133口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日																																																						
1. 分配金の計算過程 第95期 令和 3年10月15日 令和 3年11月15日	1. 分配金の計算過程 第101期 令和 4年 4月15日 令和 4年 5月16日																																																						
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>86,833円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>416,051円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>6,944,410円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>6,778,080円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>14,225,374円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>12,039,838口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>11,815円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>50円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	86,833円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	416,051円	収益調整金額	C	6,944,410円	分配準備積立金額	D	6,778,080円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,225,374円	当ファンドの期末残存口数	F	12,039,838口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,815円	1万口当たり分配金額	H	50円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>94,344円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>7,039,685円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>7,010,915円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>14,144,944円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>11,864,567口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>11,921円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>50円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	94,344円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	7,039,685円	分配準備積立金額	D	7,010,915円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,144,944円	当ファンドの期末残存口数	F	11,864,567口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,921円	1万口当たり分配金額	H	50円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	86,833円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	416,051円																																																					
収益調整金額	C	6,944,410円																																																					
分配準備積立金額	D	6,778,080円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,225,374円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	12,039,838口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,815円																																																					
1万口当たり分配金額	H	50円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	94,344円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																					
収益調整金額	C	7,039,685円																																																					
分配準備積立金額	D	7,010,915円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,144,944円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	11,864,567口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,921円																																																					
1万口当たり分配金額	H	50円																																																					

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日			当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	60,199円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	59,322円
第96期 令和 3年11月16日 令和 3年12月14日			第102期 令和 4年 5月17日 令和 4年 6月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	54,696円	費用控除後の配当等収益額	A	126,076円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	6,988,843円	収益調整金額	C	7,230,795円
分配準備積立金額	D	7,122,152円	分配準備積立金額	D	7,031,867円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,165,691円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,388,738円
当ファンドの期末残存口数	F	11,993,719口	当ファンドの期末残存口数	F	12,013,532口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,810円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,977円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	59,968円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	60,067円
第97期 令和 3年12月15日 令和 4年 1月14日			第103期 令和 4年 6月15日 令和 4年 7月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	75,742円	費用控除後の配当等収益額	A	74,523円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	7,043,760円	収益調整金額	C	7,291,907円
分配準備積立金額	D	7,113,513円	分配準備積立金額	D	7,091,363円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,233,015円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,457,793円
当ファンドの期末残存口数	F	12,037,449口	当ファンドの期末残存口数	F	12,059,159口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,823円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,989円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	60,187円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	60,295円
第98期 令和 4年 1月15日 令和 4年 2月14日			第104期 令和 4年 7月15日 令和 4年 8月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	68,070円	費用控除後の配当等収益額	A	89,003円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	6,983,930円	収益調整金額	C	7,404,070円
分配準備積立金額	D	7,011,135円	分配準備積立金額	D	7,093,050円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,063,135円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,586,123円
当ファンドの期末残存口数	F	11,886,347口	当ファンドの期末残存口数	F	12,142,254口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,831円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,012円

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日			当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日		
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	59,431円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	60,711円
第99期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月14日			第105期 令和 4年 8月16日 令和 4年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	61,785円	費用控除後の配当等収益額	A	85,948円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,058,880円
収益調整金額	C	7,036,648円	収益調整金額	C	7,277,075円
分配準備積立金額	D	7,018,001円	分配準備積立金額	D	6,927,971円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	14,116,434円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	15,349,874円
当ファンドの期末残存口数	F	11,929,524口	当ファンドの期末残存口数	F	11,874,372口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	11,833円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	12,926円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	59,647円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	59,371円
第100期 令和 4年 3月15日 令和 4年 4月14日			第106期 令和 4年 9月15日 令和 4年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	129,146円	費用控除後の配当等収益額	A	23,774円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	7,005,145円	収益調整金額	C	7,381,155円
分配準備積立金額	D	6,941,639円	分配準備積立金額	D	8,012,095円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	14,075,930円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	15,417,024円
当ファンドの期末残存口数	F	11,836,073口	当ファンドの期末残存口数	F	11,954,133口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	11,892円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	12,896円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	59,180円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	59,770円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	2,193,817	△1,437,191
親投資信託受益証券	—	—
合計	2,193,817	△1,437,191

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1口当たり純資産額	1.7855円	1.8620円
(1万口当たり純資産額)	(17,855円)	(18,620円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（CNYクラス）	20,581,908	21,788,007	
投資信託受益証券 合計		20,581,908	21,788,007	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	9,997	
親投資信託受益証券 合計		9,960	9,997	
合計		20,591,868	21,798,004	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	121,019	159,166
投資信託受益証券	5,896,288	6,119,807
親投資信託受益証券	9,998	9,997
流動資産合計	6,027,305	6,288,970
資産合計	6,027,305	6,288,970
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	25,997	28,956
未払解約金	660	3
未払受託者報酬	166	178
未払委託者報酬	5,793	6,088
その他未払費用	26	26
流動負債合計	32,642	35,251
負債合計	32,642	35,251
純資産の部		
元本等		
元本	5,199,474	5,791,267
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	795,189	462,452
（分配準備積立金）	438,570	473,699
元本等合計	5,994,663	6,253,719
純資産合計	5,994,663	6,253,719
負債純資産合計	6,027,305	6,288,970

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 3年10月15日 令和 4年 4月14日	自 至	当期 令和 4年 4月15日 令和 4年10月14日
営業収益				
配当株式		233,626		243,517
有価証券売買等損益		△56,600		△448,800
営業収益合計		177,026		△205,283
営業費用				
受託者報酬		1,166		1,008
委託者報酬		40,901		35,237
その他費用		155		150
営業費用合計		42,222		36,395
営業利益又は営業損失（△）		134,804		△241,678
経常利益又は経常損失（△）		134,804		△241,678
当期純利益又は当期純損失（△）		134,804		△241,678
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△33,809		△1,231
期首剰余金又は期首欠損金（△）		1,051,489		795,189
剰余金増加額又は欠損金減少額		43,009		105,613
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		43,009		105,613
剰余金減少額又は欠損金増加額		277,513		31,862
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		277,513		31,862
分配金		190,409		166,041
期末剰余金又は期末欠損金（△）		795,189		462,452

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	7,747,562円	5,199,474円
期中追加設定元本額	463,513円	836,835円
期中一部解約元本額	3,011,601円	245,042円
2. 受益権の総数	5,199,474口	5,791,267口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日																																																						
1. 分配金の計算過程 第95期 令和 3年10月15日 令和 3年11月15日	1. 分配金の計算過程 第101期 令和 4年 4月15日 令和 4年 5月16日																																																						
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>46,626円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>5,574,354円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>673,775円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>6,294,755円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>7,747,709口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>8,124円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>50円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	46,626円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	5,574,354円	分配準備積立金額	D	673,775円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,294,755円	当ファンドの期末残存口数	F	7,747,709口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,124円	1万口当たり分配金額	H	50円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>26,672円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>3,806,531円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>437,036円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>4,270,239円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>5,240,516口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>8,148円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>50円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	26,672円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	3,806,531円	分配準備積立金額	D	437,036円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,270,239円	当ファンドの期末残存口数	F	5,240,516口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,148円	1万口当たり分配金額	H	50円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	46,626円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																					
収益調整金額	C	5,574,354円																																																					
分配準備積立金額	D	673,775円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,294,755円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	7,747,709口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,124円																																																					
1万口当たり分配金額	H	50円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	26,672円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																					
収益調整金額	C	3,806,531円																																																					
分配準備積立金額	D	437,036円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,270,239円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	5,240,516口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,148円																																																					
1万口当たり分配金額	H	50円																																																					

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日			当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	38,738円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	26,202円
第96期 令和 3年11月16日 令和 3年12月14日			第102期 令和 4年 5月17日 令和 4年 6月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	32,477円	費用控除後の配当等収益額	A	35,707円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	5,412,026円	収益調整金額	C	3,933,109円
分配準備積立金額	D	655,224円	分配準備積立金額	D	434,073円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,099,727円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,402,889円
当ファンドの期末残存口数	F	7,513,748口	当ファンドの期末残存口数	F	5,391,452口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,118円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,166円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	37,568円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	26,957円
第97期 令和 3年12月15日 令和 4年 1月14日			第103期 令和 4年 6月15日 令和 4年 7月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	46,281円	費用控除後の配当等収益額	A	34,422円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	5,139,384円	収益調整金額	C	3,994,282円
分配準備積立金額	D	607,902円	分配準備積立金額	D	442,437円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,793,567円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,471,141円
当ファンドの期末残存口数	F	7,123,049口	当ファンドの期末残存口数	F	5,466,123口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,133円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,179円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,615円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	27,330円
第98期 令和 4年 1月15日 令和 4年 2月14日			第104期 令和 4年 7月15日 令和 4年 8月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,993円	費用控除後の配当等収益額	A	40,926円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	3,779,350円	収益調整金額	C	4,093,172円
分配準備積立金額	D	447,782円	分配準備積立金額	D	448,685円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,254,125円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,582,783円
当ファンドの期末残存口数	F	5,229,096口	当ファンドの期末残存口数	F	5,586,497口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,135円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,203円

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日			当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日		
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	26,145円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	27,932円
第99期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月14日			第105期 令和 4年 8月16日 令和 4年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	21,646円	費用控除後の配当等収益額	A	45,638円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	3,815,050円	収益調整金額	C	4,226,029円
分配準備積立金額	D	445,643円	分配準備積立金額	D	448,450円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,282,339円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,720,117円
当ファンドの期末残存口数	F	5,269,351口	当ファンドの期末残存口数	F	5,732,888口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,126円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,233円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	26,346円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	28,664円
第100期 令和 4年 3月15日 令和 4年 4月14日			第106期 令和 4年 9月15日 令和 4年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	36,427円	費用控除後の配当等収益額	A	37,320円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	3,771,615円	収益調整金額	C	4,274,071円
分配準備積立金額	D	428,140円	分配準備積立金額	D	465,335円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,236,182円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,776,726円
当ファンドの期末残存口数	F	5,199,474口	当ファンドの期末残存口数	F	5,791,267口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,147円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,248円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	25,997円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	28,956円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 〔令和 4年 4月14日現在〕	当期 〔令和 4年10月14日現在〕
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 〔令和 4年 4月14日現在〕	当期 〔令和 4年10月14日現在〕
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	830,082	△559,094
親投資信託受益証券	—	—
合計	830,082	△559,094

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 〔令和 4年 4月14日現在〕	当期 〔令和 4年10月14日現在〕
1口当たり純資産額	1.1529円	1.0799円
(1万口当たり純資産額)	(11,529円)	(10,799円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（Z A Rクラス）	8,701,561	6,119,807	
投資信託受益証券 合計		8,701,561	6,119,807	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	9,997	
親投資信託受益証券 合計		9,960	9,997	
合計		8,711,521	6,129,804	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	763,923	995,403
投資信託受益証券	42,607,703	47,150,508
親投資信託受益証券	99,980	99,970
流動資産合計	43,471,606	48,245,881
資産合計	43,471,606	48,245,881
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	187,496	191,607
未払解約金	13,163	279
未払受託者報酬	1,199	1,312
未払委託者報酬	41,983	45,815
未払利息	-	1
その他未払費用	150	162
流動負債合計	243,991	239,176
負債合計	243,991	239,176
純資産の部		
元本等		
元本	31,249,463	31,934,558
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	11,978,152	16,072,147
（分配準備積立金）	10,292,477	14,087,913
元本等合計	43,227,615	48,006,705
純資産合計	43,227,615	48,006,705
負債純資産合計	43,471,606	48,245,881

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 3年10月15日 令和 4年 4月14日	自 至	当期 令和 4年 4月15日 令和 4年10月14日
営業収益				
配当株式		1,067,075		2,843,110
有価証券売買等損益		△712,031		2,310,119
営業収益合計		355,044		5,153,229
営業費用				
支払利息		10		42
受託者報酬		7,195		7,495
委託者報酬		251,876		262,263
その他費用		895		945
営業費用合計		259,976		270,745
営業利益又は営業損失（△）		95,068		4,882,484
経常利益又は経常損失（△）		95,068		4,882,484
当期純利益又は当期純損失（△）		95,068		4,882,484
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△8,224		16,985
期首剰余金又は期首欠損金（△）		13,083,824		11,978,152
剰余金増加額又は欠損金減少額		199,698		581,941
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		199,698		581,941
剰余金減少額又は欠損金増加額		281,377		226,566
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		281,377		226,566
分配金		1,127,285		1,126,879
期末剰余金又は期末欠損金（△）		11,978,152		16,072,147

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	31,438,737円	31,249,463円
期中追加設定元本額	508,041円	1,234,999円
期中一部解約元本額	697,315円	549,904円
2. 受益権の総数	31,249,463口	31,934,558口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日																																																						
1.分配金の計算過程 第95期 令和 3年10月15日 令和 3年11月15日	1.分配金の計算過程 第101期 令和 4年 4月15日 令和 4年 5月16日																																																						
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>190,727円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>417,285円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>11,688,219円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>10,331,115円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>22,627,346円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>31,454,726口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>7,193円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>60円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	190,727円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	417,285円	収益調整金額	C	11,688,219円	分配準備積立金額	D	10,331,115円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	22,627,346円	当ファンドの期末残存口数	F	31,454,726口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,193円	1万口当たり分配金額	H	60円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>127,791円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>11,738,120円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>10,245,860円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>22,111,771円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>31,146,252口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>7,099円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>60円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	127,791円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	11,738,120円	分配準備積立金額	D	10,245,860円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	22,111,771円	当ファンドの期末残存口数	F	31,146,252口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,099円	1万口当たり分配金額	H	60円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	190,727円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	417,285円																																																					
収益調整金額	C	11,688,219円																																																					
分配準備積立金額	D	10,331,115円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	22,627,346円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	31,454,726口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,193円																																																					
1万口当たり分配金額	H	60円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	127,791円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																					
収益調整金額	C	11,738,120円																																																					
分配準備積立金額	D	10,245,860円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	22,111,771円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	31,146,252口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,099円																																																					
1万口当たり分配金額	H	60円																																																					

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日			当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日		
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	188,728円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	186,877円
第96期 令和 3年11月16日 令和 3年12月14日			第102期 令和 4年 5月17日 令和 4年 6月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	141,584円	費用控除後の配当等収益額	A	193,947円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	11,744,628円	収益調整金額	C	11,833,251円
分配準備積立金額	D	10,743,546円	分配準備積立金額	D	10,171,463円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	22,629,758円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	22,198,661円
当ファンドの期末残存口数	F	31,523,981口	当ファンドの期末残存口数	F	31,259,260口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,178円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,101円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	189,143円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	187,555円
第97期 令和 3年12月15日 令和 4年 1月14日			第103期 令和 4年 6月15日 令和 4年 7月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	156,450円	費用控除後の配当等収益額	A	157,410円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	11,691,090円	収益調整金額	C	11,824,173円
分配準備積立金額	D	10,590,092円	分配準備積立金額	D	10,112,305円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	22,437,632円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	22,093,888円
当ファンドの期末残存口数	F	31,299,687口	当ファンドの期末残存口数	F	31,152,985口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,168円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,092円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	187,798円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	186,917円
第98期 令和 4年 1月15日 令和 4年 2月14日			第104期 令和 4年 7月15日 令和 4年 8月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	126,017円	費用控除後の配当等収益額	A	186,234円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	508,467円
収益調整金額	C	11,668,436円	収益調整金額	C	11,851,276円
分配準備積立金額	D	10,484,131円	分配準備積立金額	D	10,049,197円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	22,278,584円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	22,595,174円
当ファンドの期末残存口数	F	31,162,616口	当ファンドの期末残存口数	F	31,143,557口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,149円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,255円

前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日			当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日		
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	186,975円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	186,861円
第99期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月14日			第105期 令和 4年 8月16日 令和 4年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	101,292円	費用控除後の配当等収益額	A	1,721,372円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,887,877円
収益調整金額	C	11,702,431円	収益調整金額	C	11,892,186円
分配準備積立金額	D	10,409,282円	分配準備積立金額	D	10,541,679円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	22,213,005円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	26,043,114円
当ファンドの期末残存口数	F	31,190,836口	当ファンドの期末残存口数	F	31,177,145口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,121円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,353円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	187,145円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	187,062円
第100期 令和 4年 3月15日 令和 4年 4月14日			第106期 令和 4年 9月15日 令和 4年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	176,695円	費用控除後の配当等収益額	A	320,071円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	11,764,274円	収益調整金額	C	12,525,012円
分配準備積立金額	D	10,303,278円	分配準備積立金額	D	13,959,449円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	22,244,247円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	26,804,532円
当ファンドの期末残存口数	F	31,249,463口	当ファンドの期末残存口数	F	31,934,558口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,118円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,393円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	187,496円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	191,607円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	当期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	4,207,988	△3,271,025
親投資信託受益証券	—	—
合計	4,207,988	△3,271,025

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 4月14日現在]	当期 [令和 4年10月14日現在]
1口当たり純資産額	1.3833円	1.5033円
(1万口当たり純資産額)	(13,833円)	(15,033円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（ＩＤＲクラス）	43,059,825	47,150,508	
投資信託受益証券 合計		43,059,825	47,150,508	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,970	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,970	
合計		43,159,417	47,250,478	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドⅩ（年２回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 〔 令和 4年 4月14日現在 〕	第18期 〔 令和 4年10月14日現在 〕
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	46,439	46,349
親投資信託受益証券	2,260,551	2,260,157
未収入金	1	1
流動資産合計	2,306,991	2,306,507
資産合計	2,306,991	2,306,507
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	2	-
未払委託者報酬	135	55
その他未払費用	122	122
流動負債合計	259	177
負債合計	259	177
純資産の部		
元本等		
元本	2,311,925	2,311,925
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,193	△5,595
元本等合計	2,306,732	2,306,330
純資産合計	2,306,732	2,306,330
負債純資産合計	2,306,991	2,306,507

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	第18期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日
営業収益		
有価証券売買等損益	△226	△225
営業収益合計	△226	△225
営業費用		
受託者報酬	2	-
委託者報酬	135	55
その他費用	122	122
営業費用合計	259	177
営業利益又は営業損失（△）	△485	△402
経常利益又は経常損失（△）	△485	△402
当期純利益又は当期純損失（△）	△485	△402
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△74	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△9,605	△5,193
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,823	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,823	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,193	△5,595

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第17期 [令和 4年 4月14日現在]	第18期 [令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	4,643,414円	2,311,925円
期中追加設定元本額	—円	—円
期中一部解約元本額	2,331,489円	—円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	5,193円	5,595円
3. 受益権の総数	2,311,925口	2,311,925口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	第18期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日																																																												
1.分配金の計算過程	1.分配金の計算過程																																																												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>—円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>19,050円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>—円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>19,050円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,311,925口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>82円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	19,050円	分配準備積立金額	D	—円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,050円	当ファンドの期末残存口数	F	2,311,925口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	82円	1万口当たり分配金額	H	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>—円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>19,050円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>—円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>19,050円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,311,925口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>82円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	19,050円	分配準備積立金額	D	—円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,050円	当ファンドの期末残存口数	F	2,311,925口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	82円	1万口当たり分配金額	H	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	—円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	19,050円																																																											
分配準備積立金額	D	—円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,050円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,311,925口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	82円																																																											
1万口当たり分配金額	H	—円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	—円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	19,050円																																																											
分配準備積立金額	D	—円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,050円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,311,925口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	82円																																																											
1万口当たり分配金額	H	—円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円																																																											

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日	第18期 自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 [令和 4年 4月14日現在]	第18期 [令和 4年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品

区分	第17期 [令和 4年 4月14日現在]	第18期 [令和 4年10月14日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第17期 [令和 4年 4月14日現在]	第18期 [令和 4年10月14日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,575	450
合計	1,575	450

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第17期 [令和 4年 4月14日現在]	第18期 [令和 4年10月14日現在]
1口当たり純資産額	0.9978円	0.9976円
(1万口当たり純資産額)	(9,978円)	(9,976円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	2,251,601	2,260,157	
合計		2,251,601	2,260,157	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・プール マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和 4年10月14日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	47,510,112
流動資産合計	47,510,112
資産合計	47,510,112
負債の部	
流動負債	
未払解約金	11
未払利息	73
流動負債合計	84
負債合計	84
純資産の部	
元本等	
元本	47,330,014
剰余金	

[令和 4年10月14日現在]

剰余金又は欠損金（△）	180,014
元本等合計	47,510,028
純資産合計	47,510,028
負債純資産合計	47,510,112

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 4年10月14日現在]
1. 期首	令和 4年 4月15日
期首元本額	53,967,022円
期中追加設定元本額	5,114,069円
期中一部解約元本額	11,751,077円
元本の内訳※	
世界投資適格債オープン（為替ヘッジあり）（毎月決算型）	5,154,901円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	125,062円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	119,857円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）	769,078円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・レアルコース（毎月決算型）	220,146円
マネー・プール・ファンドVI	32,235,504円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）	19,961円
国際オルタナティブ戦略 QTX－ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジ）成長型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 QTX－ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジ）分配型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 QTX－ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジなし）成長型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 QTX－ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジなし）分配型	99,561円
トレンド・アロケーション・オープン	997,308円
米国エネルギーMLPオープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	996,215円

	[令和 4年10月14日現在]
米国エネルギーMLPオープン（毎月決算型）為替ヘッジなし	996,215円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなし コース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決 算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピー コース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ル ピアコース（毎月決算型）	99,602円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（1 年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎 月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース （1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース （毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース （1年決算型）	9,959円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース （毎月決算型）	9,959円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース （1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース （毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・レ アルコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・レ アルコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペ ソコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペ ソコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラ コース（1年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラ コース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルー ブルコース（1年決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルー ブルコース（毎月決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース （1年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース （毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ ランドコース（1年決算型）	9,960円

	[令和 4年10月14日現在]
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（1年決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドIX（1年決算型）	1,392,597円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドX（年2回決算型）	2,251,601円
欧州アクティブ株式オープン（為替ヘッジあり）	4,979円
欧州アクティブ株式オープン（為替ヘッジなし）	4,979円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）毎月決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）年2回決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）毎月決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）年2回決算型	9,952円
合計	47,330,014円
2. 受益権の総数	47,330,014口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4年 4月15日 至 令和 4年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券

区分	[令和 4年10月14日現在]
	売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 4年10月14日現在]
1口当たり純資産額	1.0038円
(1万口当たり純資産額)	(10,038円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

I 資産総額	124,869,626
II 負債総額	68,726
III 純資産総額（I－II）	124,800,900
IV 発行済口数	83,703,219口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.4910
（10,000口当たり）	（14,910）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

I 資産総額	1,928,967,711
II 負債総額	1,065,336
III 純資産総額（I－II）	1,927,902,375
IV 発行済口数	1,128,879,217口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.7078
（10,000口当たり）	（17,078）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

I 資産総額	11,834,552
II 負債総額	6,522
III 純資産総額（I－II）	11,828,030
IV 発行済口数	9,288,922口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.2733
（10,000口当たり）	（12,733）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

I 資産総額	179,015,467
II 負債総額	97,782
III 純資産総額（I－II）	178,917,685
IV 発行済口数	144,571,550口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.2376
（10,000口当たり）	（12,376）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

I 資産総額	305,039,900
II 負債総額	172,472
III 純資産総額（I－II）	304,867,428
IV 発行済口数	408,192,720口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.7469
（10,000口当たり）	（7,469）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

I 資産総額	264,808,767
II 負債総額	409,320
III 純資産総額（I－II）	264,399,447
IV 発行済口数	201,133,624口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.3145
（10,000口当たり）	（13,145）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	200,972,154
II 負債総額	173,482
III 純資産総額（I－II）	200,798,672
IV 発行済口数	467,167,655口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.4298
（10,000口当たり）	（4,298）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	1,109,818,849
II 負債総額	10,291,657
III 純資産総額（I－II）	1,099,527,192
IV 発行済口数	1,604,063,904口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.6855
（10,000口当たり）	（6,855）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	23,013,898
II 負債総額	12,744
III 純資産総額（I－II）	23,001,154
IV 発行済口数	11,978,448口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.9202
（10,000口当たり）	（19,202）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

I 資産総額	6,567,320
II 負債総額	3,609
III 純資産総額（I－II）	6,563,711
IV 発行済口数	5,809,751口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.1298
（10,000口当たり）	（11,298）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

I 資産総額	48,982,324
II 負債総額	27,078
III 純資産総額（I－II）	48,955,246
IV 発行済口数	31,953,100口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.5321
（10,000口当たり）	（15,321）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドX（年2回決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

I 資産総額	2,306,330
II 負債総額	17
III 純資産総額（I－II）	2,306,313
IV 発行済口数	2,311,925口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.9976
（10,000口当たり）	（9,976）

（参考）

マネー・プール マザーファンド

純資産額計算書

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

I 資産総額	47,508,414
II 負債総額	112
III 純資産総額（I－II）	47,508,302
IV 発行済口数	47,329,818口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.0038
（10,000口当たり）	（10,038）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定められ、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に

対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2022年10月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年10月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	900	22,513,595
追加型公社債投資信託	16	1,367,829
単位型株式投資信託	92	426,822
単位型公社債投資信託	51	124,127
合 計	1,059	24,432,373

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	※2 56,803,388	※2 51,593,362
有価証券	2,001	293,326
前払費用	598,135	645,109
未収入金	31,359	61,092

未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	※2	662,230	※2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	548,902	※1	391,042
器具備品	※1	1,435,369	※1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	※1	814,684	※1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	※2 5,200,810	※2 6,423,139
その他未払金	※2 4,412,521	※2 4,565,457
未払費用	※2 4,755,909	※2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517

流動負債合計	18,606,476	19,066,990
固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		

支払手数料	※2	26,689,896	※2	31,644,834
広告宣伝費		668,150		720,785
公告費		250		500
調査費				
調査費		2,077,942		2,430,158
委託調査費		12,035,954		14,557,009
事務委託費		798,528		1,450,062
営業雑経費				
通信費		296,490		138,868
印刷費		378,180		379,428
協会費		51,841		49,590
諸会費		16,613		17,729
事務機器関連費		1,977,769		2,172,978
その他営業雑経費		8,391		649
営業費用合計		45,000,009		53,562,596
一般管理費				
給料				
役員報酬		352,879		414,260
給料・手当		6,461,546		6,496,233
賞与引当金繰入		933,381		942,287
役員賞与引当金繰入		160,710		149,028
福利厚生費		1,272,568		1,282,310
交際費		2,721		4,874
旅費交通費		22,768		21,698
租税公課		402,939		430,233
不動産賃借料		666,331		724,961
退職給付費用		481,135		494,615
役員退職慰労引当金繰入		11,763		-
固定資産減価償却費		1,358,911		2,249,287
諸経費		413,538		379,054
一般管理費合計		12,541,193		13,588,846
営業利益		12,888,103		15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	170,807	243,133
受取利息	※2 2,726	※2 7,408
投資有価証券償還益	81,557	1,089,101
収益分配金等時効完成分	275,835	137,485
受取賃貸料	※2 65,808	※2 65,808
その他	12,504	36,211
営業外収益合計	609,239	1,579,148
営業外費用		
投資有価証券償還損	95,946	3,074
時効後支払損引当金繰入	16,395	16,548
事務過誤費	-	76,076

賃貸関連費用	13,472	15,780
その他	2,932	7,585
営業外費用合計	128,747	119,066
経常利益	13,368,595	17,011,221
特別利益		
投資有価証券売却益	2,007,655	605,706
特別利益合計	2,007,655	605,706
特別損失		
投資有価証券売却損	51,737	28,188
投資有価証券評価損	26,317	36,558
固定資産除却損	※1 536	※1 13,094
特別損失合計	78,591	77,840
税引前当期純利益	15,297,659	17,539,087
法人税、住民税及び事業税	※2 4,755,427	※2 5,366,608
法人税等調整額	△19,122	22,446
法人税等合計	4,736,304	5,389,054
当期純利益	10,561,354	12,150,032

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						
		資本剰余金			利益剰余金		
					その他利益剰余金		

	資本金	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採

用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(1)収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2)時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）

(1)概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2)適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円

未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額	9,457,670千円
② 1株当たり配当額	44,700円
③ 基準日	令和2年3月31日
④ 効力発生日	令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額	10,576,511千円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	49,988円
④ 基準日	令和3年3月31日
⑤ 効力発生日	令和3年6月29日

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581

合計	211,581	—	—	211,581
----	---------	---	---	---------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	10,576,511千円
②	1株当たり配当額	49,988円
③	基準日	令和3年3月31日
④	効力発生日	令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①	配当金の総額	6,075,125千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	28,713円
④	基準日	令和4年3月31日
⑤	効力発生日	令和4年6月29日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	2,001	2,001	—
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—
資産計	20,887,311	20,887,311	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式160,600千

円 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上	株式	—	—	—

額が取得原価を 超えないもの	債券 その他	— 6,273,658	— 6,561,836	— △288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がないため、含めておりません。

3.売却したその他有価証券

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	第37期 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	△18,826	△46,069
退職給付の支払額	△192,890	△179,650
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	第37期 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
--	-------------------------------------	-------------------------------------

年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△159,390	△115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	△2,649,846	△2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	△354,043	△288,681
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	△258,835	△189,708
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	△44,130	△47,588
数理計算上の差異の費用処理額	41,361	△3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る退職給付費用	329,255	343,245

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	△79,225	△58,088
連結納税適用による時価評価	△1,203	△1,149
その他有価証券評価差額金	△1,015,785	△717,957
その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	△1,096,346	△777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な

要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1.関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に係る事務代 行手数料の支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円

会社						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円
----	--	--	--	--	--	----------------	---------------	---------------	------	---------------

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,097,951千円	未払手数料	838,058千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,025,984千円	未払手数料	1,319,958千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- ①定款の変更等
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ②訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ②資本金の額：324,279百万円（2022年3月末現在）
- ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①名称	②資本金の額 (2022年3月末現在)	③事業の内容
株式会社SBI証券	48,323 百万円 (2022年9月30日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- （1）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- （2）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2022年10月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

- （1）目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することがあります。
- （2）投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
 - ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
 - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
 - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
 - ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
 - ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
 - ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
 - ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。
- （3）投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- （4）目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- （5）投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- （6）目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- （7）目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤鉄也
--------------------	-------	------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、当ファンドは当特定期間において設定の申込み受付停止を継続している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドX（年2回決算型）の令和4年4月15日から令和4年10月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドX（年2回決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。